

会 議 録 目 次

平成27年第1回海田町議会定例会（第2日目）

平成27年3月4日（水）午前9時00分開議

| | | |
|---------|----------|----|
| 日 程 第 1 | 施 政 方 針 | 3 |
| 日 程 第 2 | 一 般 質 問 | |
| | ○住吉秀公議員 | 23 |
| | ○佐中十九昭議員 | 41 |
| | ○多田雄一議員 | 51 |
| | ○兼山益大議員 | 55 |
| | ○桑原公治議員 | 64 |
| | ○大高下光信議員 | 69 |
| | ○下岡憲国議員 | 72 |
| | ○西田祐三議員 | 86 |
| | （延 会） | 98 |

平成27年第1回海田町議会定例会

会議録(第2号)

1. 招集年月日 平成27年3月3日(火)
2. 招集の場所 海田町議会議事堂
3. 開会(開議) 3月4日(水)9時00分宣告(第2日)



4. 応招議員(16名)

| | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番 | 大高下 光 信 | 2番 | 大 江 康 子 |
| 3番 | 兼 山 益 大 | 4番 | 下 岡 憲 国 |
| 5番 | 住 吉 秀 公 | 6番 | 宗 像 啓 之 |
| 7番 | 桑 原 公 治 | 8番 | 岡 田 良 訓 |
| 9番 | 西 田 祐 三 | 10番 | 多 田 雄 一 |
| 11番 | 宮 坂 二 郎 | 12番 | 西 山 勝 子 |
| 13番 | 崎 本 広 美 | 14番 | 前 田 勝 男 |
| 15番 | 佐 中 十九昭 | 16番 | 久留島 元 生 |



5. 不応招議員

なし



6. 出席議員(16名)

| | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番 | 大高下 光 信 | 2番 | 大 江 康 子 |
| 3番 | 兼 山 益 大 | 4番 | 下 岡 憲 国 |
| 5番 | 住 吉 秀 公 | 6番 | 宗 像 啓 之 |
| 7番 | 桑 原 公 治 | 8番 | 岡 田 良 訓 |
| 9番 | 西 田 祐 三 | 10番 | 多 田 雄 一 |
| 11番 | 宮 坂 二 郎 | 12番 | 西 山 勝 子 |
| 13番 | 崎 本 広 美 | 14番 | 前 田 勝 男 |
| 15番 | 佐 中 十九昭 | 16番 | 久留島 元 生 |



7. 欠席議員

なし

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

| | | |
|---------|----|-------|
| 町 | 長 | 山岡寛次 |
| 副町 | 長 | 三宅信行 |
| 総務部 | 長 | 窪地満 |
| 福祉保健部 | 長 | 臼井真 |
| 建設部 | 長 | 久保田誠司 |
| 福祉保健部 | 次長 | 湯木淳子 |
| 企画課 | 長 | 門前誠司 |
| 財政課 | 長 | 鶴岡靖三 |
| 総務課 | 長 | 脇本健二郎 |
| 税務課 | 長 | 中下義博 |
| 生活安全課 | 長 | 丹羽勤 |
| 住民課 | 長 | 尾木茂 |
| 社会福祉課 | 長 | 中川修治 |
| 子ども課 | 長 | 森川雅枝 |
| 保健センター | 所長 | 森原知美 |
| 都市整備課 | 長 | 近森茂 |
| 建設課 | 長 | 木村生栄 |
| 上下水道課 | 長 | 龍岩広幸 |
| 会計管理者 | | 加藤一生 |
| 教育 | 長 | 中村弘市 |
| 教育 | 次長 | 細川真示 |
| 学校教育課 | 長 | 石川直之 |
| 生涯学習課 | 長 | 花本則之 |
| 町民サービス室 | 長 | 松浦邦彦 |

9. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 伊 藤 仁 士
主 幹 宮 垣 将 司
主 任 主 事 戸 成 正 考

~~~~~〇~~~~~

10. 議 事 日 程

- 日程第 1 施政方針  
日程第 2 一般質問  
日程第 3 第 18 号議案 海田町保育所条例の一部を改正する条例の改正について  
日程第 4 第 19 号議案 海田町児童クラブ運営条例の一部を改正する条例の制定について  
日程第 5 第 20 号議案 海田町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について  
日程第 6 第 21 号議案 平成27年度海田町一般会計予算  
日程第 7 第 22 号議案 平成27年度海田町公共下水道事業特別会計予算  
日程第 8 第 23 号議案 平成27年度海田町国民健康保険特別会計予算  
日程第 9 第 24 号議案 平成27年度海田町介護保険特別会計予算  
日程第 10 第 25 号議案 平成27年度海田町後期高齢者医療特別会計予算  
日程第 11 第 26 号議案 平成27年度海田町水道事業会計予算  
日程第 12 発議第 1 号 政党助成金の廃止を求める意見書案  
日程第 13 発議第 2 号 海田公民館整備基本構想特別委員会設置に関する決議案

~~~~~〇~~~~~

11. 議 事 の 内 容

午前9時00分 開議

○議長（久留島）皆さん、おはようございます。本日も大変ご苦労さまでございます。ただいまの出席議員数は、16名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。なお、本日は報道のためカメラ等の撮影を許可しておりますので、ご了承ください。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しております日程第1から日程第13に至る各議案でございます。

~~~~~〇~~~~~

○議長（久留島）日程第1、昨日に引き続き続き施政方針についてを議題といたします。

ここで町長より発言を求められておりますので、これを許します。町長。

○町長（山岡）皆さんおはようございます。昨年の施政方針の中で、2ページにですね、

ひと・まちと読み上げましたが、まち・ひとの間違いでございましたので、訂正させていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（久留島）これより、昨日の施政方針に対する質問を行いたいと思いますが、ここで議長よりお願いと確認をしておきます。先の議会運営委員会決定事項でもお知らせしておりますように、議事の都合により、具体の予算そのものに関するもの、条例案として提出されているもの、ほかに質疑、質問のできる場があるものについては、できるだけ、設置を予定している予算審査特別委員会または一般質問の場で質疑質問を行っていただきたいと思います。また、施政方針に対する質問の回数は、議員1人につき3回までといたします。それではこれより町長の施政方針に対する質問を行います。質問があれば許します。佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。先ほどあった、まち・ひと・しごとの件についてお尋ねをいたします。施政方針の中では、予算の、そういう計上、そういう意味で、まち・ひと・しごとという表現をされておりますが、本来の目的であれば、あるいは、この事業の目標、目的ですね、これについては、全くここに表現をされておられません。具体的な仕事については、いくらかは載っておりますし、予算の概要にも載っておる訳ですが、町長の施政方針、目標や総合戦略、基本的な方針がここで問われておりませんけれども、これはどうなのか、お尋ねを申し上げます。それからもうひとつ、教育の問題でお尋ねをいたしますけれども、教育は学校だけではございません。昨日の教育委員会の約半世紀で教育委員会制度を改革をしたというんか、改善をするというか、これを新教育委員会制度でどう発展をさせるのか、これが全く明記をされておられません。自治体の将来に対する責任や改革や活性化、それに基づく大綱ですね、これの策定は、予算の中では多少出てくるんだと思いますが、町長の方針としてね、今度は教育委員会独自でなくて町長の方の教育制度の問題で、非常にウエイトが高い訳ですが、これが位置付けられておりません。そういう面では町長の施政方針はどうなのか。それから、生涯学習にあたるのかどうか分かりませんが、図書館は30年、それからふるさと館は20年という記念で、事業を推進をされるという来年度の方針であります。もっと大事なのがですね、被爆70周年にあたるんですね。だから、もうこれは県をあげてやる中で、海田町の位置付けが全く明確でないんですが、これはどうなのか、お尋ねをいたします。これが3点目です。4点目には尾崎川の排水ポンプ、12月の議会の中で、28年度をめどに工事に着手するという、いろいろ考えるにあたってですね、もう猶予ならない状況が、毎年、だん

だん悪化をしてきよる訳ですね。早く手を打つ必要があるんですが、その位置付け、全く明記されていないんですが、これはどうなのか、以上4点をお尋ねします。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）佐中議員の質問に対しまして答弁させていただきますが、まち・ひと・しごとの関係につきましても、常にこれは、町長を預かる身としましては根幹としてですね、取り組みをしなきゃいけないという考えを持っておりますが、今回、時代もかなり様子も世の中も変わったというのを踏まえて、国の地方創生という大きな柱を、昨年到我々のところにも、私も東京の研修に行かしていただいて、石破大臣の方からいろんなことを聞きまして、それをもって、いち早く町の幹部会の方で皆さんに披露しましてですね、そしてこの中で町が取り入れられるものがあつたら、すぐに対応するように指示をさせていただいた経緯がございます。そういったことから、時代の要請とか世の中の変化、経済情勢も踏まえて、新しい国づくりを国が求めた中で、町として、県としての、いろんな形で、この、まち・ひと・しごとというのが、一番大切な基本になるという、中心からですね、それぞれ、今回の予算の中にも取り入れてやっているつもりでございます。次に、教育委員会の件でございますが、これも、教育の法律が国の方で変えられて、それによって、教育委員会の組織並びに制度はかなり変わったということも踏まえて、先ほど話にもございましたように、子どもの教育というのは、次の世代を海田町を担ういちばん大切な教育というふうに、私も以前からずっと思っておりますので、この点についても、より一層ですね、教育委員会と執行部と一緒に、町の教育問題に取り組んでいきたい、その一環といたしましてですね、一日も早い耐震補強の問題、施設の問題、それから、エアコン、昨年付けさせていただきましたが、今年は防犯カメラと、あらゆる教育施設の充実を図っていきたいと、こういうように考えております。それから、生涯学習の問題で、ふるさと館と図書館の20周年、30周年という、これ年度がある訳でございますが、この件につきましても、教育委員会等を踏まえてですね、今現在の海田町の文化施設並びに教育の問題、生涯学習と一緒にですね、どういふようなことをすれば皆さん方に理解ができるんか、また会館のスペースとか中のいろんな状況も判断をしながら、教育委員会と一緒にやっていきたいと思っております。また、被爆70周年という問題もご指摘をいただきましたが、確かに広島市を中心としてですね、被爆70周年問題を取り上げられて、我々も近距離のところですね、被爆を受けたということで、非核の問題も早く宣言もをさせていただきまして、併せて、市といろんな

取り組みを一緒になってるところがたくさんございますので、それらと一緒にやっていきたいと、こういうように考えております。また、尾崎川のポンプの問題でございますが、これは長年の懸案でございます、県の方とか国の方へも毎年陳情にも行っております。なかなかポンプの増設ができないというのはございますが、今県の方では矢野の方にちょっと増圧の大きなものやるという計画をいただきまして、1日も早くこれをやっていただきたいということから、陳情を重ねながら様子も見させていただきながら、海田町に1日も早い尾崎川の排水の施設に対しての、協力をさせていただくということでやっとなる訳でございます。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）まち・ひと・しごとの位置付けの問題、町長の答弁でおおむね表現としては分かるとるんですが、なぜ、これにしても教育委員会の新制度にしてもね、なぜ施政方針の中で、来年度の、私は大きな改革だと思うんですがね、ここに落ちとることが、私はおかしいいうんか、位置付けが明確でないんですね。だから、なんでなんかなど。おっしゃることは分かるんですよ、答弁の中身は分かりますよ。事業をやっておいでなのも分かるんですが、大きな位置付けが明確化されてないんですね。特に、教育の問題なんかにはいたしましてもですね、今回の一番最大の、問われている問題は、責任の明確化が問われて、そういう新教育委員会制度になってきた訳ですね、そのために政治的中立性とか安定性、継続性の確保、この2点が大きな柱の中にある訳です。それが今まで教育委員会が教育の問題、責任を持ってやりよったのが、町長部局の方に決定権を譲るといふ、ここに、大きな50年ぐらい経つ訳ですけども、この位置付けが薄いいうて言いよる訳ですよ。なぜ、今のまち・ひと・ムラの問題、創生の問題ね、教育の問題、なぜ載せなかったかなどというのは私疑問に思うんですが、あとの被爆の問題であるとか、70周年の問題であるとか、それから尾崎川のポンプの問題、事業の中でいくらかですね、起こしてもらえばいい訳ですが、特に被爆の問題は、年々お年寄りが少なくなっていくいうんかね、体験をされた人が。そういう状況のもとで、非常に節目の時だというように思うんです。それを祈念をして、平和の位置付けを明確にして事業をやる、またやらなければ、それなりの今までの70年間の教訓を施政方針の中で明らかにしていくという、この姿勢が欠けとるからおかしいなと思って私が質問する訳ですが、それどうなんですか。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）教育委員会の問題につきましても、教育問題は、これもずっと引き続いて、同じ状況でかわいい子どものための教育としてですね、町の取り組みは変わらないということなんですけど、国の方の教育方針が、先ほどご指摘のように何十年ぶりにこういう改革があったということを受けて、今の教育制度に全然変わらなくですね、新しく、執行部の方にウエイトがかかってきた教育行政になるというふうに聞いておりますが、中身の件につきましてですね、いま一つ、我々も把握してないこともたくさんあると思いますので、併せて、それらを教育委員会と一緒にですね、海田町の教育に合う形の教育をさせていただくと。県も、そういうことでこの間もちょっと県の方の先生方にも話した、教育委員会にも話してみたんですが、我々が受けて、また県から町の教育委員会、市の教育委員会とも協調をしながらですね、いろんな問題に対処していきたいという考えを持っておられますので、改めてですね、昨日もご承認いただきましたように、教育長にまた中村先生にやっただけでございまして、そこらは早急にですね、今ご指摘のことも踏まえて、取り組んで、海田町の教育にふさわしいものをしていきたいと考えております。被爆 70 年記念、確かにですね、原爆の会も、どこもだんだんだんだんですね、解散をされておる状況でございまして。海田町におきましても、以前はたくさんの方が、原爆手帳とか、いろんな会をつくっておられたんですが、ほとんど今は、それが衰退という言い方が悪いのですが、だんだん減ってる状況でございまして。しかしながら、この原爆の悲惨な状態は、我々も目の当たりに見て、非常に大変な仕事と、仕事と申しますか、事件、事故であったというふうに考えておりますので、改めてですね、この問題も、広島市と色々な協調しながら一緒にやっていかしていきたい、こういうように思っております。

○議長（久留島）ほかに質疑ございませんか。住吉議員。

○5 番（住吉）5 番議員、住吉です。5 点ほどお尋ねさせていただきます。まず、施政方針の最初の方で、退職者の状況から人件費の減を見込むと町長は述べられておりますが、ベテラン議員が大量に退職されますよね。失礼しました、ベテラン職員が大量に退職されます。こういった方々を、町長、このままほんとに退職させてしまうのか。確かに若手の優秀な職員はいらっしやいますけども、経験がやはり足りないと思うんですね。その点を補うために、やはりベテラン職員の定年延長等が必要だと思いますが、その辺、町長は、どのように考えていらっしやいますでしょうか。続きまして、子どもが健やかに育つ環境の整備の中で、児童虐待の早期発見、これまでも私一般質問で取り上げまし

たが、先日、川崎市で痛ましい事件がありましたよね。あれに関しても、周りの子どもたちはああいった暴行を受けている事実を知っていた。にもかかわらず、大人が気づいていなかった。ましてや警察は気づくきっかけがあったのに調べなかった、といった問題がございます。町長、その辺どのように考えていらっしゃるか。従来の方で本当に早期発見ができるか、町長のお考えをお伺いします。3点目、スポーツのまち海田づくり。うちの町は著名なスポーツ選手が数多くいらっしゃいます。特にアムステルダムオリンピックで三段跳びで金メダルを取られた織田幹雄さん、この方が私の記憶に間違いがなければ、この方が生まれて、今月の30日でちょうど110年になるんです。こういった著名な選手がいるにもかかわらず、町長は施政方針で触れられておりませんが、その点どのようにお考えなのでしょうか。4点目、災害に強いまちづくりの推進。この中で、町長は災害時要援護者支援体制の整備に努めると述べられておりますが、もうこれに取りかかり始めてもう何年も経っている訳ですよ。にもかかわらず、町民の皆様にとってみたら、まだ形が見えてこない。町がどのように取り組んでいるのか見えてこない。いつまでにつくり上げるのか、町長はどのようにお考えでしょうか。最後に、公共下水道事業特別会計、雨水浸水対策の下水道整備のことについて町長は述べられておりますが、今年度の予算の中で、確か、窪町の雨水流量の調査と山畝地区の地籍調査、この予算が確かあったかと思うんですよ。ですから実際には調査を行っていると思いますが、そのことについて一切町長は触れられておりません。特に、下水道に関しては山畝地区、こちらが最大の懸案事項になっておりますが、この施政方針の中では一切触れられておりません。町長は、どのような思いをお持ちなのでしょうか。以上5点、お尋ねいたします。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）ベテランの職員の退職というのは、これはどこでもあることでございますが、役所とか、会社には、定年という、必ず一つのハードルがございます。この点につきましては、私は再雇用はしないという判断をしております。次に、児童虐待の件でございますが、今、川崎の事件をはじめ各地でいろんな虐待とかいろんな問題が起きておりますが、皆様とこうして作らせていただいております児童虐待のマークをですね、マークを付けるだけじゃいけんと。実際にそれが何であるかということもこの前もですね、私はPTAの会の時に、役員さんに集まってもらった時に、このマークなんですかというて聞いたら半分の人には知らなかった。ということは、まだまだ児童虐待に対する認識が薄い

んだということ考えまして、以前にも町でもですね、こういうワッペンを付けてあいさつ運動とかいう職員にも付けてもらった時代がございますが、付けておいといけば、ものができる問題じゃないと。実際に、挨拶をしたりものを言ったりそして地域の方との触れ合いとか、また自治会とか民生委員の方の力を借りながら、いろんなところで、皆さんの安心・安全のことについて、一緒になって考えていかにやいけんということから、各いろいろな会におきましても、例えば老人クラブとか、いろんな会にはそういうことを奨励するようにですね、皆さんに言っている問題でございますので、この虐待問題もですね、本当に気の毒なことなんです、こういうことが町内でもないように、地域でないように、一生懸命啓発をしていきたい、このように考えております。それから、スポーツの会の織田幹雄先生の関係、確におっしゃるように110周年、生誕110周年。100年記念にはですね、ふるさと館の方で会をやらさせていただきました。しかしながら、織田幹雄振興会という会をつくっていただいて、常日ごろから駅伝大会、マラソン大会、そしていろんなところで活躍をいただいております。先日も、土曜日ですかね、総合公園の方のこうこく園芸さんと一緒になって、今のふるさと駅伝大会もですね、子どもと一緒にやっていただきました。私も参加をさせていただきましたが、あらゆるところで織田先生の会にはですね、いろんな形で協力をいただいておりますし、海田町のスポーツの指導員の方もふるって参加をいただいておりますので、改めてですね、今年も、織田先生の会が5月の中旬にあるように、ちょっと聞いております。毎年、4月の29日が織田記念の指定席的な行事だったんですが、今年は5月18日ということも聞いています。町といたしましても、せっかくの織田先生の出身町でございますので、そういうところにもですね、県の体育協会のほうも踏まえてですね、強力的に織田先生のPR並びに町の子どもたちですね、優秀な子どもができるようにですね、指導体制につきましても、今回の施政方針でも取り組んでおりますように、指導者の養成、それを取り入れて、教育委員会の方をお願いしてですね、子どもの教育にスポーツについての進展を図ってまいりたいとこういうように考えております。それから、災害対策でございますが、災害はですね、いつ起こるか分からないということで、昨年の広島市の安佐南区の問題を踏まえたり、今から20年前に神戸大震災、それから、4年前の東北の震災、あらゆる震災、いろんな事故・災害は多種多様でございます、いつ何が起こるか分からないということから、我が町におきましても、津波の時にはどこまで波が来るとか、ハザードマップとか、いろんなことを町でやっております。例えば、自主防災組織も、

昨年も西海田地区とかいろんなどころへ声をかけてやっておりますが、これも、いつ来るか分からない、けども来た時には対処できるような体制で、今回も南堀川のほうにもですね、また避難所の確保をさせていただいたりですね、いろんな面で、改めてこれというのはありませんけど、各地でですね、いろんな形ですね、取り組みをですね、やらさせていただいております。また、広島ガスの方の堤防につきましてもですね、海田湾の堤防のところに付きましても、国土交通省の方からですね、自衛隊の方にも、堤防をつくるということもこの間もニュースを聞きましたので、私の方としたら、自衛隊の方じゃなしに、うちの方を先やってくれと言って厳しくちょっとお叱りをしたようなことでございますので、併せて、海田町は狭い町ですが、山があり、川があり海がある、併せて、急傾斜地とか崩壊のところもたくさんございますので、常時ですね、点検をしたり見守ってですね、町民の安心・安全に努めてまいりたいと思っております。それから、公共下水道の件でございますが、昨日もいろいろございましたようにですね、どんどん普及をしてもそれに接続していただけないところがたくさんあったりすることが、一番、現在の公共下水道のネックじゃないかと思えます。1日も早く、全所帯がですね、公共下水道につないでいただいて、快適な環境づくりにやっていただきたいと思えます。で、やりたいところはですね、例えば土地の問題とか、また計画の問題とか、今やったら二重になるとかということがございますので、それらも踏まえてですね、あとの残りの地区に対しては、やはり地元の協力をしっかりいただきながら、皆さんに説明しながらですね、その問題に取り組んでいただいて、やはり、道路でも下水道でも地元の協力がなくてですね、何日間かの期間は交通止めをしたり、また、日中ですね、運搬ができないこともありますので、それらを踏まえてですね、地元対策をしっかりと進めていきたいと、こういうように考えております。すいません、災害の支援の関係ですね、これも地区地区によってですね、それぞれの皆さんのですね、状況が違う訳なんですよ。それをいち早くですね、例えば福祉保健の方の関係とですね、常にその状況を把握をして、こういうことがあった時にはどこ逃げてくださとか、そのためにはこういうシステムを使ってくださとかいうことをですね、日々ですね、ヘルパーさんとか要介護の関係の職員が町内に出回っておりますので、改めてそこらの把握をしっかりとですね、町とその災害に関する関係をですね、タイアップをしてやっていかなきゃいけない問題と思えますので、そこらは協力して進めていきたいと思っております。それから、山畝の下水道の件でございますが、長年の、私が町長にならしてもらっていち早くと思

ったんですが、土地の関係ですね、なかなか理解が得にくいということからですね、今まで延々となつとるんでございますが、あれだけの広範囲で、今まで、水道だけしか通ってないことに対してでもですね、我々も非常に残念なことでございますので、何とか突破口をつくっていただいでですね、区画整理的な、山畝地区の開発と下水道、併せて道路問題も一緒にやるようにですね、何とか努力をしてですね、地権者がかなり方々へ行っておられるんです。その集計とか組合の関係がですね、なかなかですね、できたら、皆さんがですね、とにかくこういうことにするから逆に町の方の尻をたたいて予算をつけてやってくれと言われるようなことを望みなんでございますが、現在の状況から言うたら、過去に何回かそういうアプローチをどンドンしとるんですがね、なかなか乗ってきてきてくれないんですね、そこらにも難題があると思いますが、いち早くですね、この問題は解決を早く一日も早くやりたい気持ちは十分でございますので、先生方の方で、いろんな人脈的なことがあれば力になっていただければありがたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（久留島）住吉議員。

○5番（住吉）先ほど、定年になられる職員の再雇用はしないとおっしゃいましたけども、確か私が聞いた話では、昭和50年代に10年間一切職員を採用しなかったという話を聞いております。当時私は小学生でしたから知りませんが、言い換えればその10年間、空白の期間がある訳ですよ。逆に、10年早く今度は職員が管理職にならざるを得ない。10年間、経験が足りないままに、いくら優秀な人間とはいえ、管理職をやる。やはりサポートする人間が必要だと思うんですよ。そういった意味によって、やはり、全員とまでは行かなくても1、2名、ベテラン職員を、町長の方が頭を下げて、もうちょっと海田のために働いてくれんかということではできないのでしょうか。それと、児童虐待の話。確かに、認知度は少ないです。子ども子育てのアンケートだったかな。児童虐待の通報先を知らないという方が多いんですよ。そういったこともございますし、先ほども言いましたように、子どもが気づいてても、その話を親が知らない、保護者が知らない、大人が知らない、という問題もございます。従来どおりの啓発で、果たしてこれ、児童虐待防止、早期発見につながるとお考えでしょうか。で、災害時要援護者の話ですけれども、確かに町の方で最近、防災に関する取り組みが非常に進んでいるとは思いますが。ただ反面、この災害時要援護者に関しては、やはり見えてこないんですよ。私は議員だからまだ見えるだけであって、他の方からしてみたら、どうなんだろう。特に

これまでの大きな災害、やはり、数多く犠牲になっているのが高齢者の方々です。そういった方々をどう助けるのか、あるいは地域にどう協力を求めるのか。それを早くつくらなければならないと思いますが、町長はいつまでに、この形を作り上げようと思っていらっしゃるのか。あと下水の話、確かに山畝地区の地権者、地権者の関係が難しいというのも私も聞いております。地元の方々から。しかしながら、そこは町長が、やります、前に進めていきますという思いがなければ、おそらく進まないと思うんですよ。おっしゃったように協力をしてくれない地権者もいらっしゃるでしょうが、あそこに住んでいらっしゃる方々は、早くしてくれと。山畝は海田じゃないのかという話もあるんですよ。その点、町長、いつまでにこれを完成させようとお考えでしょうか。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）再雇用のご迷惑でございますが、過去にですね、退職された方を1、2年ほどですね、ちょっとお願いした経過もございます。しかしながら、やはりどこの行政をいろいろ聞いてみましても、同じところで同じことをやったら、なかなかやっぱり、その立場の方がやりにくいという判断もしておりますし、そういうことを踏まえて、私は再雇用はいたしません。それから、児童虐待の問題でございますが、今回、いろいろの虐待の事例等を踏まえて、いかに教育委員会、また自治会また民生委員・児童委員会を踏まえてですね、児童虐待のないまちづくりというような、一つのアドバルーンでも上げてですね、そういう啓蒙活動と一緒にやってやる、グループを、隊を立ち上げたらどうかという考えを持っておりますので、併せてまた皆様の協力をお願いしたいと思います。それから介護の問題でございますが、これもですね、個々に皆全部、例えば足が不自由な方とか、いろいろやっぱり能力的な問題とか、それぞれの形が全部違うんですよ。それを把握するだけでも大変な数でございますが、皆さんとにかく自分のために自分の地区でというのがほとんどなんです、確かにそれは生活弱者の方からいったら、当たり前のことなんです、それに対応するのはですね、ある程度スタッフ、例えば臨時さんでもしっかり雇ってですね、体力的にもできる人とかいうこともですね、協力体制をしなくてはできないという問題があると思いますので、それらを踏まえてですね、新しいですね、今度の地方再生なんかの事業に対して、国や県がやっていただく事業に対して、その問題で、取り入れられるものがあればやっていきたいと、こういうように考えております。次に下水道の問題もですね、住吉議員がご指摘のとおりですが、山畝には、何遍も私も出かけて行ったり、皆さん方と話をした経緯がございます。それが今

日までなかなかできない。やはり、よくどこでもあるんですが、強制執行とかですね、  
いうふうな制度というのはね、制度はあってもやってないのが現状です。そういうこと  
も思い切ることができるような状況かどうか、専門の弁護士等も踏まえてですね、今後、早  
急に検討してみたいと思います。

○議長（久留島）住吉議員。

○5番（住吉）先ほど、今、町長の答弁の中で児童虐待ゼロの町、そういった会、アドバ  
ルーンを上げてそういった会を立ち上げたらどうか、とおっしゃいました。それと同じ  
ことですよ、災害時要援護者対策も。そして山畝の下水も。町長がアドバルーンを上げ  
てはじめて物事は進むんですよ。特に山畝の件に関しては、今年の施政方針か予算特別  
委員会でも、私、同じこと言ったと思うんですよ。なぜ触れていないのか。特に昨年  
は、ほぼ下水の整備が完成しますと町長がおっしゃったにもかかわらず、山畝の地区は、  
やはり手つかずのまま。それがあったからあの辺の町民の方々は、うちは海田町じゃな  
いんかとおっしゃったんですよ。やはり今言った最後二つの、災害時要援護者支援体制  
と、下水の整備、山畝地区、やはり、町長がアドバルーンを上げてはじめて物事は進む  
と思うんですよ。その辺もうちょっとしっかりした方針を示していただきたいと思いま  
すが、いかがでしょうか。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）アドバルーンを上げたり景気をつけて声をかけるのは何ほでもできます。

しかし、それが実現に近いものでないと、やはり、ただ掛け声を上げて、風船を上げて  
ぼんぼんぼんぼん花火を打ち上げたらものができるようなものは、たくさんありません。  
本当に、皆さんに理解をいただけて、それを一つの熟成と申しますか、地域の熟成なり  
民地の問題を踏まえて、借地とですね、地主とですね、いろんな問題がたくさんござい  
ます。それらも踏まえて改めてですね、再整備と申しますか、地権者の把握の場合、今  
になってここ2、3年の内に地権者が変わったり持ち主が変わったり住んどる人が変わ  
ったりする状況もたくさんございますので、この点についてはですね、引き続いて、頑  
張って解決に向けていきたいと、こういうように考えます。

○議長（久留島）ほかに質問ございませんか。岡田議員。

○8番（岡田）8番、岡田です。施政方針の中に、庁舎の住民投票のことが一言も載っ  
ていないんですけども、そこの方はどのようにお考えなのかというのと、被爆70周年のこ  
となんですけども、佐中議員が質疑されたんですけども、30ページに広島市と連携いう

ふうなことがあるんですけども、その辺のところかなと思うんですけども、広島市も70周年ということで、特別に、記念事業とかなんとかいうのをいくつか組んでおられるんですけど、その中で一緒に共同してやっていくというふうなことだったんですけど、やはり、この戦後70年、被爆70年ということで佐中議員も言われましたけど、節目なんですよね。で、今の町長の答弁だったら、被爆者も高齢化して組織としてもなかなか弱体化しておるといふふうなことだったんですけども、現実には今、この実際に、被爆、ビキニ環礁であつたというふうなことが、今になって、日本の漁船が1,400隻ぐらい被害を受けておるとかいうふうなことがどんどん出てきておる訳なんです、アメリカでは今のトリニティサイトの問題とかいうふうなので、調査を実際にその調査をするというふうなことで、やはり、まだまだ現状いんかは解明されてない、実際のところはどういうふうになつとたんかいうのはまだまだ分からないところがたくさんある訳なんです。だから、やはり教育として、子どもたちにこういうなことがあつたと、今現実にこういうふうな問題があるというふうなことを、町独自としても、やはり、節目として教育をするなり、いろいろなことをやっていかにやあいけんのじゃないかと思うんです。広島市としても、2020年までに核兵器をなくすというふうな大きな目標を立ててますから、それに向かって、海田町も、そのところも一緒に協力をしていくような体制いんか、そういうふうな運動としてつくつていかにやあいけんのじゃないかと思うんですけども、その辺のところやっぱりなんかこう、ちょっと弱いような気がするんですけども、その辺のところをお願いいたします。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）庁舎移転につきましては、今後ですね、広島県から示される見直し案を見定めてからはっきりさせていただきたいということをお願いしたいと思います。それから、核兵器の問題でございますが、毎日のように、各市町村の市長が首長がですね、核兵器の廃絶の問題で今日も中国新聞にたくさん出ておりました。私もその一環としてこの前、書かせていただいたんですが、本当人類のですね、いろんな悲惨な状況が、核でいろんな問題が起きて、いろんなどこで問題になっておりますので、この問題については、我々も、被爆の一番近い位置に我々も子どもの時から住んでおりますので、是非ですね、この問題については、真剣に取り組んで次の世代に核のない核兵器のないまちづくりについて推進するよう、教育委員会も踏まえて、子どものときからそういうことやっていきたいと、こういうふうにご考えております。

○議長（久留島）岡田議員。

○8番（岡田）住民投票の件なんですけど、今町長が言われたのはJRの工事がどういうふうになるかということなんですけど、私は住民をどういうふうにするかという、もう期日も決まってる訳ですから、それについて一言も触れてないというふうなのはどういうふうになってるのかというのを、お伺いしたんですけれども、それと、今の被爆70周年、核兵器をなくす問題なんですけども、もう少し町と、これはまあ教育委員会の、子どもたちにこれらの実相を知らせていくというふうなのが大きな課題になっていくと思うんですけども、広島市がやっとなるような取り組みを海田町でもできるはずですからね、そういうふうな取り組みについて、町長の考え方を述べてほしかったんですけれども、そこらの住民投票の期日も決まってる訳ですから、なぜ載せていないのかというのと、今の、海田町で、被爆70周年の記念として広島市がやっておるようなこと、いくつかあるんですけど、それ海田町でもできるはずなんですよね。そういうふうなところはどういうふうにご考慮されるのかというのをお願いいたします。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）再度申し上げますが、県の見直し案がはっきり分かる、ある程度分かる、目鼻が付くまでは、庁舎移転の問題もふれないと思っております。それから、今の被爆問題は、できましたら、私どもは、広島市がですね、20分、30分あったら行ける所にございます。一緒になって、今も広島市との連携プレーと申しますか、消防の一部事務組合、またし尿処理の問題も踏まえて、協力体制をやっていますので、併せてそれらと一緒にになってですね、海田町と、取り組まれる範囲内で、とにかく一緒にやっていきたいと、こういうように考えております。

○議長（久留島）多田議員。

○10番（多田）10番、多田です。2点お伺いをいたしますが、駅の南口、再開発事業なんですけど、かなり、千葉倉庫側のほうはかなりきれいになってきておりますが、JRさんの方が、今年多分物件移転されると思うんですが、これは非常に、今、府中にしても坂にしてもですね、商業施設が充実しています。地域間競争というのが今非常に激しくなっております、広島駅も、南も北も、再開発が進んでおります。海田町としては最大のチャンスだと思うんですよね、あれだけの大きな敷地、それと駅前という好立地。これに対してですね、もっと急いでやって、JRさんとも協議をしてですね、是非商業施設というか、人が集まるような施設をつくっていくべきだと思うんですが、その点に

ついて、ちょっと、触れられていないので、お伺いをいたします。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡） 駅南口の方の問題も、昨日もちよつと出たと思いますけども、保線区の移転の問題も、大体もう決まっております。そうしたらあの地区が、千葉倉庫の問題と保線区の問題、合わせて、JR西日本との協議の中に入ると思います。その問題についてもですね、また議員の皆様方のお知恵をいただいたり、町、商工会等も踏まえて、海田町まちづくりについて、大きな進展のなるまちづくりの海田町の玄関口としてふさわしいものを持って来ていただくような、企業誘致を踏まえてですね、やっていきたいと、こういうように考えております。

○議長（久留島）西山議員。

○12番（西山）12番、西山です。施政方針の2ページの下から2行目なんですけども、退職者の状況から人件費の減が見込まれるということですが、今回の平成27年度の当初予算の歳出を見てますと、1,670万の人件費の増となっている訳です。ですから、退職される方は多いですけど、多角的な、今、人を雇わないといけないような状況に国がしてますので、それは理解できるんですけども、減ではなくて、1,600万の当初予算が計上されておりますけども、これは、どう判断をしたらよろしいんでしょうか。続きまして、3ページの行財政運営につきましては、これまでの財政健全化の取り組みにより、人件費の抑制や町債残高の縮減など一定の成果を上げてきておりますという方針を述べておられますけども、毎年決算のときに、経常収支比率はだんだん弾力を失ってきておりますね。で、その点、また、平成26年度の決算、平成27年度と、この比率は、弾力性はますます失っていくのではないかと思ひまして、ただ町債残高を減にし、人件費の抑制とかだけで、健全なる財政には、私は向かって行っていないような気がいたしております。何か手だてをしないと、表面上では健全化に見えますけども、実質は使えるお金が少なくなってきておりますので、この辺、何か手だてをしないと私には判断しておりますけども、今後、これ、どのような方針でいかれるでしょうか。で、続きまして、7ページの学校教育の充実でございますけど、確かに、確かな学力、豊かな心、健やかな体を育むっていうのは、これは、長年の海田町の教育方針でございますけども、今、特化して、国は、がん教育、薬物教育、防災教育等、もっと教科の中にでも入れて、児童・生徒が大人になったときに、それが役立つ教育が、今文部科学省の方で求められております。その中で、そういった文言が1行も入っていないということは、それを強

方に教育の中に取り込んでいく姿勢が見受けられないんですけども、その点については、どのようにお考えになってここに載せられていないのでしょうか。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）確かに、人件費の問題も、併せて非常に今私町長にならせていただいて、平成の大合併の大きな柱として、行財政改革というのをしまして、職員の合併していないからたくさんいなかったといっちゃあ失礼ですけど、合併町なんかは3倍も4倍の職員数が増えているような状況でございましたが、私の方はそういうことを踏まえてですね、約200何名あった職員を、今197名ぐらいに正職をもうほとんど絞っております。その中で、いろいろと職員の皆さんのおかげでですね、今日までなんとか、赤字にならんような行財政改革をやらさせていただいておる訳でございますが、行政は、私は思うのには、儲けてもいけん損もしてもいけんというのが、私の行政に対する心情でございます。そして町民に対して不安のないような安心・安全なまちづくりをするのが、役所の使命だというふうに思っておりますので、できるだけですね、できるものは始末をしながら、そしてまた、このものに対しては投資と申しますか、強力な協力をしながらですね、皆さんの負託に応えることが得策ではないかというふうに思っておりますので、それらの点についていろいろご心配をいただくことたくさんありますけども、とにかく町民の安心・安全をもとに、町政を進めていきたい、こういうように考えておりまして、ご理解いただきたいと思っております。それから、学校ですね、生徒数の問題も、いろいろ各地でよく、今回の地方創生の問題でも話があるんですが、ほとんど人口減の問題がたくさんどこもありましてですね、生徒数が減ってくる。逆に言うて、学校の統廃合によって校舎が3分の1になるかということがですね、各地であるんですが、幸にして、海田町におきましては、今、広報でも見ていただくと分かりますが、28,000ぐらいの人口が今29,000近くに増えている訳でございます。本当にこの時代において、人口が増えるということはなかなか大変なことですが、町の魅力を感じていただける、常に言っております、住んでみたい、海田町に住みたい、というまちづくりをキャッチフレーズにですね、各地でいろんなことをさせていただいておりますので、また議員の皆様とも一緒になってですね、海田町の良さをPRさせていただいてですね、そして、来ていただければ住民税も順次増えますので、また今、現在ですね、開発途上の町の住宅とかマンションとか、たくさんございますので、今からおそらく1年余りすりゃ500人ぐらいの人口が増えるというふうな試算をしております。そこらにつきまして、今度また今ご指摘のよ

うな学校の問題とか保育所の問題とか、全部関連がございますので、改めて、皆様方の  
いろんな、各地のいろんな知恵をいただきながら、まちづくりに推進していきたい、こ  
ういうふうを考えております。

○議長（久留島）西山議員。

○12番（西山）嘯み合っていないんですが、最後に1点ですね、私、文部科学省が、  
がん教育、防災教育等、今までにない特化した教育の推進をしてる訳です。ここに載せ  
られてないっていうことは、取り組みに力を入れられないのか、もっと本当に子どもた  
ちが生きるための教育、生きた教育をもっと今までよりも、教育の中に入れていくお考  
えがあるかどうかっていうのを最後にお聞きいたします。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）ご指摘のようにですね、各地でいろんな取り組みをされております。今回、  
予算の中にも示しておりますけど、各部の方で、研修費を組ませていただいております。  
方々へ、先進地を見て、学んで、そしてそれを町の施策に取り入れていきたいというこ  
とで、各部に新しくですね、そういうふうな、研修視察費なものをですね、取り組ませ  
ていただきまして、今ご指摘のようなことで、良い先進地があればですね、海田町にそ  
れができるものでしたら、いち早く取り組んでいきたい、こういう形で進ませていき  
たいと、こういうように思っております。

○議長（久留島）桑原議員。

○7番（桑原）桑原です。1点だけお尋ねしたいと思います。住宅、住環境の整備をあげ  
ておられますけども、快適で暮らしやすい生活環境を維持するというふうにありますけ  
ども、町長は施政方針の中で、町営住宅の長寿命化計画というのを上げておられます。  
長寿命化計画といいますと、今ある町営住宅、それとか、駐輪場の整備という形であげ  
ておられるんだと思うんですけども、海田町の高齢化率がどんどん上がっているとい  
う中で、実態を見ますと、連れ合いを亡くしひとりぼっちになって、国民年金をいただ  
いて少ない金額で生活してらっしゃる方、たくさんいらっしゃると思うんですね、そう  
いった所に着眼点を置く、そこらは、町営住宅の数を増やす、空き家対策といいますか  
ね、空き家を利用しながら、町でそういった困窮者の中で生活をしていただくという方向が  
ね、見えてきてないんですね。ここは住環境の整備の中で、町営住宅の長寿命化計画  
ということで、ある町営住宅を整備していく、長く持たすよという解釈だろうと思うん  
ですけども、この数で、今の、海田町の高齢化率、どんどん上がってきていますけども、

大変困窮してらっしゃる、困窮者がたくさんいらっしゃる。それは、どういうふうに町としてはお考えなってるのかお尋ねします。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）確かに、町営住宅の問題も再三予算の方をお願いしまして、改修とか水道の更新とかですね、弊害とかいろいろございます。しかしながら、海田町におきましてもですね、現在、他町村と比べて高齢化率もちょっと低いんですが、いずれは、それ必ずやってくる問題でございまして、高齢者の方に対してはエレベーターでもなかったらですね、なかなかそういうふうな4階まで上がるということもなかなか難しいので、まずですね、今現在ある町営住宅の充実、バリアフリーを踏まえて、例えば今植え込みをしておるところへ今回駐輪場をつくらしていただくとかですね、駐車場を整備するとか、そういうことからまずやらしていただきながらですね、その動向を把握していきたいと思えます。人口の問題もですね、確かに増える問題でございまして、若い所帯ばかりではございませんので、それらを踏まえてですね、今後、検討の課題にしたいと思っております。

○議長（久留島）桑原議員。

○7番（桑原）今ご答弁いただいたんですけども、確かに、今ある設備の整備を、町営住宅の整備をしていくということは大事なことだと思います。3階4階という話になりますけども、例えばひとり暮らしの方、高齢者の方ね、ご夫婦がいて困窮してらっしゃる方っていうのは分かれておりますよね、蟹原住宅であるとか西原住宅であるとか、三迫にある住宅であるとか、分かれてますけども、おひとり暮らしで、相方っていいですか、奥さんを亡くされて、体の不自由な方、年金も少ない、そういった生活の中で困窮している方、たくさんいらっしゃると思うんですよ。そういったところ、蟹原住宅の方、ひとり暮らしの方を特定して住んでいただいておりますけども、そういった形で、やはり数が少ないっていうのが現実に言いたい訳なんです、数が少ない。今こういった人口が増えてきてそれで高齢者が増えてくる、確実に増えてきてますから、海田町は23市町で22番目か、ぐらい高齢者の少ない町だというふうにありますけども、それでもやっぱり3分の1ぐらいは、3人に1人という形の高齢者の方が増えている。今後どうしていくのかっていうことが、やはりこの、施政方針の中で、できれば見えてほしいなということがあったんでお尋ねしたんですけども、今後、町長、施政方針の中で、海田町の高齢者の方、この方に対して、どういう気持ちを持って、どういう対策を今後してい

かれるのか、そこをお尋ねしたい。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）確かに高齢化率もどうしても止まらない訳でございますが、高齢化の方のですね、実際に個々の把握ができないと、対策としても、計画としてもなかなか難しい、現在のですね、高齢者の方でそういう町営住宅とか、ひとり暮らしの問題も、早急にそれをちょっと一応ちょっと調査をしましてですね、また先進地等でそういうひとり暮らしの方の町営住宅的な宿舎の問題なんかもあるとこもある、やっておられると聞いておりますので、それらも踏まえてですね、検討の課題にさせていただきたいと、こういうように思っております。

○議長（久留島）桑原議員。

○7番（桑原）アクションを必ず起こしていただきたいと思います。

○議長（久留島）兼山議員。

○3番（兼山）3番、兼山です。23ページの拠点づくりの地区計画についてです。駅前の南口の土地区画整理事業についての許可権者は都道府県知事になっておりますが、地区計画につきましては、市町村長、いわゆる海田町では、町長が許可権者となります。で、地区計画につきましては良好な町並みを形成するために地区計画があるというふうな題目がありますが、ここでは道路整備についての物件調査という形で、施政方針が書かれてますが、許可権であります町長につきましては、今後ですね、地区計画について、人がたくさん集う場所にするのか、憩いの場所にするのか、それともたくさん住める場所にするのか、それとも全てをひっくるめた場所にするのか、今後どのようなイメージ、ビジョンを持ちでしょうか。そこについて少しお聞きします。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）駅の南口の区画整理問題は、懸案は、大きな、私としても町長にならしていただいて、とにかくここはなんとかしなくちゃいけないということで、いち早くいろんな形で皆様方に協力をお願いしておるところでございますので、今ご指摘のように、さっきも多田議員の方から話がありましたように、皆さん、何になるのか何になるのかいうて、よく我々に指摘をいただきます。そういうことを踏まえてですね、やはり、中途半端なものをやってもいけないということもありますので、ある程度、駅前にふさわしい、また企業にしますか商店街にしますかですね、いろんな形の、公募をすると申しますか、やはり、地権者の方と一緒にですね、大きなプロジェクト的なものをやらしてい

ただきたいというふうに考えておりますので、ある程度ですね、JRの方も、そういう話し合いに乗っていただけるんじゃないかというふうに我々も感觸的には思っておりますので、併せてまた皆さんと一緒に、知恵を出していただいて、駅前にふさわしいものづくりをやっていきたい、こういうように考えております。

○議長（久留島）下岡議員。

○4番（下岡）4番、下岡です。先ほどからですね、各議員から重要なテーマなのになぜ抜けてるかとかいろいろ質疑がある訳ですけども、逆にですね、この施政方針であえて触れられたことのテーマでですね、私がちょっと不勉強でどういう意味があるのか、ちょっとお聞きしたい点が1点ございます。31ページ、中ほどでですね、また広島法務局と連携し固定資産にかかわる台帳上での耕地番、山地番の重複地番の解消を図ってまいりますということが述べられてますけれども、地方分権に対応した基礎自治体としての基盤整備と広域的な連携という、非常に大きなテーマの中で、これが、あえて取り上げられているということなんですけれども、これのですね、具体的な、取り上げた意味、単なる手続上の問題ではなくてですね、何らかの意味、問題とかですね、いうことがある、からですね、あえてここでですね、取り上げられてるんだと思うんですけども、このことですね、もっとこう、どういうことであるのか、具体的な内容、あるいは何が問題で、何を解決しようとしてるのかといった点をですね、ご説明いただけますか。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）この問題で、法務局の件につきましては、固定資産上の台帳等を踏まえてですね、やはり登記上の問題がたくさんございますので、その点を明確化と申しますか、推進を図ってまいりたい、こういうように考えております。

○議長（久留島）下岡議員。

○4番（下岡）はい、今抽象的にはそういうことだと思うんですけども、具体的にですね、今問題がいろいろあると言われるんですけども、具体的にですね、どういう問題があるのかという点についてですね、何点かちょっと挙げて説明していただけますか。

○議長（久留島）今の件は、予算委員会ではいかがですかね。下岡議員。

○4番（下岡）予算委員会といいましても、具体的にこれに触れた箇所というのがある訳です。その辺がわからないから私は今ここでですね、お聞きしてる訳で、これに関連して、どこか予算をとられてる箇所があります。

○議長（久留島）具体的にすぐ出ますか。町長。

○町長（山岡）山地番とか耕地番のですね、重複地帯解消事業、土地・山地番の対応委託料についての件にあたると思います。

○議長（久留島）よろしいですか。宮坂議員。

○11番（宮坂）公民館の建て替えの件が出てるんで、これに関して1点、勤労青少年ホーム並びに老人集会所跡地に建てるという意向を示されている訳なんですけども、我々議会としても、今議会で、特別委員会をたてる予定であるんですけども、跡地だけを見てると、私は、公民館には少し狭いような気が、感じております。今現在時点で、町長が思われる構想は、どのような構想を持っておられるか、言える時点でよろしいんで、お願いしたいのと、もう1点は、公民館跡地、今、更地、青少年勤労ホームと老人集会所跡地、更地になっておりますよね。当面の活用方法はどのように考えておられるのか。具体で言えば、以前近くのご老人たちがゲートボールをやられていたと思うんですけども、町長毎日あの前を通っておられるので分かると思うんですけども、どのようにやるのか、ゲートボールをしたいという声を、ある程度耳にするんですよ。で、当面の活用方法はどうされるのか、わかる範囲でお願いします。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）今、青少年のシルバーの移転した跡地は解体をさしていただきまして、あのようにならなっております。しかしながら、町中の貴重な土地でございますので、今回、議会の方で特別委員会を設置していただいているいろいろ議論をしていただいたり、またいろんな知恵をいただいてですね、我々の考えることは、まだですね、はっきりは決めておりません。と申しますのはですね、勝手に決めてもですね、まずせんにゃいけんことがたくさんございますので、今の時点では、はっきりしておりませんでね、町を通るたびにですね、皆さんがですね、ここは何になるんかどうすんかいうことを言われるんですけど、まだはっきりは決めておりません。そこに合うような施設を建てればですね、また皆さんの理解ができる、町民の皆さんに理解できるものにしていきたいという考え方を持っておりますし、当面はですね、空き地でございますので、その空いておる間の有効活用につきましては、また執行部の方と一緒に相談しながらですね、無駄にならんような草の生えんような使い方をですね、さしていただきたいと、こういうように考えております。

○議長（久留島）ほかに質問はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質問なしと認めます。以上で、施政方針に対する質問を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。再開は10時20分からです。

~~~~~○~~~~~

午前10時06分 休憩

午前10時20分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。日程第2、一般質問を行います。質問の通告がありますので、受付順に順次発言を許します。5番、住吉議員。

○5番（住吉）5番議員、住吉です。3項目についてお尋ねいたします。まず初めに、中学卒業までの通院医療費助成を。厚生労働省雇用均等児童家庭局母子保健課の調べによると、平成25年4月1日現在において、中学卒業まで通院医療費を助成している自治体は、全国1,742市区町村のうち、831と48パーセントにも上ります。さらに、高校卒業まで等それ以上の年齢まで助成している自治体数157を加えると、全国の約6割の市区町村が、中学卒業まで通院医療費の助成を行っていることとなります。一方、海田町と同じく、通院医療費助成を就学前で打ち切っているところは、396自治体と、全体のわずか23パーセントにしかすぎません。残念ながら、海田町の子ども医療費助成に関しては、全国的にみて大幅に劣っているとしか言いようがありません。これを実施することによる効果は、医療費負担の軽減にとどまらず、民間の医療保険等に子どもを加入させる必要性がなくなることから、行政が考えている以上に、子育ての経済的負担が軽減されるものであります。海田町においても、全国の例に倣い、子どもの通院医療費助成を中学卒業までにしてはいかがでしょうか。続きまして、シルバープラザに常設型サロンを。海田町シルバープラザが設置されて1年になろうとしております。この施設は、高齢者の福祉の増進に努めるとともに、高齢者の労働能力の活用を図るために設置され、高齢者の健康管理に必要な相談及び指導に関することや、レクレーションのための便宜の供与及び高齢者福祉活動の指導推進に関することなどを行うものと、設置管理条例で定められております。しかしながら、現状では集会室1に椅子・テーブル等をあらかじめ配置することを禁止されており、高齢者の方が気軽に立ち寄れる状況にはありません。一時期、指定管理者であるシルバー人材センターが、椅子やテーブルを並べて常設型サロンとして高齢者の方々が気軽に立ち寄って談笑できるようにしてはりましたが、福祉保健部の職員により撤去させられております。平成25年度当初予算に、(仮称)海田町

シルバープラザ整備事業費が計上された際、町長は町長コラムにおいて、高齢者のふれあいの場として整備すると述べられており、団体の一時専用利用のみを想定したものではありませんでした。また設置管理条例第 11 条においても、シルバープラザを利用することができる者は町内に住所を有する満 60 歳以上の者とし、指定管理者が施設の目的を達するために必要があると認めたものは利用することができるかと定められております。したがって、常設型サロンのような使用は認められているものであります。海田町シルバープラザを当初の目的のように、本当の意味での高齢者のふれあいの場として活用できるよう、一時専用利用がなされないときは、椅子やテーブルなど並べておいて、常設型サロンとして使用してはいかがでしょうか。最後に自治会に対する募金等の依頼についてお伺いします。毎年各単位自治会に対して、日本赤十字社資募集、社会福祉協議会会費、健康感謝募金、赤い羽根共同募金と、数多くの募金等の依頼があり、過大な負担を強いられているのが現状であります。昨年 9 月に私が福祉センターを訪ねた際に、社会福祉協議会事務局長とほかの 1 名の職員から、私が自治会長を務める南堀川町自治会に関し、募金が少ない、今後は各自治会の金額を公表するかもしれないと言われました。これは強制募金に該当するのみならず、刑法第 223 条の強要罪に触れかねないものであります。本来募金とその金額は任意によるものであります。自治会に対して、その依頼がある場合は、1 世帯あたりの金額を提示されており、およそ任意というものをかけ離れております。特に、赤い羽根共同募金の際には、自治会長に対して 1 個 1,000 円のバッチとその領収書を押し付けており、不要の場合は、領収書と一緒に返品ください、との文言は記載されているものの、押し売りまがいの行為が行われております。自治会において募金活動を行う際も、役員または班長が個別徴収を行った場合は、自治会員に対して、募金の断りにくい雰囲気をつくり、強制募金と取られかねないのみならず、だれがいくら募金したか、だれが募金しなかったかが明らかになることから、募金の匿名性が失われ、個人情報保護の観点からも問題があります。また、自治会費に募金を上乗せして徴収することは、総会決議が得られていても、憲法 19 条に定められている思想・信条の自由を侵害し公序良俗に違反するため、決議自体が無効となるという判決が、平成 19 年 8 月 24 日に大阪高裁で下されております。その翌年 4 月 3 日には、最高裁第 1 小法廷において上告の棄却決定がなされ、この判決が確定されております。言い換えれば、自治会予算から一括して募金を行うこと自体が違法行為にあたることとなります。一方、平成 24 年 2 月時点での海田町の自治会加入率は、約 78 パーセントにとどまり、

町内在住の約2割の世帯は自治会に加入しておりません。現状の自治会を通して募金等を集める方法では、これらの方々に対して、募金をする機会を奪っているのみならず、各種慈善団体の活動を理解していただくこともできません。自治会に募金等の依頼を行っている団体に対し、今後は、振り込み用紙付きのチラシを作成し配布するか、各団体の職員（自治会から導入されたものを除く）が直接個別徴収にあたるよう指導してはいかがでしょうか。以上3点、答弁をお願いします。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）住吉議員のご質問に答弁をいたします。まず、通院医療費の助成についての質問でございますが、これまでも答弁をしておりますとおり、通院医療費の助成を中学校卒業までとすることは考えておりません。続きまして、シルバープラザの使用についての質問でございますが、シルバープラザ設置及び管理条例に基づき、老人集会室は貸館スペースとなっておりますので、条例上、ソファ等を常時おいて占有することができないことから、撤去したものでございます。今後の利用形態につきましては、指定管理者であるシルバー人材センターと協議をしてみたいと考えております。次に、自治会に対する募金等の依頼についての質問でございますが、募金等の依頼につきましては、それぞれの募金ごとに取り扱いしている団体が、募集方法を決め実施されているものでございます。それぞれ独立した団体でございますので、町として指導するということは考えておりません。

○議長（久留島）住吉議員。

○5番（住吉）再質問に移ります。まず中学卒業までの通院医療費助成についての再質問ですが、こちらの答弁を見ますと、考えておりません、その理由をお聞かせください。

○議長（久留島）こども課長。

○こども課長（森川）小学校・中学生までに対象を拡大した場合、一部負担を除きまして、保険診療の自己負担の3割が乳幼児医療の対象となります。試算では年間5,300万が上乘せされることが想定されますので、医療費全体の影響が見込まれることから、対象年齢を拡大することは難しいと考えております。

○議長（久留島）住吉議員。

○5番（住吉）なぜよそにできてうちでできないのか。よそも当然財政負担は大きいと思います。ましては通院医療費助成に関していえば、今就学前まで行っておりますが、これはあくまでも県の事業です。町は何もしていないんですね、現状のままでは。実際、

もともと通院医療の助成、2009年の段階で海田町と同じく就学前までやっていたところは確かに多かったです。54.5パーセント。当時の中学卒業までの助成は19.1パーセントと、はるかに低かった。それが2013年の段階で、中学卒業までが48パーセント。逆に就学前までが23パーセント程度。これ今言った数字は2013年現在。今はもっと増えています。中学卒業までは。この1月1日から始めたところもあります。なぜ、全国の半分以上の町が中学卒業まで助成ができるのに、比較的財政状況が良いといわれる海田町において、それができないのでしょうか。

○議長（久留島）こども課長。

○こども課長（森川）先ほども答弁いたしましたとおり、長期的にこの財源を確保することは難しいと考えておりますし、それ以外の予防接種の上乗せ実施であるとか小児期からの生活習慣病対策、その他の健康づくりの充実を図る中で対応したいと考えております。

○議長（久留島）住吉議員。

○5番（住吉）病気の予防もそれはええことです。ただいま言った、課長が言った事業だけで全ての医療費が防げますか。怪我は防げますか。そこなんです。先日、海田町子ども・子育てニーズ調査結果、児童の病気やけがの時、こういった経験が、1年間で57.1パーセントの保護者の方がそういった経験があります。そのうち46.1パーセントの母親が仕事を休み、6.4パーセントの父親が仕事を休んでいる。仕事を休むということは、収入が減りますよね。それを担う方法も考えにゃいけないのでしょうか。その点、どのように考えていらっしゃいますでしょうか。

○議長（久留島）こども課長。

○こども課長（森川）お仕事を休まれる状況につきましては、今後は、病児・病後児保育を広域的な利用ができる事となっておりますので、その点で対応していきたいと考えております。

○議長（久留島）住吉議員。

○5番（住吉）そんなこと、町長の施政方針にはどこにも書いてないですよ。子育て世帯の経済的な負担の軽減につきましてという事で、医療費助成を述べられています、施政方針で。病児・病後児保育の話は一言もない。要は執行部が、医療費の助成が経済的な負担の軽減と、捉えているにもかかわらず、なぜ通院に関しては、ほっぽらかすのか。通院が一番多いでしょ、子どもは。入院よりも。なぜその部分で助けてあげようとき

れないのでしょうか。

○議長（久留島）福祉保健部長。

○福祉保健部長（臼井）確かに、住吉議員さんが言われますように、全国的な傾向というのはあるのですが、現在広島県内だけで見ると、まだそこまで行っておりません。で、海田町としましても、他の県内市町と連携し、県に対してここの部分の助成ができないか、県の方に対しての働きかけを現在行っているところです。毎年要望を出しているところです。県としても動いていただく中で対応できるものとしていただければ、というふうに現在考えております。

○議長（久留島）住吉議員。

○5番（住吉）確かに広島県は、この点に関して劣っております、他の市町と。ただ隣の岡山県、これはほぼ全てと言ってもいいぐらい、中学卒業まで、通院医療費の助成を拡大しております。どこも都道府県の助成に上乘せして、それぞれが通院医療費の助成を行っているんです。何もかも都道府県任せにしている訳ではありません。県が就学前までにするのであれば、自分とこの市や町で、小学校卒業あるいは中学卒業、上乘せをしてあくまでもやっているんです。都道府県がそこまで面倒見てくれる訳がありません。で先ほども言いましたが、町長は施政方針の中で、経済的援助ということで、医療費の助成を行う、と施政方針で述べられております。確かに必要です。総務省統計局の就業構造基本調査、30代の子育て世代の最も多い所得階層、ちょっとデータが古いんですが、1997年は500万～699万、それが5年前ちょっと前の2007年、300万から399万、所得が。それだけ子育て世帯の所得は激減しているんです。そんな中において、町長が施政方針で、自ら、医療費の助成が経済的支援と述べられているにもかかわらず、通院医療費の助成に関しては県任せ、果たして本当にこれでよいのでしょうか。

○議長（久留島）福祉保健部長。

○福祉保健部長（臼井）町としましては、入院医療費部分についての拡大を行っているところでございます。費用が多くかかる入院に係る部分についての助成を拡大するというところで、現在、医療費助成を行っているところでございます。通院医療費につきまして、現在のところ助成の拡大をするということは考えておりません。

○議長（久留島）住吉議員。

○5番（住吉）入院医療費、中学卒業まで。これ県内はまだそこまで行っていないところが多いだけで、よそはもうやっているんですよ。しょっぱな言いましたように。よそで

きていることがなぜ海田はできないのか。あんだけ庁舎移転問題の話の時は、財政状況が非常に良いという話をされていたにもかかわらず、医療費助成の話になると、財政が厳しい。子育てしたい世帯への経済的援助よりもそんなに役場の建物が大事ななんと。もうここから先は、町長にお伺いしましょう。町長は議員の時代から、子育て支援の拡充というのを訴えられてこられました。町長になられてからも一緒です。その効果は確かに出ていると思います。自治会長やってまして、たまたま仕事の関係で引っ越すという方がいて、若い世帯、海田ほど子育てしやすい町はなかったと。本当は住みたいんですけど仕事の関係で出て行きます。そういった話も聞きます。そして今、住宅建設が進んで若い世帯が増えてきております。ある一定の効果があったとは思いますが。ただし、全国的に見て、施策が劣っている状況、これをほおっておくことが果たして町長の思いと同じなんでしょうか。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）確かに、町単位、県単位におきましてもですね、それぞれの町の特徴を生かした行政を執行するのが、行政の立場と思いますが、しかし、よそにあるものが必ずうちにあるのか、そうか言うてよそにできるものが必ずうちにできるかということは、総合的に、子ども子育ての問題を判断をした中で、現在は、これはしないというふうに結論を出しておるところでございます。

○議長（久留島）住吉議員。

○5番（住吉）先ほど来執行部の答弁を聞いて、どうしてもわからん。なぜ全国の過半数の自治体ができることがうちの町では難しいのか。そんなに劣っている町とは思えません、この海田町が。財政的にもよその町に比べたら、はるかに余裕のある町だと思っております。にもかかわらず、なぜできないのか。納得できる説明を誰もしてないんですよ。年間いくらかかりますぐらいしか。それよそも同じです。もっとそれ以上かかるとこもあるでしょう。にもかかわらずやってるんですよ。それがなぜできないのか、町長もう一度お願いします。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）先ほども答弁しましたように、総合的に、福祉、子育ての問題を踏まえて判断をした結果でございます。

○議長（久留島）住吉議員。

○5番（住吉）これ以上やっても水かけ論になるでしょうから、これは打ち切りますけど

も、多分今の執行部の答弁を聞いていて、子育て世代の保護者の方は、だれひとりとして納得しないでしょう。それだけは覚えていてください。続きまして、2問目、シルバープラザの常設サロン、貸館スペースとなっておりますと答弁にはありますが、一体これまでどれだけの回数一時専用利用なされましたか。

○議長（久留島）福祉保健部次長。

○福祉保健部次長（湯木）ご指摘の集会室1につきましては、専用利用はありません、今まで。

○議長（久留島）住吉議員。

○5番（住吉）専用利用はね、ないと思います。これからもほとんど。なぜか、ひまわりプラザがあるから。もうみんなあっちを使うことに慣れているんですよ。専用利用は。私もシルバープラザができて、近くの自治会長をやっていますから、いきいきサロンをあそこでやろうと思っても、やっぱりみなひまわりプラザ、なぜか。使い慣れているから。わざわざ別の場所を借りようなどとは思いません。ましてや、先ほど事前通告書を読み上げましたが、その中にもありますように、もともとは高齢者のふれあいの場として整備したんですから、そういうふうに使えばいいじゃないですか。ほかに専用利用できる施設は近所にあるんですし、それはそっちに任しておいて、あとは高齢者が気軽に立ち寄れる場、談笑できる場、そして設管条例にもありますように、健康管理に必要な相談とかもしたらいいじゃないですか。気軽に寄って。従来どおりの箱物と同じ使い方するんじゃなくて、せっかくシルバープラザと銘打ってつくったんですから、高齢者の使いやすいように使わせてあげたらいかがかと、いいんじゃないかと思いますが、その点どのようにお考えでしょうか。

○議長（久留島）福祉保健部長。

○福祉保健部長（臼井）シルバープラザにつきましては、設置の目的上、高齢者の労働力の活用の部分と、もう一つ老人集会所としての機能という部分、二つの機能を持ち合わせた施設として設置したものでございます。確かに今言いました集会室1については、今現在、今利用はないんですが、今後、町の保健事業あるいは地域の方、先ほど、住吉議員さんは使ったことがないから使われないということですが、反対に、そこらのPRをしっかりと利用していただくということを考えていきたいと思っております。

○議長（久留島）住吉議員。

○5番（住吉）確かに近々、キラリン体操教室やるみたいですけども、利用者がおらんけ

え行政が使いますというのはまたちょっと違うでしょう。なんでひまわりプラザが使いやすいかいうたらね、学習室、最初から机といすが並べてあるんですよ。だから使い勝手がいい。こじんまりとやるにはね。逆にだだっ広いところになると、そう簡単には、ん、ってなるんですよ。もう箱、一時専用利用できる施設はもう既にあるんですから、そしてあの辺の人口確かに増えました。マンションができてから。ただし若い方です、増えたのは。高齢者はそんなに増えてないです。公務員宿舎跡地にもこれから建売り住宅が80戸建ちます。高齢者が来ますか。住宅ローンを組むことを考えたらほとんどが若い人ですよ。20代、30代、40代。そう考えたらこのシルバープラザ、高齢者の方を対象にしてつくったのであるならば、専用利用メインではなくて、気軽に集える場、そちらをメインとして考えたらいかがでしょうか。

○議長（久留島）福祉保健部長。

○福祉保健部長（臼井）先ほど申しましたように、二つの機能を持たせるという部分は、これからも継続して考えていかななくてはいけないと思っております。ただし、基本的な部分、先ほどから言われとるように、高齢者の方が自由にだれでも来れるという利用形態は、これから考えていかななくてはならないと思っております。これは、指定管理者であるシルバー人材センターさんとこれからの利用について、もっともっと活用していただく方法はどういう方法があるのかというのは考えていかななくてはいけないと思っております。これについてはシルバー人材センターさんの方にも提案を求めていきたいと思っております。その中でどういう利用形態がいいとかということも考えていきたいと思っております。

○議長（久留島）住吉議員。

○5番（住吉）今後の利用形態、シルバー人材センターとしては一旦提案したんでしょ。椅子やソファを並べて気軽に立ち寄れる場を、作ってましたよね。それを福祉保健部の職員が、だめじゃいうて撤去したんでしょ。って、聞いていますよ、シルバーの方々から。せっかくわしらが使い易いようにしてあげたのに、皆が立ち寄ってもらえるようにしたのに、何か知らんが役場の職員でだめじゃいうんじゃないんで。高齢者のためにつくった施設であるなら、高齢者が使い易いようにしたらいいじゃないですか。なぜそれができないのか、もう一度お願いします。

○議長（久留島）福祉保健部長。

○福祉保健部長（臼井）多分今の話はシルバー人材センターさんの方から会員さんの方か

ら聞かれた話だと思っておりますが、ひとつここであれなのは、今の集会室部分にソファを置いとったのは、元の海田老人集会所にあったものを移設したものでございます。ただし、これを常時置いておくことが今の貸館スペースをオープンにしておくことに、邪魔になる。それからもう一つは、だれでも行ける高齢者の施設の中で、シルバー人材センターの会員の方だけが独占して使っている状況が、そのソファを使ったり、あるいはほかのいすとか机を並べられて独占している状態が見られたので、それらは撤去、海田の旧老人集会所から持って行ったソファについては撤去したものです。ただし、あそこにある常備している椅子とか机とかを出されて、そこを使われて、終わったら納めていただくという使い方はできるんですよというお話はさせていただいております。

○議長（久留島）住吉議員。

○5番（住吉）いちいち、一旦片付けるから、ふらっと気軽に立ち寄っても何もできませんよね。椅子も使わないとこへ行って、何をせえいうんですか。来た人が自分で一人で椅子出して机並べて、終わったらそれを片づけて返る。それが本当に高齢者のふれあいの場といえるのか。なんで私がここまで言うかいうたら、結局高齢者、団塊の世代が今高齢者になりました、先日もお話したように26パーセントの方が2次予防事業対象者です。家に閉じこもってもろうとったらいかんのですよ。気軽に立ち寄る場所をつくっておかには。そのひとつの試しとして、シルバー人材センターがシルバープラザ、普段机も椅子もなかったら、高齢者が来ても、すぐ帰るじゃろうということで、並べたらしいです。だからその辺の説明をね、もうちょっと、今回の答弁にもございますように、シルバー人材センターと協議してまいりたいと考えております、要は、海田町役場は、あの建物を結局どうしたいんか、あるいは高齢者はどう使いたいのか、その協議が結局この1年間、何もなされてなかったように思いますが、その辺は実際どうなんですか。

○議長（久留島）福祉保健部長。

○福祉保健部長（臼井）会館にあたっていろいろな使い方、ここはこういうスペースですよ、ここはこういうスペースですよという話は行っております。ただそこでのボタンのかけ違いといいますか、シルバー人材センターさんと役場の中での認識の違いというのはあったのかもわからない、ということもありまして、これについては、今後どう使っていくのかという協議を十分進めていく中で、しっかり高齢者の皆さんが十分活用して

いただけるような施設として、になるように、今後は協議を続けていきたいと考えております。

○議長（久留島）住吉議員。

○5番（住吉）ここから最後、町長にお伺いします。町長が高齢者のふれあいの場として整備するとおっしゃっていましたが、今のような一時専用利用メインの使い方が本当に高齢者のふれあいの場として成り立つと町長はお考えでしょうか。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）シルバー人材センターがあちらに移転して、こちらの方ではかなりですね、そういう活用をされる、利用される方が、ふれあいの場としての活用ムードがかなり上がってきたと思うんですが、今回あちらの方に移転されて、設置の状況とか状況は随分変わりました。それと、会長さんの方もですね、ちょっと変わられたということも踏まえてですね、ある程度そういうふうな良い具合にスムーズにいかなかった点があったと思います。私も何回か行ってですね、事情を話して、皆さんが気軽に来ていただくような場所が、このシルバー人材センターのふれあいの場所だということも強調してますので、今しばらくですね、大体もう会長さんとか事務局長さんも慣れてこられたので、中身もちょっとわかっていたと思いますので、一緒に協議をしながらですね、気軽に入られるような、来られるような場所にしたいとこういうように考えております。

○議長（久留島）住吉議員。

○5番（住吉）続きまして、今度は最後の、自治会に対する募金の再質問です。それぞれ独立した団体でございますので、町として指導するという事は考えておりません、ということですが、町の公共施設である福祉センターに事務所を構え、町の仕事も依頼している。当然それに伴って町の予算も払っている。そういう団体が、強制募金の実態を行っている。それに対して本当に町は何も指導できないのでしょうか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）特に今、社会福祉協議会のことを指されておっしゃられたと思うんですが、社会福祉協議会における事業につきましては、指定管理としての福祉センターの管理、これは当然に町もその指定管理者に対してとしての指導ができます。それから委託事業としてお願いして行っている事業、それから補助対象となっている事業、こういったものについても、当然に、その内容に沿うようにという指導ができます。しかしながら社会福祉協議会におかれても、自主事業として行われている事業、それから町からで

はなしに、他の団体から委託を受けて行われている事業、そういった部分について、町が関与できる部分というのはないと思っております。

○議長（久留島）住吉議員。

○5番（住吉）確かにおっしゃることも一理あるでしょうが、公共施設の中において、募金が少ない、そういうことを平気で社会福祉協議会の事務局長と職員は、自治会長に対して言いました。たまたまその自治会長が私、町会議員というだけであって、もしこれが議員でもない一自治会長がこういった目に合って役場に相談に来た時、同じようなことをおっしゃいますか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）この度の件につきましては、そういう意味では、自治会長としての立場か議員としての立場かは分かりませんが、私自身、相談を受けた覚えがございます。その場合に、社会福祉協議会の方に、あえて住吉さんと言わせていただきますが、住吉さんからのお申し出について伝え、話し合いを例えばどう持つかとかいうようなもの、両方の取り継ぎはいたしました。これは決して住吉さんが町会議員であるからということではなしに、自治会長としてそういう相談があったものと受け止め、その間を取り持つということを行いました。これは、ほかの自治会長から相談があった場合でも、そういった、指導というんではなしに、間に立つということは同じように行います。

○議長（久留島）住吉議員。

○5番（住吉）確かに副町長に間に立っていただきました。で話し合いをするようにと。で、私の携帯番号を伝えてもいいと副町長に言いましたが、あれ以降、一切連絡ないんです不思議なことに。やましい点があるんでしょうね、一切連絡がない。ましてや私1人に言うときば黙っとっても良かったんですが、もう一人別の役員にも同じことをやっとなんです。各自治会の募金一覧をぱっと広げて、何でこんなに南堀川少ないんか、おかしいじゃないか。脅しでしょ。仮にも福祉を名乗る団体が一町民に対して、募金が少ないと文句をつける。そののいったいどこが福祉か。●●●とやっとなることが同じじゃないですか。そんな団体がよくぞまあ福祉を名乗れたなあと思います。で皆さんご存知のとおり、社会福祉協議会、これは社会福祉法の第109条から第111条に定められていますよね。要は、社会福祉協議会というのは法律に基づいてつくられた団体です。社会福祉法という。そして、その社会福祉法第116条、何と書いているか。共同募金は、寄附者の自発的な協力を基礎とするものでなければならない。自発的なものでもの

くてはならないと社会福祉法に定められております。にもかかわらず、社会福祉法によって存在を認められた社会福祉協議会がこの法律を違反している。これに対して行政は何もしませんか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）今のおっしゃるようなところにつきましても、本来、社会福祉協議会の内部で十分に話し合われるべき事項であると、そのように考えております。

○議長（久留島）住吉議員。

○5番（住吉）内部で話し合うも何も、社会福祉協議会の事務局長と職員がやらかしたんですよ、強制募金を。法律違反、社会福祉法違反。にもかかわらず、中のことです、町は知りません。いいですか、もう一遍言いますよ。明らかに法律に違反したんですよ、社会福祉法に。社会福祉協議会が関連している法律に違反したんですよ。それを中の事です、役場は知りません。本当に今の答弁でいいんですか。明確に法律に違反したんですよ。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）私どもとしては、明確に法律に違反しているかどうかというのを判定する立場にあるとは思っておりません。ただし、申し上げましたように、その該当する一自治会長からそういう声があるということはお伝えしてございますから、今、事務局長、職員とおっしゃいましたが、社会福祉協議会の中には、その上に理事会がございます。まず、その理事会等において十分に話し合われる事項であると。それを、町が直接事務局に対して指導するとか、そういったことではないと。それから、そういったことが本当に法律的なことが起こっておるのであれば、これは例えば司法とかそういうところが判断する立場になると思いますので、ちょうどこの度ありましたが、私どもに許認可権とかそういうのがない中での行政指導ということもこれまたできませんので、その部分というのはまず責任がある理事会の方において話されるべきだと、で、そういった自治会長、1人の自治会長からそういう声が上がっていると、私の方にそういうことが伝わっているということはこれは伝えてありますから、まずは、私は、社会福祉協議会の内部というのは、今事務局長とか職員という事務局と捉えられたかも分かりませんが、まずそういった理事会とかそういうところで検討されるべき事項で、理事会にはそれぞれ選考の規定によって理事が定められておられますから、その方々をご判断されるべき事項。その後は、それが、海田町ではなしに、それぞれの所管団体、機関になると思

ますから、そういった手続きを取っていくべきということで考えておりますし、それから、いくつかのおっしゃいました募金とかその他につきましては、これまた、他の団体から委託を受けてされているものもございますから、そうすると本来委託されている団体においてまず話をされる事項という形になろうかと思えます。この度のご相談を受けました内容について、それから、住吉さんが自治会長としておっしゃった部分については、その後どうなったか分かりませんが、お互いに、例えば固定電話ではなかなかやりづらいと、じゃあ携帯電話で番号を教え合ったらどうかとか、そういう、間の取り持ちは行いますが、権限のない指導という形になりましたら、現段階ではできないものというふうに考えております。

○議長（久留島）住吉議員。

○5番（住吉）さっきも言いましたように、副町長に相談して以来一切連絡がないんですよ、じゃけえおかしい思うんですよ。やっぱり、やましい点があるんじゃないか。ましては今言った2名の職員は、本来海田町の職員ですよ。出向で行ってるんじゃないかなったですかね。違いましたか、違うんですか。じゃあいいです。1人。1名であったとしても、本来地方公務員が町民に対して募金を強要するという。非常に不思議なお話ですよ。出向中に関しては、多分処分はできないと思いますけど。冷静に考えたらどうなんでしょうね。役場の職員が町民に向かって募金が少ないじゃないか出せじゃいうて、もうちょっと。みんなにばらすで、あんたとか少ないけえ。それが地方公務員のやることかと思えますけども、出向中であるからおそらく処分はできないと思います。ただ、返ってきた段階で私は問い詰めます。で、今度は自治会負担という点に関してお伺いしますが、下手すりゃ、全部募金真面目に払ったら自治会費より高くなるんですよ。この辺、自治会の負担、このままほっぽらかしておきますか、役場として。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）自治会の活動において、この募金等が負担になっていると、この相談があるのも確かです。南堀川の自治会以外からもそういう相談は増えております。ただし、この場合においては、自治会の中でそれぞれの動きをどのようにされるか、まずは、自治会の中でお話をいただきたいと。ですから、負担が余りにもひどいような場合、やはりその自治会でご判断いただくべき事項だというふうに思っておりますから、そのところは、まず自治会でお話をいただきたい。それから、町全体のそういった、自治会としてどう対応しようかということ、これが、まず校区連合会、さらには町全体の連合会

という中でも話しされていると思いますから、その中でまずお話をいただきたい。ただし、それは、やはり連合会というのも完全に強制力を持ったところではございませんから、最終的には単位自治会がどのように考えられるかと。そこでは他の自治体でやっているような例を助言するとか、そういうところはあるんですが、これもやはり私どもとしては最終的には、自治会でお決めいただきたいと。その場合に、あまりにも負担になるようであれば、それは別な考え方もあるんじゃないかというお話はいたしますが、この点は自治会でまず、内部で十分に話をしていただきたいと思いますし、他の自治体との関係という形では、連合会の内部でもう少しご協議いただくなり、そういったところがあるかどうか。最後は、おっしゃるとおり、全て強制的なものではないというのは確かでございますから、それは自治会の内部でまた十分にご議論をいただきたいと思います。その中で、よそはどんなふうに行っているだろうかとか、もう少し何かこういうことうまいことやるところはないだろうかとか、自治会連合会の中でこういう話し合いを持たないだろうかというようなご相談がありましたら、これは自治会連合会の今の事務自体も役場の臨時職員やらせておりますから、ここら辺りは指示いたしまして、そういう話し合いの場を持つというところまではできようかと思います。こうすべきということは、役場の方からは言えないというふうに思っております。

○議長（久留島）住吉議員。

○5番（住吉）結局そこですよ。自治会連合会じゃ、あるいは町の方でも年度末年度初めぐらいに、自治会長を集めて連絡会議をやっておりますが、そういった場でそういった話がないんですね、募金は強制じゃないです、やらなくてもいいんですという説明は一切ない。逆に、私の記憶違いだったら訂正してもらいたいんですが、毎年2月に自治会長を集めて講演会をやっておりますが、その際に似たような相談が出たことがあったんじゃないかと思えます。募金を集めるのが負担になる。その際に、講師の方が、自治会費から一括して払う方法もありますよと言ったことがあったらしいと聞いております。ただ、その方法は今言ったように、過去の裁判で明確に禁止されております。憲法19条違反、民法の公序良俗違反。そういったことすらも今自治会に対して一切これまでアドバイスしてないですね、各自治会に。私も、今回この問題を受けて調べて、やったらいけんのじゃ、自治会費から一括して払うのは。そういったアドバイスも今まで受けたことはありません。なぜか。おかしいですね。明確に裁判所でこれだけの判決が出ているにもかかわらず、そういう助言が自治会に対しては一度もなされたことがな

い。もちろん、募金を集めている社会福祉協議会や公衛協からも、一括で払うのは判例に違反しますからやめてくださいといった話は、一度も聞いたことがございません。その点、ほかの独立した団体だから町として指導することは考えておりませんと言いますが、知らぬ間に各自治体が判例違反を犯しよるんですよ。その状況、これをこれから先も放っておきますか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）おっしゃる判例で行くとですね、これは、総会決議という形でおやりになって、やられたということで、多数決でおやりになったというところに問題があったんだろうと思います。これが、全体の総意でおやりになって事務的手続きを省くためにと、全体の総意でもし行われていれば、そのとおりになったかどうか、全てが今おっしゃいました判例自体で、全部が適正かというところがございます。おっしゃいましたように、特に宗教的な部分なんか一番問題になっているようでございますけども、そういったような部分について、多数決でやって、少数の方が支払う気がないのに、自治費は払うけども、そういった募金とかをする気はないという声が上がったときにまで、それをやるかと。ただし、一括のアドバイスというようなところでいきますと、一つずつ集めるのは逆に面倒だというような相談も受ける中で、そういったやり方もありますというところで、おっしゃいましたとおり、今までこの判例について具体的に触れているところがないですから、ただしその場合こういう問題もありますよと、そここのところは比較して考えてくださいというところになると思いますが、もう一つに、こここのところは私どもとしてはそういった、もっと伝えろとか、そういうようでいろんなのがあればそういった助言とかという部分で行いますが、役場の職員も、それぞれ出向いて、そのときに役場からの伝達事項とかそういうところはやりますが、例えば、その自治会長会議のあり方とかというのも、自治会長でいらっしゃいます議員の方から、内部でまず提起をさせてというところがあってしかるべきかというふうに思います。

○議長（久留島）住吉議員。

○5番（住吉）議員から各自治会に問題を提起したと、というふうに捉えましたが、違うんですかね。どちらにしても、よその自治会に口をはさむ権限は、執行部の答弁と同じようにありませんし、一自治会長としても、よその自治会のことなんて知ったこっちゃありません。責任も権限もない。関係もない。実際この問題に関して、自治会が班長全員に話したところ、やはり、ほとんどの方がもう協力するの辞めてしまえ。何様のつ

もりか、金額が少ないいうて。ただその一方、数名の方は、とは言っても福祉のことに関連するんじゃないかという形で協力はせにゃいけんじゃろう、というところまで今話し合いが進んでいます。うちは。でもその方法に関して負担じゃ言うとするのに、こっちが方法を考えんにゃあいけんいうのもおかしい話ですよ。募金をお願いしてくる方が考えんにゃ、やり方を。じゃがそれに関して町は指導できんいうんであれば、これ以上、ここであれこれ言うても、水かけ論で終わってしまうでしょう。とはいっても、社会福祉協議会も公衛協も、公共施設に事務所を構えています。それは処分できない、指導できないというんであれば、それは仕方ないでしょうが、道義的な問題ですよ。最後、町長にお伺いします。道義的な問題として、確かにそれぞれの団体、非常に素晴らしい活動されていらっしゃいますが、その活動資金の集金方法において、あまりにも理不尽なやり方をしている。特に共同募金に関しましては先ほど言いましたように、社会福祉法に違反したやり方をしている。事務局の人間がやった。にもかかわらず、本当に、町は、町長として、何も指導できない、何も助言もできないんでしょうか、最後にお伺いします。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）この募金活動につきましては、先ほど答弁しましたように、いろんな各種団体、いろんな違ったところで募金活動をしております。現在の日赤をひとつ取り上げてみましても、募金をしたものが、また還元されるという、一つのですね、町民の方にまた返ってくる、例えば公衛協の問題とかまちづくりの問題とか、それぞれの形で、長年、これはもう私が町長になって10年余りですが、以前から、募金活動というのはずっと継続してきてやっております。その中で、今までですね、各自治会において募金の問題とまた自治会会費と、そしていろんなことについてですね、一緒にも集められたりすることも、各町村においてもですね、海田町は400円とか、坂町は500円とか、府中はなんぼうとかいうのをですね、これ1年、2年に始まったものでございませぬが、それが継続的に全部今までつながってるっていうふうに私は考えておりますし、またこれがあってこそ初めて、また地域のいろんな活動とか、またいろんな清掃の問題とか踏まえてですね、大きく寄与できるんじゃないかと思っておりますので、その、権限の問題が確かにご指摘にあると思っておりますが、現在、行われておる共同募金をはじめ、そういう募金活動については、協力をさせていただくことにお願いしたいと、こういうふうに思っております。

○議長（久留島）住吉議員。

○5番（住吉）今の答弁で終わらんようになってしもうたんですが、協力はします、個人的には。それは別に問題はない。それは町民皆さん、それぞれ個人個人に協力すればいい話。それを自治会にやらせるから話がおかしくなるんです。ここの自治会は多いじゃ少ないじゃ。判例に触れて一括に払ったりする。負担を減らすために。あるいは個別徴収するから、断りづらい。町長、今、昔からやっていることとおっしゃいました。だから今のままでいいのかという話ですね、そしたら。これだけ海田町、若い方が増えているのに、そんな古いやり方、これからも自治会にやらせるおつもりですか。そんなことだから自治会の加入率が減るんですよ。先日も自治会の講演会がありましたけども、4名の自治会長がパネリストとして壇上に上がって話されてましたよね。うちはこんなことをやっている、あんなことをやっている。でも加入率が6割とおっしゃってましたよね。うちと変わらんのですよ。ただし、うち加入率が低いのはワンルームマンションが多いから。それを除外したら加入率多分9割を超えます、うちは。昔からの自治会が、今の新しい自治会、うちと同じ加入率という時点で、もうおかしいでしょう。結局、昔ながらのやり方を自治会に押しつけているから、若い人、誰が入りますか。自治会費払ったら、またさらにあれこれお金を取られる。そんなばかばかしいところにだれが入りますか。こどもを育てるのに金がかかるのに。ところがその負担も減らさないと、うちの町は。従来どおりの考え方でやっとなるから地域コミュニティが崩壊していくでしょう。自治会に入らないのは若い人だけじゃない、高齢者も辞めていきよるんですよ。班長が回ってきたら負担が大きい、えっと金を集めて回らんやあいけん。あれこれ言われる。そういった問題に対して、なぜ行政は救いの手を差し伸べてくれんのか。独立した団体ですから知りません。ふだん自治会にあれこれ協力を求めておきながら、こっちが困った時には知りません。そんな虫のいい話通用しますか。従来どおりの考え方でだめなんですよ、町長。昔からやってます。地域に還元されてます。そんなことはみんな知っています。ただ、問題は、その資金集めをなぜ自治会がやらにやならん。地域コミュニティ団体にしかすぎない自治会が、なぜ募金集めをせにやならん、その募金集めの説明が、公共施設の中で行われておる。それに対して役場は何もしない。知りません。施政方針の質疑で言いましたが、災害時、最終的に頼みになるのは隣近所ですよ。災害時要援護者対策、自治会なしでやれますか、町長。これから先、ありとあらゆる事業、自治会の協力を求めずにやりますか。特に自主防災。自治会が崩壊したら、役場の

職員が全てやらんにゃいけんですよ。1軒1軒。それでえんですか。こっちはなんとかして地域コミュニティを維持しようとしてる。ちょっとでも若い人にかかわってもらおうと、あれこれ努力しとる。そのためには負担をいくらか減らさんにゃいけん、今までやっと思ったことを。それで頭を悩ましとるのに町は助けてくれん。当事者同士で話し合ってください。虫が良すぎるでしょう、町長。各団体が地域のために町のために一生懸命やっただいてるのは理解しております。各種行事を見りゃ分かります。問題は、金の集め方、それを全て自治会に負担を押し付けておる。それを何とかしてくれと助けを求めているのに、町は何もしない。海田町はそれでいいんですね。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）今おっしゃいました、最後の点を除いては、全て議員がおっしゃられたとおりでと思います。自治会の今の重要性、これも確かなことですし、今転機に来ている。どうやって、減っている自治会を支えるか。それを行政がどのようにするかと、当然に行政の手助けなしにできない。これも全てそのとおりでと思います。しかし、最後におっしゃいました、資金の集め方を全部自治会に押し付けて、それに対して行政は何も、というところの、一つに、行政には強制的にできるものと、できないもの、昨日の行政指導の話も、そこなんです、今回議員が求められておる自治会長として求められているのは、役場に、それぞれの団体に対して強制権限を働かせて言うことを聞かせると、そういうふうな再度お申し入れのところがあるかと思いますが、で、私の方でできないと言っているのは、最後の、強行的にそれをやめさせるとかそういう部分は直ちにはできないと。それよりは、これは一自治会の話をして良いのかどうか分かりませんが、やはり、意思疎通ができればもう少し改善できるんでないかという場合における助言というのは、まず、もう少し話し合いをされませんかという、どうしても、助言になります。それが得た上で、本当にそういった強制権限が必要であれば、そういった強制権限は、どこに申し出られればそういう強制権限が得れますという次の段階になると思いますが、現段階で、議員ご指摘の事項については、そこまで至っていないと思っております。どちらもが少し感情的になっていらっしゃる部分もありますし、片一方の組織についても、組織内の話し合いが全て済んだ上での現段階での協議だと思っておりますから、最初に言いましたように、指導はできませんが、こういう声が起こっておりますからというところはお伝えするというので、まず、それぞれの、おっしゃったのは全て複数団体でございますから、そこでまだ話し合いがされるべきという部分、最後の役場は何

もしないのかという部分については、はっきり申しませんが、できる部分とできない部分がございますから、まずはそういった両者の取り持ち、そこについては、先ほど電話もないというふうな話になっておりますけれども、そこら辺も含めまして、そういったところの、間に立つということはいたしますが、その先の強制的指導をしろという部分については、最初の町長答弁どおり、それぞれの団体が独立しておりますので、現段階ではできないものと、そういうふうにご判断いただきたいと思います。

○議長（久留島）住吉議員。

○5番（住吉）もう水掛け論になったんでもうそろそろやめたいんですが、最後に、日赤共同募金、広島県共同募金会海田町共同募金委員会会長、山岡寛次。責任者は町長なんです。本当は。ただもう、これ以上、言いません。ただ、言ったように、共同募金会の会長、町長ですよ。それを集める段階において、強制とも取られないことを社会福祉協議会の事務局がやっている。言い換えれば町長がやっていると同じことなんです。これ以上答弁を求めても仕方ないので終わりますが、そのことはよう考えてください。行政指導はできない、分かりました。じゃあどうしたらいいのという答えは、まだ返ってきていません。当然、私は、自治会の役員会なり総会でこのことは話さんにゃあいけんでしょう。町に相談したけども、何もない、答えがない。当事者同士のことでした、当事者同士で解決してください、そう言われただけですとしか私は説明ができません。と申し上げて、終わります。

○議長（久留島）15番、佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中十九昭です。3点にわたってお尋ねをいたします。まず一つは、JRの高架事業についてお尋ねをいたします。12月19日、広島県と海田町の第3回目の協議を重ねる中で、コスト削減を模索する中で、一定の前進があり、それを踏まえて、12月24日には町長自ら副知事と会談をされております。各報道によると、海田町高架化を維持する計画の案の検討に入ることで合意したとありました。そこで具体的にお尋ねをいたしますが、この、各社報道の内容について、事実であれば、住民の総意であり長年のその悲願が叶うことになると思います。会談の内容は非公開とされているようですが、全くの非公開では信憑性に疑問があります。最大限公開できる範囲で公開し、そして、町長の会談の感触、見通しなどの見解をお尋ねをいたします。二つ目には、見直し案を検討とがございましたが、基本となる1999年に3月に都市計画決定をしたJR高架事業は、本線4.6キロ、呉線1.7キロメートルの合計6.3キロメートルでありま

す。除去される踏切が 20 か所です。この基本を守りながら、相手があることですから、最大限努力する基本姿勢が問われますが、どのような見解ですか、お尋ねをいたします。質問の三つ目には、コスト削減が一番の理由でありますけれども、大きく分けて次の 6 項目に分けられると思います。一つは、高架部分を削減するのか。二つ目には、駅舎部分を削減するのか。三つ目には、本線部分 4.6 キロの距離の削減をするのか。四つ目には、呉線分の 1.7 キロメートルの距離の削減をするのか、五つ目には側道部分の削減、六つ目にはその他の都市計画決定の道路部分の削減、と思われませんが、いずれも大事であります、全体を見直す部分や箇所のコストの削減とあるが、この箇所については、譲れないという見解をお尋ねを申し上げます。二つ目には庁舎建設についてお尋ねをいたします。JR 高架事業が当初の計画どおり建設、維持することになれば、何も障害がなくスムーズに事業を進めるために、早急に庁舎建設移転場所を決める必要があります。今までぐずぐずしているから、JR 高架事業がストップしてきた、二度とそのようなことのないよう早目に対応し、意気込みも熱意も伝わる対策が必要と考えますが、どのような見解ですか、お尋ねをいたします。続いて三つ目ですが、町政活性化と 60 周年記念についてお尋ねをいたします。1956 年、昭和 31 年ですけれども 9 月 30 日に、当時の海田市町と東海田町が合併をしてから、来年 2016 年 9 月 30 日は、町政 60 周年にあたります。前回 50 周年記念式典では、織田幹雄先生の生誕 100 周年記念行事やこども議会あるいはラジオ体操や式典による表彰等、盛りだくさんの行事が行われました。町政 60 周年にあたりいろいろ行事を考えておいでと思いますが、活性化に向けて次のことを提案をいたします。一つは、町民のニーズに応えると同時に、住民サービスの向上につながる福祉のあらましの小冊子を編成をし、配布をするお考えはありませんか。二つ目には、これまで町に多大に貢献をされた名誉町民の方々、これらの記録や展示品等、写真集等の小冊子を記録をし、その記録を CD を作成をし、町民や関係者に有償で販売してはどうか、お尋ねをいたします。三つ目には、昭和 30 年代から 40、50 年代の写真を広く募集して、それを 60 年経った今日、同じ場所から撮影をして、その写真を掲載をした小冊子と CD 等を作成してはどうですか。そのことにより、町の歴史の移り変わりが一目でわかる（仮称）海田町の町政 60 年の今昔物語として、広く町民や関係者に有償で販売してはどうですか、お尋ねをいたします。4 番目には、これら 2 と 3 を実現しようと思えば、公民館の講座生や写真愛好家、その他興味を持っておられる有志の方々やボランティア等々の実行委員会を結成をして取り組んでいくとより良いものができる

のではないかとと思いますが、どのようにお考えですか、お尋ねをいたします。最後に 30 周年記念行事で、NHK ののど自慢が海田小学校の体育館で行われました。今回、町政 60 周年にあたって、今大人気の、なんでも鑑定団を呼ぶ等の行事はどうですか、お尋ねをいたします。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）佐中議員の質問に答弁をいたします。まず J R 高架事業についての質問でございますが、1 点目については、会談の内容は、昨年 12 月 24 日に議員の皆さんにお知らせしたとおりでございます。県が見直し案の検討を進めることについては、連続立体交差事業による当初計画で得られる効果が期待できるのであれば、大きな前進であると考えております。今後は、見直し案の検討結果を見て、判断していきたいと考えております。2 点目、3 点目については現計画を一切変えないということではなく、コスト削減に向けた取り組みが必要であることから、海田町域を連続立体交差事業により、現計画で期待される効果が得られる見直し案になることが重要であると考えております。続きまして、庁舎移転についての質問でございますが、広島市東部地区連続立体交差事業の見直しは、県の財政難を理由とするものであり、庁舎移転とは別の問題であることから、事業の進捗に影響があるとは考えておりません。したがって、庁舎移転については、今後、広島県から示される見直し案を見定めた上で適切に判断をしてみたいと考えております。町政 60 周年記念事業については、佐中議員のご意見も参考に今後検討してみたいと思っております。以上です。

○議長（久留島）佐中議員。

○15 番（佐中）再質問させていただきますが、J R の高架事業、3 回目の協議の内容については、私今文書を持ってきましたけども、ここに持つとるんですね。町長が会談をした 24 日の会談の通達いうんか、文書を、私、見てないんですが、それはどうなってるのかお尋ねします。

○議長（久留島）建設部長。

○建設部長（久保田）24 日の会談の内容についてはですね、終わり次第、その結果についてですね、事務局の方にお渡しして、そちらの方に皆様方にお渡ししておるんじゃないかと思いますが。

○議長（久留島）佐中議員。

○15 番（佐中）私が見落としとるんかどうか知りませんが、新聞の報道でしか知識を私

持っていないんですね。もし私が見逃しとったら、改めてですね、見たいと思いますけれども。それはそれとして、新聞の報道あるいはテレビの報道しか認識はないんですけれども、その後の経過ですね、今日までの経過で、他人任せのような気がしてなんのです。海田町が、直接当事者であるのに、相手があることですから、それはそれで、町の方は進むという考えを持っておいでかも知りませんが、他人任せで相手が出てくるのを待っている、これではね、我々の要望をしたJRの高架事業がでんのはないかというように思うんですが、今、町長の答弁ではそういう答弁がありました、どうなんですか、お尋ねします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）事務方協議という形で私と担当の部長とあれしておりますが、こちらが何も出してないではなしに、こちらが出しているのは、いわゆる見直しになる前の現計画といわれる都市計画決定されているものを行うようにというのを出している訳でございますから、何を求めてないのではなしに、それに対して県がどのような回答をしてくるかということで終始しております。その中で、当初出ました、海田において連続立体交差が一切ない部分、これ県は見直し案と呼んでいませんが、実質は県の見直し案になっている、一回目の見直し案だと思っておりますが、それについては一切認められないと、その議論を一切する気がないという中で、現計画の必要性はどう思っているのかということをやっている中で、この度、更に、県がもう一度見直しをするためには専門的協議が必要だから、その見直しについて海田町はどのように思うのかという話があった訳でございます、今度私どもとしては現計画どおりやれと言っているのに対して、県がこういうふうにやりたいということを示したいという訳でございますから、ここはすみませんが、待ちの体制にならざるを得ないのではないかとこのように思っております。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）おっしゃることは分かるんですよ。けれども、主体事業主は県なんですね。県の意向によって、いろいろ我々が一喜一憂しておる訳です。ところが今の副町長の答弁では、出してくるまで待つと。そうするとですね、県がイニシアティブいうんか主導権を持っていますから、県はどうしても自分の主張をする、そうでなかったらストップをするということになる訳ですが、一番の問題は、財源の問題で、見直しをする、考えることによれば、縮小するぐらいしかない訳ですけども、大体向こううんか県の

ねらいは、縮小する訳ですけれども、我々が、副町長が今言うような、当初の計画どおり進めるといふ、そのことを主張してもなかなか進まないと思うんです。一定程度、どこまで進んでおるのか、あるいは海田町はここまでしか譲れないと、そういうことを今一番主張することが、一番大切な時期じゃというように思うんですが、その辺はどう思われますか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）現段階で県との協議の中で、詰めてきましたのは、この事業において、何を求めるかというところの共通認識という部分で、我々としては特に踏切の除却による安全・安心という部分について、県はどのように考えてるのかというところは、特に強調してまいりました。そういう中で、我々が求めている条件をする中で、当初いろいろ県がコスト縮減として考えている分では、そういったコスト縮減ができないということで、この度どこまでが出てくるか、これは私も非常に心配するところですが、先ほど言いました、その踏切除却とかそういったような部分も含めて効果がある、効果が見込まれる見直し案ということで、高架を下げる、それから呉線の乗り越しについてももう一度見直す、そういった技術的見直しを行った上で改めて提案をしたい、という申し入れがあって、それに対して町長が副知事に対して、当初の効果が得られる見直しをされるのであればその見直しをされることはやぶさかでないという話をしております。今先ほど佐中議員がおっしゃられたようなところは一番県から求められてるところでして、海田町は、どこまでやると言えば、海田町として認めるのかというのは、これ何度も聞かれておまして、その都度答えておりますのは、現計画どおりの効果が得れるというところが譲れない線だと。じゃあ現計画が見込まれる効果というのはどこまでなんだと、逆にここでどこまでなんだと言いましたら、多分県もそれ以上のことを考えてもですね、そこはまで落としてくる思うんですね。そこのところで県が示した案が不十分であれば、当然にまたこれは、それは呑めないという話になると思いますけども、そこの部分でここまでは許容できるというのは、これ交渉としては絶対言えないと思っております、私どもが求めるのは、町長答弁にもありましたように、全く計画どおりやれというのはさすがに言ってないんですけども、現計画で得ようとした効果が得れるものでないと認められないと。私ども見直し案と言っておりますが、一度ありました海田町については、連続立体交差じゃなしに、単立の立体交差にする部分については、これは全く、その我々が求めている効果というのは得られないというふうに判断して、それについては一切協議

しないという態度を貫いてまいりましたが、どこまでを守るのかというのは、これは当然に今から考えてまいりますが、これは正面に出しますと、そこはもしそれ以上考えていたとしたときに、そこまで落として来られる可能性がありますので、それは一切、私としては交渉の段階では、現計画で得れる効果を得れる事業にしてくれと、この一点張りできたところでございます。これは3回ほど開いた協議内容、確かにやりとりは公開しておりませんが、終わりました、新聞が出る前に、議員の方々、新聞、特にテレビに出る前に、議員の方々に渡せるよう、直ちに速記録を起こしてお配りしているというところでございます。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）副町長、町長もそうですが、心配しておられる。どうなるか心配。議員やらね町民の人はもっともっと心配しとると思うんですよ。もうあれほど待つて待つてですね、やって、広島市の財政事情によって7年も延ばされ、また県がいろんな理由で2年も3年も延ばされてね、非常に悩んでおる、議員の側もそうですが、執行部はもっと悩んでおられると思うんですが、しかしね、3回目の協議の中で、主な協議内容、町の意見、協議において双方が確認したこと、その中で、町は他自治体が取り組む高架の高さを抑える等のコスト縮減策の可能性を検討を進めることについて、後日、県とその意向を回答するという、これも24日の町長の、そういうね、ことですが、コスト削減というのが前提にある訳ですね。そうなればですね、答弁書にもここにも、答弁さっき、されましたけれども、そうなれば、新聞報道によれば、3階が2階になると。これもコスト削減の一つのですね。いろんな事情が出て、あるいは情報も入ってくるんですが、副町長、県とのパイプが、一番こう、海田町の職員の中で一番ある訳ですね。ですから、県がどういう状況で進めているのか、そういうパイプが強いんですから、今それを発揮するときではないのかなというように思うんですが、それはどうですか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）パイプが太いかどうかは別にしましても、交渉の当事者であることは確かでございますから、そういったような中で行う。それから当然に、個人的には県の職員であったというか、まだ、隠れては県の職員でございますから、そういうパイプは持っております。そういうような中では、最初の見直し案が出たときとこの12月では、大きく変わったというところは、県の中でもよかったなというような声もかかってきますから、少し前進したのかなと思ってはいるんですが、それが責任ある人間からそうい

うふうに言われた訳でもないですし、それから、先ほど一番何を心配してるかといいますと、皆さん 12 月のが出た段階で、何か解決策が全部出たように思われていますが、佐中議員がお持ちでないでしたら、もう一度申し上げますが、12 月 24 日の正式な、町長が、副知事に申し入れましたのは、これちょっと読まさせていただきますが、町としては現計画を一切変えないということではなく、コスト削減に向けた取り組みが必要であることから、県が海田町のまちづくりをしっかりと踏まえ、連続立体交差事業により現計画で期待される効果が得られる見直し案を検討するというのであれば比較検討を進めても構わない、というところで、一番問題は、現計画で期待される効果が得られる見直し案、これが本当に示されたときに、我々も、現計画と同じような効果が得られるんだなというふうに落ちてくればいい訳ですが、12 月にこれが示された訳じゃございませんので、我々の付けた制限の中で今検討が進められていると信じておりますが、どのようなものが出てくるかが出た段階でもう一度判断したいと、そういう趣旨でございます。これもその、その前の 19 日の中で、そんなに長く延ばす気はないというふうにしておりますので、来年度の早いうちには、まず、事務方協議の中で県の側からそういったものが示されると。これは少なくともここまで来ておりますし、県の県議会選挙もあることですから、間違いなく今年度内に示されるということはないと思いますけども、来年度の早いうちに示されると思います。またそこから十分に議論を進めてまいりたいと思っています。

○議長（久留島）佐中議員。

○15 番（佐中）おっしゃることも、取り組んでおることについてもね、一定程度の努力はされていると思うんですが、広島県も何回も見直しをしてね、一回今提案されましたね。960 億を 570 億ですか、新たにまた 2 回目の見直しをすると。ということは、時間もそうだし、お金も相当かかる訳ですよ。そう簡単に、何回も見直しをするということは、私はあんまりないというように考えるんですね。そうすると、どこかで、水面下で調整をする必要があるように思うんですよ。それが、副町長の大きな役割の一つで、パイプが誰よりも一番強いと思うんですが、ただ、今までの計画どおりやれ、この主張だけでずっと行くと、いつまでたってもできないということもあるし、出されてきたものが、全くこれは海田町の意に沿わないということで、町のほうも議会の方も、クレームをつけて、一切のらないという、またこれも、向こういうんか県に対して、引き延ばしたり、見直しの見直しの見直しをするというね、結果にもなる訳ですが、その情

報を得て一定程度の海田町のここまではどうしてもやってもらわんにゃいかんのじゃいうのを、私は、示した方が早く解決し、その実現が可能になるんじゃないかと思うんですが、それはどうですか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）もう一度申し上げますが、事務方の会議ではそれが非常に求められました。どこまで、海田町としてはどこまでの線だったら、というのが出ました。出ましたが、じゃ、そこまで示したらそこまでやってくれるのか、それともはっきり言いますが、県はそれ以上考えているのかというところがございますから、やはりそれは、100点満点の、例えば向こうが70点を考えているのにうちは60点でいいですと、そういうようなことはとても言えませんから、まず一番申し上げてきたのは、昨年5月に副知事が来たときに、議員の方々その皆さんの意見とかそういう中で、どういふようなのが出ていたか、一番出ていたのが踏切の除却の問題、そういったような問題ものすごく出ていました。そこら辺について、その場合に、県としては一応案じゃないと言ってますけども、示された段階では、ほとんどその除却というところがございませんでした。そういう場合のような失敗をしないために、どこがポイントになるのかねという中で、私は、踏切の除却というのが今まで抜けてたんじゃないんかということはおっしゃいましたように、水面下でここまでやったら皆さんが納得してもらえんじゃないかというのは、とても私自身まだ今判断ついていませんし、そここのところはない。ただし、今回の言葉とか町長の施政方針に全て入っておりますが、単立では絶対だめだと。連続立体交差が海田町内にない事業というのは、海田町において絶対に理解されないと。どこまで行ったら理解できるかではなしに、絶対に理解されないと。これは繰り返しその協議の場でも言っていますし、そうでない場でも一番言ってるのは、連続立体交差が必要なんだと、単立ではだめだというのは、いろんな場面で主張しております。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）副町長の答弁の考え方も、理解できます。理解できますが、我々の方としては、それをずっと主張するとなかなかできないことになるんですね。当初の計画どおりに進めよという。だから、パイプが強いから、水面下でね、いろいろ情報を得て、我々も相談をしていただきながら、進めていく、これが一番安心なまちづくりというふうに思うんですが、大体、副町長の考えは分かりました。次に進みますけども、庁舎の移転問題、住民投票も、予算じゃあるいは方針じゃいうのを掲げてやっていますが、それ

が目的ではない訳ですね。庁舎の移転をどこにするかという問題でね。一番の目的が、これを役場をどこに動かすか、どこじゃない、役場を動かすかという問題なんですよ。J Rの高架事業について、何も障害がない、そういう条件をつくって初めてね、J Rの高架事業を現計画どおりやれと、やってくれという主張が、行政の執行上の上でも、あるいは熱意としても意気込みとしてもそのことが伝わるんですが、それが、J R高架事業を具体的に示さなきゃ、それができないというのがね、私は、そういう考えがいかんという、だから、前のようになってしまうというように、懸念があるんですがどうですか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）これは事務方協議の2回目の段階で、県の方に明確に確認をとりまして、役場の庁舎の移転場所が決まらないのが今回の見直しに至っている段階ではないというのをまず受けております。2点目に、先ほど来申し上げておりますけども、去年の12月に出たのは、前の一回見直し案、見直し案と言いますが、見直し案を一遍やり変えますというところまで、海田町のそういったまちづくりや思いに応えるような見直しにしますというところまでしか、まだ、県の側から回答を引き出しておりませんで、一番なのは、どのような事業になるのか、ご質問にもありましたような、どこまで縮小するかというところの部分というのがまだ示されておらずで、結局は、庁舎問題とJ Rの高架問題、切り離して考えれない中で、逆に、その連続立体交差事業がどうなるのかというのが見えない中で、庁舎をどうするのか、移転場所じゃなしに庁舎移転をどのようにするのか、いつどのようにするのかというところが、住民の皆様はまだ説明できないというふうなところは変わっておりませんので、3月末まででしたのを、9月末まで今延させていただいておりますから、その中で、県の側から出た案が、我々がすぐに受け入れる案であり、なおかつ明確に庁舎移転が必要だというようなところに至った段階で、庁舎移転どのようにするか、住民投票をどのようにするか、それについて、決定をしたいと思っています。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）私心配するのはね、町執行部の方の側の答弁は、J R高架事業と庁舎の移転問題は直接は関係ないという答弁が何回も繰り返してきとるんですが、これまでの流れからずっと見ると、今までの教訓いうんか、糧というんかね、もう二度と繰り返してはならないというように思うんですよ。例えば、役場をもう引越越することに決めたと、J R高架事業についてね、もうさっさとやってくれと、こういう主張をやったら、

県も、すごい海田町は。今までいろいろ揉めとったけども、もうやる気じゃと。こういう心が移るといように思うんですよ。それを、県が言うたからいうて、私はそう感じませんね。もう事業の中で一番ここが障害になつるといように私は思うんですよ。口だけではまず口先だけで答弁ではそういうかも分かりませんが、何回も言うようだけでも、役場をどけることを決意することが、JR高架事業を実現をさせることになるんですよ。町はそうじゃないという県もそうじゃない言ううけど、私はそう思わんですね。もう意見が食い違うといやあ、それで済むんかもしれませんが、私は、二度とあの轍を踏まない、ということになるんですが、それをもう一遍ちょっとお尋ねします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）私も県職員としてずっとやってきておりますが、いっぺん県が見直し縮減するとかというのを、もう一度それをそれ自体を見直すというのは、多分、もともとの縮減も初めてだったかも分かりませんが、再見直しをするというのは非常にまれなケース、私が経験した中ではまれなケースだったと思うんです。これは何で起きたかというのは、やはりその、私たちが働きかけた、それ以上に、署名がありそれから副知事が来た段階で議員の皆様方からの非常に厳しい意見、これは副知事のところへ相当伝わって、知事に報告があったんだと思いますが、そういったような部分で、私どもとして、特に私としては、庁舎移転よりはそうでない連続立体交差を何でもやっていくんだという住民の方の思いというのが、県に伝わってというところで、今回見直しに至ってると思いますので、やはりその庁舎移転よりもまず、踏切とかそういうのをどうするんだという強い思いをさらに伝えていき、その結果がどうなったかというのをまず見極めないといけないと思います。で、その結果を見極めていただいた上で、今度住民の方に庁舎をどうするんだというのを決めていただくという、そういうステップだと思っておりますので、佐中議員がおっしゃる順番よりは、やはり今の順番でいくと、まず、新たな見直し案というものを見た上で、それに応じた庁舎移転というのを考えていくべきではないかという、今までの答弁を貫かさせていただきたいと思っております。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）何回言うても同じ答弁が返ってくるので、次に進みます。町政活性化と60周年記念、お粗末な答弁じゃ思うよ、わし、2行しかないんじゃけえ。60周年記念については、佐中議員のご意見も参考に今後検討してまいります。これしかないんよ。じゃあ、どこまでなら参考にするのか。私、5点提案をしたんよね。5点提案したんじ

やけども、もう非常に、この問題と町政活性化の問題、ええ機会じゃのと思いながらも、あるいは60周年を過ぎて、70周年、80周年になったら町長もおらん私もおらんというように思うんよね。で、今おる人が60周年の中で、当時の状況を、小さいころから、中学校あるいは青年の時期を迎える訳ですが、今一番いい時期だというように思うんですよね。だから60周年記念をして、いろいろ町は考えを持って、プレミアムの今の商品券の問題も、27年度でなくて28年度もね、それを記念してやろうという考えもあるかもしれませんけれども、私が提案をした五つの項目ね、参考にするいうてどこまで参考にするのか、100パーセント参考にするのか、あるいは、この中の何点かというのか、そこをお伺いいたします。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）今回提案いただいたことにつきましては、私も50周年記念をさせていただいております。その時のいろんな施策なり、行事なり、またいろんな実績の表現とか、そういうことを踏まえてですね、今おっしゃいましたのど自慢の問題とかなんでも鑑定団、そして記念行事とか冊子とかですね、いろんなことをいただいておりますので、それらを踏まえてですね、町で60周年記念に何をすべきかということですね、総合的に判断をして協議をしていきたいとこのように考えております。

○15番（佐中）終わります。

○議長（久留島）この際、暫時休憩いたします。再開は13時ちょうどです。

~~~~~○~~~~~

午前11時59分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。一般質問を続行します。

10番、多田議員。

○10番（多田）10番、多田です。本日2点質問をさせていただきます。まず、第1点目、子どもを守る取り組みについて。和歌山の事件をはじめとして、子どもが被害者になる事件が多発をしております。登下校など、地域で見守る見守りは各地で行われておりますが、やはり限界があります。子どもたちが自分の身は自分で守る、保護者の努力も必要でしょう。先日の新聞に、広島会社が開発した新しい見守りシステムが載っておりました。子どもは専用の端末、防犯ブザーを兼ねておりますが、持っただけで、スマホ

や携帯を持つ必要がないので、保護者の出費も少なく済むし、余計な心配はありません。スマホなんかのインターネットの心配はないということですね、それとシステムは、子どもの周囲の人が持つスマートフォンを通じて、子どもがいる場所を特定するというものです。このシステムを稼働させるためにはPTAを初めとして地域の皆さんの協力が必要です。5月から市内の学校で実証実験を行うそうです。8月から実際に稼働させるそうですが、これにつきましては、認知症の高齢者の徘徊等の見守りにも活用できると思われます。是非本町でも導入を検討してはいかがでしょうか。2番目、振り込め詐欺の防止を。本年警察では、県警ではですね、アンダー100 作戦、というのを掲げております。交通死亡事故、交通死亡者、事故死亡者、90人以下、振り込め詐欺などの特殊詐欺の被害額を10億円以下、合計で100以下というものでございます。去年の特殊詐欺の被害額は、県内で16億円にもものぼっております。この度、竹原市が200世帯を対象に迷惑電話チェッカーというのを設置をして、詐欺に合わない取り組みをされております。この迷惑電話チェッカーというのは、固定電話に設置して登録された番号からの電話を事前にカットするもので、約25,000件が既に登録をされており、毎日新しく、これはPHS通信なんですけど、新しく更新をされるという便利なものでございます。また、新たに当該家庭が、押し売りなどのセールスなどの番号も、自分でも登録できます。竹原市では2年間無料で貸し出しし、その後は月700円で継続使用できるようにされております。振り込め詐欺、それから特殊詐欺の被害を防止するために、是非本町でも検討してはいかがでしょうか。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）多田議員の質問の1番目については教育委員会から、2番目については私から答弁をいたします。まず、振り込め詐欺の防止についての質問でございますが、竹原警察署が竹原市と共同で実施をしている迷惑電話チェッカーについては、製品開発に伴う試行的な取り組みであると聞いております。その結果の検証結果を踏まえて、本町での対応を検討してまいりたいと思います。それでは1番目の質問に対しては、教育委員会から答弁をしますのでよろしく申し上げます。

○議長（久留島）教育長。

○教育長（中村）子どもを守る取り組みについての質問でございますが、ご提案のシステムの導入につきましては、本年5月から開始される本システムの実証実験の状況を見極めながら、検討を行ってまいります。

○議長（久留島）多田議員。

○10番（多田）では、再質問をいたします。実証実験はまだ済んでおりませんので、これを見極めるということなのですが、このシステムの有効性についてはご認識はどうなんでしょうか。

○議長（久留島）学校教育課長。

○学校教育課長（石川）はい、こちらのシステムの有効性につきましては、近所または地域の方がそのアプリ、無料アプリを入れるということが大前提ですので、その協力を求めるということが大切かと思います。先ほど教育長が話をしましたが、まだ県内でも事例が少ないですので、その検証を踏まえて検討したいと思っております。

○議長（久留島）多田議員。

○10番（多田）まあそういうことなんですけど、現在、問題になっておりますスマホや携帯によりましていろんな事件が起こっておりますよね。で、インターネットに関することも非常に問題になっております。保護者が、子ども、特に小学生の場合、子どもに携帯やスマホを持たせるというのは、塾の帰りとかそういう面での心配があるということを持たせるっていうのが非常に多いと思います。これでしたら防犯ブザーも兼ねている上に位置情報が確実に保護者にわかるということで、安心にもつながりますので、是非こういう面で、前向きに検討していただきたいと思うんですが、どうなんでしょうか。

○議長（久留島）学校教育課長。

○学校教育課長（石川）議員おっしゃるとおり、インターネット、最近で言いますと、ライン等の事件のことについては、学校でも引き続き、指導しているところでございます。こちらにつきましては、インターネット等につながるものではないということですが、イニシャルコスト、ランニングコスト等、また、そのどれぐらいの範疇の中で、何メートル以内の中で子どもたちがすれ違ったときにその位置情報が届くのかということも踏まえて、その有効性、また、信頼性とかも含めまして、検討したいと考えております。

○議長（久留島）多田議員。

○10番（多田）課長言われたように何メートル以内というのは、たしかもう出てたと思うんですが、50メートル以内に子どもがいる場合、その位置情報がアプリをダウンロードされている保護者とか地域の人、商店の人、そういう人が近くにおられれば、50メートル以内であれば、位置情報が分かるというものなんですよね。でこれは非常に、この

前、海田の小学校で、我々のボランティアで、サイバー、ボランティアで講演会をしたんですけど、そこで聞きますと、5、6年生でしたが対象が。半分以上が、多分スマホと思うんですけど持っております。小学生の段階でもそれくらいの率で持っておるということは、もちろん親御さん、保護者の方が持たせる一番は、子どもの位置が分かれば、どこにおるかというの聞きたいっていうのが多分、一番だろうと思うんです。その次に、インターネットでいろんな情報というのもあるんかもわからんけど、一番は塾の帰りなんか怖いということがあって、是非これ、すごい有効なシステムと思うんですよ。是非前向きに検討していただきたいと思うんですが、もう一つこれ、私、書いとったんですが、高齢者の見守り、今、GPS、多分希望者に配布されてると思うんですけど、認知症の方の徘徊の見守りっていうか、そういうことにも非常に活用できると思うんで、その辺での検討はいかがですかね。

○議長（久留島）福祉保健部次長。

○福祉保健部次長（湯木）現在、GPS機能のついた携帯を持ってもらって対応しております。このシステムが、新しいもので、スマホにアプリをインストールした人が近くにいないと位置が分からないということで、高齢者の場合、山の方に行かれたりっていうこともありますので、いろんな状況を今後見ながら、また検討していきたいというふうに思っております。

○議長（久留島）多田議員。

○10番（多田）現在の位置だけでなく、多分通ったところも分かるようになっているだろうと思うんですよ。サーバーの方で。その辺で、非常に、そういう面でも有効であろうと思うんで、是非検討していただきたいと思います。次に、迷惑電話チェッカーなんですけど、これもまだ今から竹原市が導入されて、まだ実証実験というか実験的なことをされる訳なんですけど、これもですね、先ほど言いましたように、既に登録されております、今まで振り込め詐欺とか特殊詐欺に使われた電話番号を、約2万5,000件入れた上で、毎日そのPHSの通信を通して、新たに入ってきた番号が次々入っていくと、更新されるっていう、非常にユニークなというか、いいシステムだろうと思います。でこれ、何課に聞きゃあええん、これ、福祉課、社会福祉、生活安全課、で、これ見ていただくと、多分、持っておられると思うんですが、非常に簡単なシステムで、高齢者でも簡単に使用できるようになっているので、ボタンが二つしかないんですよ。これを、月700円で、確か、実証実験が終わった後は月700円のレンタル、リースで使えるよう

にするというふうに言われておりますので、竹原市が先進的にやられる訳ですけど、海田町も、どうですかね、来年度ぐらいから、検討されたらどうなんですかね。

○議長（久留島）生活安全課長。

○生活安全課長（丹羽）先ほど町長のほう答弁させていただきましたとおり、まずは、現在モニターということで実施をされとるいうところでございますので、その結果を踏まえて、海田町でどう対応するか検討させていただければと考えております。

○議長（久留島）多田議員。

○10番（多田）そう言われると、ちょっとこれ以上言いようがないんだけど、有効なシステムであることは認識をされておる訳ですよ。ですから、これは実証実験されなくても、これ有効であることはもう間違いないことですから、是非来年度はもっと前向きに検討していただける気があるかどうか。

○議長（久留島）生活安全課長。

○生活安全課長（丹羽）先ほどの答弁の繰り返しになるかもしれませんが、やはり、どれだけの効果があったかというのをやっぱり確認した上でないと、なかなか進めていけないものだろうと考えておりますので、まずは、通信会社なりの結果を聴取した上で検討してまいりたいと考えております。

○10番（多田）終わります。

○議長（久留島）3番、兼山議員。

○3番（兼山）3番議員、兼山です。福祉の充実について、4点質問いたします。1、ボランティア活動保険料の補助を。地域福祉を支える担い手を育てるためにも、ボランティア活動への新規登録、新規参加がこれまで以上に必要です。新規の方のみボランティア活動保険料の初年度加入補助を町が行い、住民一人一人の努力の最初の一步を町が後押ししてはどうでしょうか。2、漢字「害」を平仮名明記の「がい」に。もともとは障がい者の「がい」、これ石辺に「疑」と書きますが、その「がい」を常用漢字で表記するため、書き換えられたものであります。第4期海田町障がい福祉計画案などの事業では、最近の町独自の施策や説明文について、おおよそ平仮名の「がい」になっておりますが、国や県からの指針については、そのまま漢字明記で打ち出されています。本町は、平成27年度から障がい者の虐待防止、差別解消への対応として、「差別の解消に向けた啓発や相談などの取り組みを進める」と唱えています。であるならば、平成27年度以降の、国や県または町独自の基本指針における障害の「害」、被害とかの「害」、公害と

かの「害」ですね、「害」という漢字は全て平仮名明記「がい」に改め、これをもって差別の解消に向けた啓発や相談などの取り組みとして、町の姿勢を示してみてもはどうでしょうか。3、介護療養型医療施設への入院費用助成を。広島市は重度心身障害者介護保険利用負担助成を導入し、障がい者の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的として、重度心身障がい者に対しまして、介護保険の利用負担の一部を助成しております。これにより、広島市民で重度心身障害者医療費補助を受ける資格を有し、介護保険法による要介護または要支援の認定を受けた方は、介護療養型医療施設への入院をされた場合の利用者負担額が助成されます。しかし、本町の住民が広島市の介護療養型医療施設等へ入院した場合、本町にはこの制度がないため、入院費の利用者負担が発生しております。隣接する市と隔たりがあっては、住みよい町とは言いきれません。広島市において、重度心身障害者介護保険利用負担助成の補助範囲は、入院だけに限らず、訪問リハビリテーションまでとありますが、介護療養型医療施設への入院については、広島市と同様に、本町も町民に対し、利用者負担額を助成してはどうでしょうか。4、高等技能訓練促進の資格拡充を。給付の対象が、母子の母から、母子の母または父子の父まで拡大され、住んでよかった海田町に一步前進したところでございますが、給付対象資格を6から広島市と同様の14にすべきではないでしょうか。現在の海田町は、看護師、准看護師、介護福祉士、理学療法士、作業療法士、保育士の6資格についてのみ対象としております。しかし広島市は、海田町の6資格、看護師、准看護師、介護福祉士、理学療法士、作業療法士、保育士に加え、理容師、美容師、社会福祉士、歯科衛生士、栄養士、調理師、鍼灸師、柔道整復師の8資格、合計14資格を、高等技能訓練給付対象にしています。支給期間、所得制限、給付金額について、平成27年度から、国の施策の変更など考えられますが、子育てしながら学ぶ意欲のある住民に、隣接市と隔たりがあってはなりません。対象資格について、海田町は早期に広島市と同様にすべきではないでしょうか。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）兼山議員の質問に答弁をいたします。福祉の充実についての質問でございますが、1点目については、その必要性について調査研究をしてみたいと考えております。2点目については、基本的に平仮名で表記していきたいと考えております。ただし法律名等の、国や県が漢字表記しているものについては、漢字表記で対応したいと考えております。3点目につきましては、全国的にもこの制度を導入している自治体は

少ない状況でございますが、これらの団体への導入経緯等について、調査研究をしてみたいと考えております。4点目につきましては、対象者の希望や近隣市町の給付対象と申請状況等を調査研究をしてみたいと思います。

○議長（久留島）兼山議員。

○3番（兼山）はい、それでは再質問をさせていただきます。まず、1番目のボランティア活動保険料のことについての再質問です。答弁では、その必要性などについて調査研究をしてみたいということですが、今ですね、26年度の加入状況を調べておりましたら、海田町内の方ですね、いろんなプランがあるんですが、だいたい450人程度の加入をされております。これからのですね、海田町の地域福祉計画とかですね、障がい福祉計画の中に、たくさんボランティアっていうことが書かれております。新たな担い手ということについても十分書かれております。ここで私がなんで補助をっていう話をさせていただいたかといいますと、まず、ボランティアのことを、私がここで公の場で言うことが、まずボランティアの意味等を考えた場合に、ボランティア、心の中でね、やっていく、自分がその思いでやっていくことであって、決して、やりなさいとかですね、やったらどうかとか、やったらどうするとか、見返りを全然求めない意味がボランティアなんです、ちょっと今日はあえてこれを、今後のですね、海田町の方針として、方針として、本当のボランティアのね、担い手をつくりたいという意味があるのであれば、あえてここで、この補助をということで質問させていただくということで、今、載せさせていただきました。したがって、調査研究ということなんです、新たに担い手についてですね、どのような形で、担い手の方を探されて、そしてボランティアに参加していただく、その方向性、手段、どういったことを今お考えであって、27年度の方針に載せていらっしゃるのかどうか、そこについて、お尋ねします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）福祉の場面におきましても、まちづくりの場面にいたしましても、それぞれ、行政の限界を補っていただくためには、ボランティアは非常に重要な形になると思います。ただしその担い手の育成というときに、この保険を補助するというのが、本当に担い手の育成につながるのかと、そういうところを調査研究したいと、そういうことでございます。

○議長（久留島）兼山議員。

○3番（兼山）はい、保険の補助をするしない以前にですね、その担い手を探すためには

どのようなお考えがあるのかっていうことを、まずお聞きした上で、補助のことにもひとつ触れたいと思うんですが、もう一度、来年度の新たな担い手を探するために、どのようなことを町がお考えであって、どのように、新たなボランティアをしたいという方を増やしていくのか、そこについてをもう一度お尋ねいたします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）それはそれぞれのボランティア活動によって異なると思っておりますので、その一つずつというところがあるかと思えます。ただ、その、例的で申しますと、この度住民活動センターをこちらへ回してきますけども、そういうような中で、やはり事務局的な場所、それからさらに言えば、そういった方々が会合を持つ、そういったようなところの場の提供とかそういったサポート体制というものは進める中で、担い手を増やしていただくと、そういうふうなことを一例で考えております。

○議長（久留島）兼山議員。

○3番（兼山）8月ですね、あえてもうお話しさせてもらいますが、8月の土砂災害があった時に、私もう、ボランティア保険に加入しておりましたので、何か自分で土嚢でも1個積めるかな、運べるかなということで、行かしていただいたんですが、何をすることもですね、ボランティアの保険に入ってるかどうかっていうところが、ボランティアを受ける方に、承る方に対してですね、ここはどうしても必要なことで、やはりボランティアの受付について、やはりそこで入ってるかどうかっていうところですね、ボランティアできない状況もありました。そういったこともありますので、またもう一度戻りますが、どのような形で、担い手を増やすのかっていうことを、場所とかですけど、今の啓発も含めてどのような形でお考えなのか、ちょっとここは一步出さないと次に進めないで、もう一度そこについてお尋ねします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）ボランティア活動については、非常に幅が広いと思っております。特に、今、最初に申しましたように、海田町においても大きく分けて二つに分かれておりまして、福祉系とまちづくり系という形で分かれています、それから、それらのそういった場所というようなところも、福祉センターに拠点おかれるところ、住民活動センターにおかれるところ、あと町の広報を活発に使われるところ、それから、社会福祉協議会の広報をどちらかというところと重点に置いておるところと、それぞれのところでやり方異なっております。そういう中で、特にまちづくり系について、企画部の所管をしております私

としていいますと、まちづくり系については、そういった広報を現在1ページ、まちづくり系の、それぞれの活動団体で1ページ分のところの差し上げて、そこの中でいろいろな活動をみなさんにお知らせする、さらには、そこでいろんな会員の募集を行うと、そういったようなところを、町として援助しておるところでございます。

○議長（久留島）兼山議員。

○3番（兼山）あの、ですから今、ボランティアをされてる方の活動の中で、一人一人声かけをして新たに参加者といいますか、ボランティアをされる方を増やされる、そういう場所も町が考えて今後増やしていくという考えでよろしいでしょうかね。それが1個と、この答弁の中に、その必要性ということについて調査研究ということなんで、やっぱりその、今後そういうことが増えていった場合には、保険料の補助も初年度初めてされる方はされるということも含めての必要性の中に入っている項目なんではないでしょうか、どうでしょうか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）ボランティア活動されるというときに、ボランティア保険の保険料の補助というのがそのきっかけになるのかと、そういったところの必要性、ですから、ボランティアをしていただく方が、そういう認識のもとでボランティア保険もかけられてのボランティアというところもあると思います。そのボランティアをしたいんだけど、このボランティア保険に入る必要がある、それで、その補助金がネックになってボランティア活動がなかなかできないというように、調査研究した結果、ボランティア保険を初年度町が持てば、もっと言えば2年度以降も一緒ですけども、そういったものを持てば、そういったボランティアの方がたくさん集まるというようなふうなところまで行けば、導入も考えたいという意味でございます。

○議長（久留島）兼山議員。

○3番（兼山）ボランティアについて最後に質問しますが、こういったことで、ここでのような町の姿勢、こういうことで、今度こういうことも考える含みもあるということ、こういった場でお話をできればですね、また、少しやってみようかなという方も増えてきますし、もともと今登録されてる人数が450人と非常に多いと私は予想以上に思っています。いろんなところで、そんなにボランティアの活動もしてはないと自分では思っているんですが、やはり、あるところでのこの町の職員さんにお会いしたりですね、教育委員会の職員さんが活動をされてるのをぱっと見たりですね、してます。で、やっぱり町

の職員さんもそれなりにいろんなところですね、ボランティアされてるんだなという、いい町だなと思いつつ、考えております。思いました。なので、是非ですね、町が何かひとつ、後押しっていうか背中を一步押してあげられるようなですね、ボランティアの方がたくさんいるに越したことはございません。なので、これをきっかけにですね、少しひとつ後押しができるような何か、また少し考えていただければなということをお願いいたしまして、次の、2点目の質問入ります。2点目のですね、ひらがな明記のことなんです、これはですね、海田町4期の障がい福祉計画のもう1ページ目にまず書いとります、注釈で、ただし書きですね、これは、その町長の答弁どおりに書いております。やはり町としても、一般的に否定的なイメージのある、その「害」ですね、公害とか被害とかそういう「害」の漢字を、法律や固有名詞の場合を除いてひらがなで記入さしていただいているってことを書いております。今の答弁もそうなんです、まずこれ、全部「害」を平仮名にすることが可能かどうか。不可能なのか可能か、やっていいのか。ダメなのか。そこについて、まず大きな1点で、お聞きます。どうでしょうか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）法律名等の固有名詞については、町のあれが及ぶところではございませんのでその表記を法律の表記と変えることは不可能だと思っております。

○議長（久留島）兼山議員。

○3番（兼山）その次の固有名詞っていうんですか、固有名詞といいますと、例えば私が、人間っていえば普通名詞でしょうし兼山といえば固有名詞にあたりますから、固有名詞を漢字にするっていう、「がい」にするっていう、ここについても、平仮名に変えることはできないんでしょうか。できるかできないか、どちらでしょうか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）固有名詞の場合も、同様に町の判断で変えることはできないというふうに思います。

○議長（久留島）兼山議員。

○3番（兼山）ですので、今の、できないという状況の中で、それでも一般的にイメージの悪い「害」を変えていただいている海田町の姿勢というのを、これからどういう、いいことだと思うんですね。できないことはできないけど、やってやれる範囲の中では、平仮名で明記しているということを、今後それを啓発活動として、PRすること、これをどんどんPRしていけばいいんじゃないかというふうに私は判断するんですが、ここに

いて、もうこれ以上あることはない、もうこれで啓発に取り組んでいると、もっと啓発に取り組むをするという、何かほかに、何かこうお考えとか、そういったことはございますでしょうか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）海田町内部に限って言えばこの方針でずっと進んでまいります。

○議長（久留島）兼山議員。

○3番（兼山）3点目のですね、介護療養型の入院費用の助成についての再質問をさせていただきます。答弁の方が、これを導入してる自治体が少ないという状況であるので調査研究してまいりたいということなんですが、少ない自治体の中で調査研究といっても、もう限りがあると思いますね。で、今の状況で言いましたら、お隣の広島市がそれを導入していて、隣である海田町は導入してない。で、広島市に在住されてる方の入院の負担はゼロで、海田町に在住の入院されてる患者さんは負担がかかる。で、窓口で、それを病院の方で、おたくらはかかりますよという話が現実に残っておりますが、そうは言っても入院されておりますので、そんなに長い時間ですね、かけて研究する時間も、そんなにないと考えます。その前に、これは早く取り組みをして欲しい方が、何人か入院されてる状況を確認しておりますが、これ早期にちょっと相当調査研究の方の、その結果をですね、含めて考えていただきたいんですが、どうでしょうか。これについては。

○議長（久留島）福祉保健部長。

○福祉保健部長（臼井）町長の方からの答弁もありましたように、この制度自体導入している団体が数少のうございます。確かに、その中で広島市さんはこの制度を導入しておられます。この制度を広島市さんが即導入した経緯等々については、調べてみる必要があると思っております。ただそれを海田町に導入できるかということについては、その後の検討結果だというふうに考えております。

○議長（久留島）兼山議員。

○3番（兼山）そうはいうても隣町がそれをされてるのは現実でございますので、全国的に導入が少ない中で隣町がされてる、隣の市がされているのは、これはもう今現時点そうですので、ここは、今のいろんな優先順位がもしかあるかもしれませんが、早期にここは研究していただき、早く答えをですね、出していただけるのかどうか、これ、どうでしょうか。優先順位ちょっと上げていただけることはできますでしょうか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）今議員のご指摘でございますが、やはりものによりましては、広島市が導入していないものを海田町が導入しているというケースもございます。周辺市町に併せわたした形で導入するもの、それからそれぞれが独自で導入するもの、それぞれがあると思いますから、必ずしも隣町が導入しているから、優先順位を上げるというふうなことは考えておりません。

○議長（久留島）兼山議員。

○3番（兼山）実際ある病院でですね、広島市の病院の中では、現実、一時退院されるときは、海田町の住民の方については、払ってくれという紙が家族の方に出されます。で、広島市の方は出されません。で、同じ病棟内の中でそういうことも起こっております。ということは、家族の方については、何で海田町だけは、窓口で負担をしなければならないのか、広島市は無料なのに、というのが、家族の中の部分で言いますと、そこは、何で海田町だけや、という、広島市の方がいいじゃない、というふうになります。なので、是非ともちょっとここは隣町だからっていうことではないんですか、隣の市だからこそ、よく改善をね、イメージを、少しでも、住みよい町っていうふうなことに定着させるためにも、やっぱりここは少し考えていただくことはできないでしょうかね。もう一度、どうでしょうか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）もう一度申し上げますが、広島市になくて、海田町に独自の制度というものもございます。やはりそれはそれぞれの制度においてその隣の市とそろえるべきものと、そうでなく、独自性を発揮するものというところがあると思いますので、この点についてはその面から調査研究したいと思っております。

○議長（久留島）兼山議員。

○3番（兼山）やっぱりそうは言いましても入院はされている現状がありますし、今現時点私調べたところ 26 名の方の家族の方は入院されております。なので、ここはちょっと、私も、引き続きですね、訴えていきたい事項でありますので、次の事柄について、再質問を変えます。4点目のですね、高等技能訓練促進の資格の話なんですけど、先日、厚労省の方が、発表がありまして、この高等技能訓練促進のことにつきましては、助成金額のことですね、あと期間、年数しか書いてはなかったんですが、広島市自体が今もうここで言ってる 14 近くを対象としております。なぜ海田町が6で、これは海田町、先ほどの今の副町長の答弁がもし同じように来るのであれば、そこについては同じ資格

にしても、特に支障はないと判断するんですけど、なぜ今、看護師、准看護師をまず一つと考えた場合に5、別々と考えた場合に6資格に限られているのか、今現状はなぜこれ6資格に現状になってるのかどうか。これどのようなお考えで6になってるのでしょうか。

○議長（久留島）こども課長。

○こども課長（森川）この制度は一人親家庭のお父さんお母さんが、就労に就職に有利になる資格を取得をされるための促進費となっております。ですから、この海田町の、今、看護とあと6資格を定めておりますが、その資格が現在終了につながり易いと判断しておりまして、この資格として行っているものでございます。

○議長（久留島）兼山議員。

○3番（兼山）はい。ただ資格といいましても、いろんな資格がございまして、資格が多いに越したことはございません。で、それぞれお父さんお母さんにとって、やっぱり向き不向きという考えもございまして、やはり広島市だったらこの資格、促進の費用があるのということもやっぱりあります。もう一度、お聞きするんですが、これは増やすことで何か支障があったり、デメリットですか、そういったことがまずあるかどうか、広島市と同じように、資格の枠を、資格数を合わせるっていうんですかね、そのことについてデメリットはあるんでしょうか、どうでしょうか。

○議長（久留島）こども課長。

○こども課長（森川）資格の数をふやすことについてはデメリットはございませんが、その資格を取得をされることで終了につながり、生活の安定が大前提でございます。

○議長（久留島）兼山議員。

○3番（兼山）デメリットがないということなので、給付対象、今発表がありましたとおり、それも含めてですね、状況等の調査研究という形で答弁いただいていますので、是非とも今後もですね、これ増やすような方向の中で調査研究していただきたいんですが、どうでしょうか、増やすことを想定できる、今デメリットはないとおっしゃったので、増やせるかどうかについて、もう一度、調査研究していただけるのかどうか、お答えいただけますでしょうか。

○議長（久留島）福祉保健部長。

○福祉保健部長（臼井）確かに、今のひとり親家庭の就労促進については国の方も制度を充実さすという方向を持っております。そこらも含めて、今の資格を増やすことで就労

促進につながるのか、ということも含めて、今提案のものであれば広島市さんあたりの申し込み状況、相談状況等々についても、研究して、その結果を踏まえて検討していきたいと思っております。

○3番（兼山）終わります。

○議長（久留島）7番、桑原議員。

○7番（桑原）7番、桑原です。2点について質問をさせていただきます。1点目は、企業誘致についてでございます。最近、町内事業の移転が目立っております。株式会社ユーシンの移転は記憶に新しく、そのあとにエブリイのショッピングモールができて移転後の跡地利用がうまくいった事例ではないかというに思います。町内のほかの移転を見ますと、跡地の利用がされてない例もありますが、やはり、その周辺はどこか暗く寂しい感じが漂っております。海田町は交通の便もよく、古くから企業が進出し、歴史のある企業が数多くありますが、設備の老朽化を機会に郊外に広い土地を求めて、町外へ移転を検討する企業もあるのではないかというふうに思います。民間企業では、効率性を重要視しますので、現在の敷地で狭いとなると、広い土地を求めて町外に移転をする、これはやむを得ないことと思いますが、移転後の跡地が放置されることなく、早い時期に活用されるよう、行政としても支援をすべきではないかと考えます。質問をさせていただきます。海田町は交通便もよく、企業にとってみれば魅力的な地域だと思いますが、町外の企業に対してどのような、どのように、海田町の魅力を発信しておりますでしょうか。二つ目、企業が海田町の進出する際の魅力として、交通の便だけでなく経済的なメリットとして、他の自治体でも導入している企業進出に対する補助金や融資固定資産税の減免、または地元新規雇用者数に応じた雇用創出助成金等の制度を設けてはいかがでしょうか。大きく二つ目、学校の施設整備についてでございます。今年度は、海田西小学校と海田小学校の特別教室棟の耐震補強がされたと思います。ここ数年、集中的に学校の耐震補強に取り組んでおり、ほとんどの施設の耐震補強が行われているのではないかと思います。一方、保育所については、老朽化した三つの保育所を一つに統合する案が示されました。既存のつくも保育所については、先の12月議会の一般質問で質疑をさせていただきましたが、施設の整備を行うとの答弁をいただきました。保育所については、近い将来に良好な環境を子どもたちに提供できるのではないかと安心しております。ところで小・中学校について緊急の課題である耐震対策の耐震補強についてはおおむねめどが立ったのではないかというふうに思います。今後の施設整備につい

て、どのように考えているのかを、お伺いいたします。1、小・中学校の耐震化率ほどのような状況か。2、現在の学校施設で十分な学習環境を提供できるのか。三つ目、施設の耐震化の次に必要な設備は、どのようなものを考えているのか。四つ目、私が以前提案した教室のLED化はどのようになっているのかをお尋ねしたいと思います。以上よろしくお伺いいたします。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）桑原議員の質問の1番目については私から、2番目については教育委員会から答弁をいたします。まず、企業誘致についての質問でございますが、1点目については、本町の場合、企業誘致を積極的に進めなければならない状況にはありませんので、企業融誘致に的を絞った形での情報発進は行っておりません。2点目につきましては、企業誘致に有効な手段であると考えますが、現状では新たな制度を設ける考えはございません。それでは、2番目につきましては教育委員会から答弁しますので、よろしくお伺いします。

○議長（久留島）教育長。

○教育長（中村）学校施設の整備についての質問でございますが、1点目については、平成27年度に予定している海田中学校の北校舎と中校舎、海田南小学校の体育館の耐震化を行うことにより、耐震化率は100パーセントになります。2点目については、地震により落下の危険性がある天井や壁などの非構造部材の耐震化など、さらなる整備の充実が必要であると考えております。3点目については、防犯カメラの設置や理科教育設備の整備、タブレットの配置等について、教育環境の充実を図ってまいります。4点目については、平成25年度以降に耐震化と合わせて改修工事を行った海田小学校の特別教室棟、海田東小学校の新館、海田西小学校の本館と特別教室棟はLEDの照明に切り替えたところでございます。今後も改修などに合わせてLED化を進めてまいりたいと考えております。

○議長（久留島）桑原議員。

○7番（桑原）まず、企業誘致に対して、第1答弁では、本町の場合は企業誘致を積極的に進められなければならない状況ではありませんので、企業誘致に的に絞った形で情報発進はおこなっておりません。こういう答弁をいただきました。ありがとうございます。これはどういうふうに解釈をしたらいいのかわかりませんが。海田町においては、非常に交通の結末点である。いろんな交通の便が盛んに行われていると

ということで、立地的には大変すばらしいことはよく理解しておるところでございます。そういうところだから、こういった制度を設けなくても、おそらくだまっとっても企業は来てくれるんだろうなというふうな気持ちでこういうお答えされたのか、もうたくさん企業は来てるからもういいよ、おなか太いからもういいんだというような思いで答弁されたのか、まず、その第1答弁の真意をお伺いしたい。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）海田町の場合はですね、立地的条件と申しますか、非常に利便性に富んでるんですが、企業誘致をする用地がですね、よその、例えば、開発とかいろんな形と比べて、町には今のところ、ほとんどないんですね。そういうことから、企業誘致といたたらかなり大型化してますので、ほとんど今海田町である企業でもかなり、こういう方々へ出かけて広い土地の確保をされとる状況がありますので、現在としては、企業誘致を積極的にしてもですね、来ていただくところがないと、町の空いた土地と申しますか、遊休地がないというのが一つの大きな状況ということになっております。

○議長（久留島）桑原議員。

○7番（桑原）大きな企業がくるだけではないと思うんですが、この企業誘致の補助金という制度は、もともとこの近隣を見ましてもね、物流団地であるとか工業団地、こういったところに誘致をしたいということで、こういう制度を設けてらっしゃる近隣の市町が多いというように思います。海田町は、それに比べてはない、企業団地なんかはないんで、そういった、町民法人税をいただけるような事務所を持つとか、例えば、そういった大きな企業でなくて、町長言われたように、たくさん土地が空いている訳ではないというような思いはあります。ただ、その施設の老朽化であるとかいろんな手狭になったというところで、海田町から出ていかれる企業も中にはいらっしゃるわけですね。その空いた跡地というのが、早く、先ほどの町長の答弁にありましたけども、空いた土地が、遊休地がないというんじゃ、ない、ないことはないんですよ。ただ、今、こないだも私は個人的に話をさせていただいたのは、海田町に企業を持ってきたいというところで探していたんですが、廿日市の方へ行かれたということなんですよね。というのは、やはり今言った補助制度が廿日市の方が充実してるということなんです。海田町は、何でそういう制度がないのかという相談はありました。ないものはないんで、これはないんだというふうなお答えをさせていただいたんですけども、今後やはりそういった制度を設けていくっていうのは、海田町に空いた遊休地がないからそういう制度は必要な

いんだという答弁ではなくてですね、やはり、ここは、空いた所がいち早く、そのままにならんように、他町から企業が入ってくるという制度を設けてはどうかという答弁なんで、ここは、もう少し考えていただきたいというふうに思うんですけども、いかがですか。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）確かに、誘致するにしましてもまた進出してこられる方につきましても、そのスペースとか大きさとか条件が随分いろいろまちまちでございまして、それらを精査をしながらですね、海田町に合うものがあればですね、是非来ていただきたいし、またその状況的にですね、よその町村で今企業誘致やとつたら、ユースインが呉に行かれたときには、こういう条件がよくなったというようなこともあったりですね、山間地域の企業誘致関係を聞きますと、何年間かは税金が要らないとかですね、いろんなこともあるんですが、町の場合、だけのですね、敷地と申しますか、開発でもすれば別ですし、また海の方の埋め立てもほとんどもう海田のほうありませんので、そういう大きな企業に対しての企業誘致的なことはですね、せずに、町内における空いた土地とか、遊休地なんかも積極的にですね、いろんな情報の提供とかですね、その条件等の交渉とか、いろいろ紹介というのはさせていただきたいと思います。

○町長（山岡）桑原議員。

○7番（桑原）やはり、町長の施政方針の中にも、歳入というのは、町の根源であるというのを言われてますよね。やはりここは、企業が海田町に来ていただけるということが、法人税であるとかいろんな税金の根源であるというふうに捉えております。ですから海田町にたくさんの企業が集まってきているということもありますんで、なかなか私もしっかり押すことができないんですけども、まち・ひと・しごとの再生法というのはね、この度、国のほうでされておりますけども、この目的の一つとしては、地域における魅力ある多彩な就業の機会の創出というのが一つの目的だというふうに思っております。海田町においては、企業は沢山きているので、その働くところもたくさんたくさんあるということで、そういう答弁なってるんだらうと思いますけど、是非、ここは今後考えていただきたいところだらうと思うんですよ。企業誘致に対してね、そういった補助金、せめて、土地を、建物を取得する際の減免であるとかね、せめてここらあたりは考えて今後いただきたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（久留島）はい、副町長。

○副町長（三宅） 現在、固定資産税の減免、それから、法人事業税の減免等制度をつくっておりますところは、全て中山間地でございますが、こちらにつきましては、そういった制度をつくった場合に、国から穴埋めといいますか、減免した部分が国の方から穴埋めという形でまいります。海田町の場合にはそういった制度ございませんで、固定資産税の減免等をした場合には、それだけ歳入減になりますので、その歳入減と、それから議員おっしゃいましたような、それに伴って投資、それを投資したためにどれだけ歳入増につながるかというところを十分に見極めてまいりたいと思います。

○議長（久留島） 桑原議員。

○7番（桑原） これ以上言っても、答えは変わらないでしょうから、これでやめたいと思います。それでは教育委員会の方の質疑をさせていただきたいというふうに思います。これまで教育委員会は、学校施設の整備について、耐震化整備だけでなくエアコン整備などいろいろな取り組みをされています。学習環境の改善に向けた努力を常にされておられると思いますけども、また、教育についても、学力、体力、これまで、23市町あったところで、かなり低いところであったのが、この2年でかなり上位で立て直されたということについては、一過性ではなく、精度の高い学校教育をされていたというように、私は思っております。答弁の中で、必要な整備につきまして何点か挙げられておりますけども、これについては、予算委員会の方で改めてこれ質疑をさせていただきたいというふうに思いますのでよろしく願いいたします。最後に一つだけ、お尋ねしたいんですけども、平成24年の12月の一般質問ときに、教育長まだいらっしゃらなかった、25年の4月からだったんで、申し訳ない、失礼な事を言うかもしれませんが、LEDの質問をさせていただきまして、9月と12月に2回続けてさせていただいたんですけども、そのときに、教育次長のほうから、25年度に調査研究をして、早くとも26年には進めていきたいと思っておりますという答弁をいただいております。これに関して、議員が一般質問で、本議会で執行部の方もそれなりにやはり責任のある立場の方がそういう答弁をされているということなんで、そここのところはどのように考えられますか。

○議長（久留島） 教育長。

○教育長（中村） 今ご指摘の議会答弁については、私、海田町に教育長として就任する前に、一応会議の議事録については、全て目を通しました。その中で、桑原議員さんがそうしたLEDの質問をされたということは承知しておりました。で、この中身についてももう一度読み返しましたけれども、私も教育長という職というのは、人が変われば全

て変わるというふうには思っておりません。行政というのは継続性がある、原則として前教育長なり全体制を引き継いでいくというのは原則だと。ただそこに大きな考え方の違いがあれば別ですけども、原則的にはそう思っております。そうした意味からでも、桑原議員が24年の12月議会で答弁されたこと、それに対して、当時の教育行政が答弁したこと、これについては継続していきたいと思っております。

○議長（久留島）桑原議員。

○7番（桑原）27年度に予定をされてる海田中学校北校舎と中校舎、海田南小学校の体育館の耐震化を終えたら100パーセントね、そういう答弁いただきましたけども、先ほどLED化っていうのは、改めて申し上げるまでもないんですけども、やっぱり、初期投資という大きな金額がかかるだろうと思うんですよ。ランニングコストであったりとかコストメリットっていうのが必ず出るんですけども、それで例えばそういった予算を取るのに、できなかった事情があったんだろうなというように思いますけども、そこは、耐震化に合わせて順次やっていただくという計画をもってですね、順次やっていただくということで解釈してよろしいですか。

○議長（久留島）教育次長。

○教育次長（細川）はい、今後はですね、来年度の予算に計上させていただいております。小中の、非構造部材の耐震化の中にLED化についても盛り込んでいき、適宜、順次計画的に整備を進めてまいりたいと考えております。

○7番（桑原）終わります。

○議長（久留島）1番、大高下議員。

○1番（大高下）1番議員、大高下です。今日は、自主防災組織の充実について質問いたします。昨年8月の広島市の集中豪雨に伴う土砂災害から既に半年以上経過していますが、広島市においてはこの度の災害を教訓に、避難対策等検証部会を立ち上げ、市の対応についての検証と被災した住民の方々のアンケートの結果を参考に、最終報告が1月8日に提出されております。災害を軽減するためには、行政の取り組みに併せ、住民が平素から災害に対する危険性を十分に把握するとともに、行政は住民との協力のもと、十分な準備を行っておく必要がある、としております。海田町における状況を質問したいと思います。1、住民の防災意識の醸成と地域における防災対策については、自主防災組織が不可欠です。平成25年では、組織率が63パーセント、平成26年には、新たに1組織が増えました。自主防災組織も、平成8年に立ち上げ18年が経過しています。

組織ができて間もない地域もあれば立ち上げから数年が経過し、活動が充実している地域もあると思いますが、それぞれの自主防災組織の活動について、町はどのように認識されていますか。2、自主防災組織ができていない地域に対し、今後どのように対応されますか。3、自主防災組織が編成され、18年が経過していますが、機材予算額を見直すときがきているのではないのでしょうか。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）大高下議員の質問に答弁いたします。防災組織の充実についての質でございますが、1点目については、町といたしましては、自主防災組織の重要性や必要性について、十分認識しております。このために、今後とも自主防災活動に対する必要な支援を行ってまいります。2点目につきましては、自主防災組織が結成されていない地域については、引き続き機会ある毎に自治体等を通じて結成の要請を行っていきたいと考えております。3点目については、自主防災組織の機材等について、必要に応じ適宜見直しを行っていきたいと考えております。

○議長（久留島）大高下議員。

○1番（大高下）それでは再質問いたします。まだ自主防災組織が立ち上がっていない地域もあるようで、何らかの対応が必要ではないかと思えます。一つは、自主防災組織が立ち上がっていない地域は、何に原因があるとお考えですか。

○議長（久留島）生活安全課長。

○生活安全課長（丹羽）これに関しましては、町の啓発が足りない部分もあるんだろうと思うんですが、なかなかその自助、共助、この部分について、なかなかご理解いただけない部分があるかと思えますので、そこら辺は町の方で積極的に広報、PR等を行ってまいりたいと考えております。自主防災組織を未結成の自治会については、16団体、現在未結成でございます。

○議長（久留島）大高下議員。

○1番（大高下）続いて、自主防災組織の活動状況について再質問いたします。町としては、自主防災組織に期待する活動は、こういった内容でしょうか。

○議長（久留島）生活安全課長。

○生活安全課長（丹羽）この度の広島市の災害や東日本の大震災、まず、自主防災組織の方が地域で人命を救助されたり、災害が、雨等があがった後の土砂の撤去であるとか、非常に近所での活動をされて、随分と助かった部分がございますので、町としましては、

そういった部分の活動を期待しております。

○議長（久留島）大高下議員。

○1番（大高下）それでは、現在の組織率の方が60パーセントですが、先ほど言われた町の思いとしている組織はどれぐらいありますか。

○議長（久留島）生活安全課長。

○生活安全課長（丹羽）町としましては、組織は、全自治会に結成していただきたい。100パーセントを目指して要請を行ってまいりたいと考えております。

○議長（久留島）大高下議員。

○1番（大高下）そうではなくて、先ほど町のレベルの話をされたんですが、それに達しているのが何団体ありますか。

○議長（久留島）生活安全課長。

○生活安全課長（丹羽）現在活発に防災訓練等を行っておられる団体、これまで町の方の職員等を派遣し、さしていただきまして、活動されておられたのが年に2団体とか、3団体でございましたが、本年度26年度については、7団体ほど、活発に活動をしていただいております。ただ、これではまだまだ十分だとは言えませんので、引き続き、自主防災組織の活動の活発化について、PRしてまいりたいと思っております。

○議長（久留島）大高下議員。

○1番（大高下）ちなみに、思うんですが、今の自治会ごとの自主防災組織では、今、18年経っておりますけど、なかなか進まんのではないかと考えています。思いきって再編ぐらい考えて、ある程度プロの人が入っての防災組織を本気につくっていかないと大変なことになるのではないのでしょうか。

○議長（久留島）生活安全課長。

○生活安全課長（丹羽）ただ再編という話がおございましたが、なかなか組織として活動していただくためには、ある一定の組織力というのが必要だろうと考えております。ということは、やはり自治会単位ぐらいですね、結成していただくのが、海田町にとっては一番よろしいのではなかろうかと考えております。

○1番（大高下）終わります。

○議長（久留島）この際暫時休憩いたします。再開は2時20分。

~~~~~○~~~~~

午後2時11分 休憩

午後 2 時 2 1 分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。ここで住吉議員より発言の申し出がありますので、これを許します。住吉議員。

○5番（住吉）5番、住吉です。先の私の一般質問の中で、不適切な部分があったと思いますので、議長において記録を調査の上、措置していただくようお願い申し上げます。

○議長（久留島）ただ今の住吉議員の申し出については、後刻、記録を調査の上、措置することといたします。それでは一般質問を続行いたします。4番、下岡議員。

○4番（下岡）4番議員、下岡です。本日は2点にわたって質問いたします。まず第1点目、串掛林道沿いの造成工事関連について。この三迫資材置き場造成工事に関連し、土砂災害防止の観点を含め行政の対応にはいくつか疑問がある。まず、工事目的を資材置場とする申請を安易に受け付け許可したことである。真の目的が近隣のあさひが丘団地造成工事からの土砂の最終処分にあることは明白である。処分、すなわち捨てられたものの管理が、将来にわたって適切に管理されることは期待されない。例えば排水処理施設がふさがれる結果、盛土された土砂が大量の水分を含み不安定化する。林道に水脈がでるなどの異常が生じれば土砂災害をもたらす。次に、この工事は、林道の上流部を大規模に造成するものであるが、単に岩盤の上に土砂を盛土するだけであり、岩盤への打ち込み固定がなされていない。したがって、条件によっては大規模な滑りを起こす可能性がある。質問します。利用目的を資材置場とする申請を受け付けた根拠は何であるか問う。次、盛土の安定・応力を見るためには擁壁計算が必要ではないか、問う。次、3点目、林道等の境界には岩盤に達する強固な擁壁が必要と考える。擁壁設置の行政指導が必要ではないか、見解を問う。4点目、仮に大規模な土砂災害等が発生し下流域に被害が発生すれば、申請受付け者兼林道管理者として、町は過失を理由に賠償責任を問われる可能性が高い。見解を問う。5点目、この工事区域は10筆の地番からなっているが、うち3筆については町有地、地目は公衆道路である。いずれも平成26年3月20日、これは申請書提出の2か月前に当たりますけれども、に、親地番、昭和58年に寄附を受けておりますけれども、から分筆登記されたものである。いきさつについて説明を求める。6点目、町は工事に際しては、施工同意書を発行しているが、工事完了後は、造成主に対しこれらの地番土地にどう対応していくのか、尋ねる。7点目、この工事区域隣接部分を含めて串掛林道については、町内多くの部分で不動産登記法所定の地図（公図）

が未登記である。長年未登記でのままである理由と今後の方針を尋ねる。8点目、この工事については地元住民から県に対し納得いく説明を求める申入れが508名の署名によりなされており、議会も配慮するよう意見書を提出した。また、地元は、業者を通じて県・海田町に説明会に参加して疑問に答えるよう要望した。両者が参加を拒否していることは、問題解決の意思がないとみなされる。町は参加の上、説明責任を果たすべきと考えるが見解を問う。大きく2点目、工事業者の指導について。現在、三迫二丁目、三丁目地区で、公共下水道工事が行われている。業者の中には、所定の時間を大幅に越えて工事を行うことが常態化しているものもあった。また、本管と家庭排水管との接続工事においても、過大見積もりや、不適切な工事の話聞く。質問します。①町は業者の不適切な行為の実態を把握しているのか問う。2点目、これを放置すれば、住民や善良な他の業者に迷惑がかかる。悪質な業者には厳しく対処すべきと考えるが見解を問う。3点目、不適切と思われる事例については、積極的に役場担当者まで通報相談するように、広報等を通じて積極的にPRする必要があるのではないか、考えを問う。以上2点でございます。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）下岡議員のご質問に答弁いたします。これまで、災害防止対策等調査特別委員会においてもご説明をさしていただいたとおりでございますが、これらを踏まえて答弁をいたします。まず、串掛林道沿いの造成工事関連についての質問でございますが、1点目、2点目、3点目については、町は受付の事務を移譲されておりますが、内容の審査については、処分庁である県が行うこととなっております。今回の許可についても、県において適正に判断されるものと伺っております。4点目については、もし災害が発生した場合は、原因を調査しその責任の所在を判断することとなると考えております。5点目については、工事区域に含まれる町有地を明確にするため、分筆登記したものでございます。6点目については、県の完了検査に合格した後、串掛林道内にある未登記部分と交換を予定しております。7点目については、未登記に至った理由の主なものは、民々境界の確定が不調に終わったことなどがあげられます。今後は、可能な箇所から解決を図ってまいりたいと考えております。8点目については、許可に係る審査は県におかれて行われており、その内容を町が説明することは難しいと考えております。続きまして、工事業者の指導についてのご質問でございますが、1点目については、住民の方から、町発注工事についてのご指摘や接続工事における業者の対応に関して、相談事を

受けたことはございます。2点目については、不適正な工事についての事案が発生した場合には、適切な指導監督で努めてまいります。3点目については、これまで同様、広報紙等を通じてPRを行ってまいります。

○議長（久留島）下岡議員。

○4番（下岡）まず、最初の1点目、2点目、3点目についてですね、災害防止対策等調査特別委員会においてもご説明をさせていただいております。それを踏まえて答弁いたしますということでございますので、昨年10月24日においてですね、執行部が議会に対して説明されたことの内容についてですね、今、手元に資料がございますから、それに基づいて質問させていただきます。まず、第1点目ですね、この説明資料によるとですね、この土地利用目的、これが資材置場ということになっておる訳です。その根拠ですね、なぜ、ここに土地利用目的、資材置場ということを記載されたのか。ある手続によってですね、この申請書のコピーをですね、現在入手しておりますけれども、その申請書の本紙、ここがございますけれどもですね、宅地造成に関する工事の許可申請書、この中にはですね、利用目的、資材置場という項目は全くないんです。申請書にないのですね、資材置場と、ここに利用目的と書いた理由について、質問します。

○議長（久留島）建設部長。

○建設部長（久保田）これは、実際にこの段階で我々が知り得た図面等々で、知れた情報をご説明をさせていただきました。

○議長（久留島）下岡議員。

○4番（下岡）確かに資料関係で言いますとですね、添付図面がされておりました、10枚程度ですね、それには、その図面の名称としてですね、三迫資材置場というて書かれていますけれども、これはこの工事現場の名前であってですね、仮に将来この造成工事がですね、資材置場を目的とした宅地造成であるか、あるいは今のあさひが丘団地造成で出るですね、土砂を埋め立てる最終処分するものであるかという点が、法的に議論になったときにですね、この図面の名称でもってですね、資材置場であると主張してですね、果たして有効かどうかということについてはですね、業者はひょっとしたらですね、それは、図面に単にこの工事現場名称を三迫資材置場とただけであってですね、利用目的を資材置場としたことはないと言われる可能性もある訳です。現実にはですね、この今回宅地造成される部分は、10筆で、そのうち3筆は町のものですけれども、残り7筆については、去年から一昨年、25年から26年度にですね、近隣の地権者4名の方から購

入されてる訳ですよ。その土地を購入するにあたってですね、この造成主は、その土地の近隣の方との民々境界をするためにですね、境界立会を要請してる訳です。そして、その立会者、町内の方ですけれども、その方に対してどういう説明をしたかというのですね、串山城のところで大規模に宅地開発するんですと。そのときに、真砂土が出ますと、きれいな真砂土なんですけれども、大量に出るのでこの谷に埋めるんですと。そして、町もですね、この谷というのは、ごみが捨てられたりしてですね、困ってるんですという説明をですね、近隣の境界立会の時にしてる。一切資材置場という説明はしてないんです。このことはですね、例えば、その後もですね、ある報道関係者が、このことについて、聞いたらですね、やっぱり同じようにですね、土砂を捨てるのが目的だと言っとる訳ですよ、ね。まあそれはそれとして、町がそう受けとめたということですから、それはそれでいくしかないんですけども、私たちがね、これ何で、この目的が何であるか造成目的があるかということにこだわるかということはですね、今ここにも書きましたけれども、本当に宅地造成、例えば家を建てるためのね、造成であるとか、本当に資材置場をつくるものであるならばですね、それは完成した後ですね、資産としてですよ、管理していく必要がありますから、ちゃんと業者がですね、造成主が管理していくでしょう。だけど、そうじゃなくて、向こうで出た土をですね、ここへ捨てるための目的であればですね、まあ工事やった2、3年は管理するかもしれないですよ。だけど、将来ずっとですよ、永久に適切に管理するか。自分が捨てたものをですね、だれだって、そんな永久にですね、管理したくないじゃないですか。そういう可能性がある。現実にはですね、この串掛林道沿いのはですね、上流の方ではですね、約20年前、平成6年にですね、ある業者がですね、土砂を大量にですね、3か所、早く言えば、良く言えば処分、悪く言えば捨てたという行為をやっておりまして、これは議会でもですね、問題になって、当時の書類が残ってますけれども、その後、もう業者倒産してしまっていて、現在ではですね、何の、そのままほったらかされて、現在ではもう竹や木が生えて、山と同じような状況なってる。その中で、数年前にはですね、小さく土砂崩壊のようなことも起こしてる訳ですよ。そういうことがあるからですね、地元では、果たしてこの工事が本当にそうなのか、あるいは土砂を捨てるのが目的であれば、将来にわたってですね、適切に管理されないから、集中豪雨なんかでですね、これが危ないんじゃないかと、心配している訳ですよ。で、現在あそこの部分というのはですね、林道が通ってまして、林道の工事はですね、テールアルメと呼ばれる方法で盛土されてる訳なんですけれども、テ-

ルアルメというのはもうご存じだと思いますけれども、早く言えばブロックを壁面に積む訳ですけれども、そのときに積むのに、ただ単に積んでいくとですね、危ないということで、テール、尾っぽですね、金属製の尾っぽをですね、ずっと1メートルか1.5メートルか、金属でですね、そのブロックを引っ張ってですね、固定させるということで、これを積み重ねることで、いわばですね、昔の石積と呼ばれる工法を参考にしているということで、林道については非常に安定したものであるというふうに思っています。ただ、この工法は、弱いのはですね、今はそういう形で盛土、こういう形で含まれて下流側がテールアルメになってますけれども、ここに土砂を上流側に捨てられるとですね、適切に管理されないと、その盛土の土圧がですね、これにかかってきたときに、横の圧力に対しては弱い。ね。テールアルメというのは、杭を下に対して岩盤に対して打ってる訳じゃないんですよ。単に載せてるだけですから、横、傾斜のあるところにですね、置いてあるということで、今現在の林道としては安定してるけれども、盛土がですね、不安定な状態、例えば今言うように管理が不適切であれば、水路がふさがれてですね、水が盛土の中にしみ込むことで、例えば液状化して不安定化した場合にはですね、この林道を押すと。で、条件によってはですね、押して、例えば今言うように、水の水脈なんかできて滑りやすくなるとですね、滑っていくというような可能性もあるし、大規模土砂災害の原因になるんじゃないかということをご心配しておる訳ですよ。そういうことがあるから、執行部においてもですね、いいですか、9月9日にですね、県に対して追加意見をしている訳ですよ。そちらから出された資料によると、本申請は土石流危険渓流に指定されている谷筋を大規模に盛土するものであることから、近隣住民の方々から、集中豪雨などによる災害の発生に対する懸念が寄せられています。ついては、開発事業に関する技術的指導基準等に基づき盛土全体の安定性の検討を実施するよう、申請者に指導をお願いします。こういう意見書を出されている訳です。これについて、県から何らかのですね、回答がありました。

○議長（久留島）建設部長。

○建設部長（久保田）まず、ちょっと順番にお話をしますが、その答えについて、意見書については、盛土の安定までは実施はしていただけませんでした。

○議長（久留島）下岡議員。

○4番（下岡）県は、盛土の安定性の検討をしなかったということですね。次、その次にですね、やはり同じ時のですね、説明でですね、町が業者に対してですね、テールアル

メの安定性について、図面か何か渡してですね、検討をするようにということですね、業者に渡してあるという説明を受けましたね。これについて、業者からは、この林道のテールアルメの安定性について報告がありました。

○議長（久留島）都市整備課長。

○都市整備課長（近森）それはございました。

○議長（久留島）下岡議員。

○4番（下岡）その結果では、安定すると、この盛土をしてもですね、安定するということになってます。

○議長（久留島）都市整備課長。

○都市整備課長（近森）その結果を見ますと、安定するということになっておりました。

○議長（久留島）下岡議員。

○4番（下岡）今、安定するということですから、例えばですね、私どもが、地元がですね、説明してほしいということ言ってるのは、そういうことを説明してくださいということをお願いしてる訳ですよ。ね。その説明がされないから、この盛土をする事によってこの林道が崩れるんじゃないかという心配してる訳ですから、きちっとした資料があるんならですね、その資料を示した上で、地元に対して説明すると、ね、県は県でですねこの盛土について検討しなかったんなら、なぜしなかったのかというのをですね、説明すべきであるし、これは町に言うことじゃない、県に言うことですから、ね、説明するお考えがないと、許可したのは県だからですね、いうことを言われますけど、今言うように、林道についてですね、管理責任というのは町があるんですよ。町に。これはね、県土木局の幹部もはっきり言ってるんですよ。この現場についてですね、将来、この施工主がですね、きちっと管理していくかどうか、地元は心配してますと。だれが責任を持ってですね、この業者を監督、指導、監視してくれるんですかと言ったら、土木局の幹部はですね、林道はだれが管理するんですかと。町でしょうと。もしこの林道が壊れるとかしてですね、大きな土砂災害を起こしたときには、町が責任が問われるんですよ。ですから、町がこの盛土についてもですね、当然に、林道に対する影響がないように、管理する責任というのは、町にあるんですよ。こういって言ってる訳ですよ。ね。だから、先ほども言いましたように、このテールアルメについては横からの圧力が弱い。まして、この傾斜地にですね、造成しておる訳ですから、一旦すべり出したらもう大変なことになりますよ、この約1万8,000立米、大型ダンプでいうと3,600台分ので

すね、土砂がここに盛られる訳ですから、これは流れ出したら、大変な被害。下段ではすね、7軒程度家が建ってるけれども、新たにすね、宅地造成が行われて、これから7軒か8軒か知りませんが、宅地造成が予定されてる。現にもう2軒ほどですすね、建築中であるということになる訳ですから、そこに大きな被害が及ぶのはすね、明確な訳ですよ。今言ったように、例えば、ね、このテールアルメ構造は横に弱いということがはっきりしてるのに、この盛土が不安定になってこれを押したらすね、大きな土砂災害につながる可能性がある訳ですから、それを見逃したということで、町の責任は逃れませんかよ。だから、きちっと考えるならすね、ここに、林道とこの盛土の間にすね、擁壁を建てさせる。岩盤に達するすね、擁壁を建てさせないと、林道と盛土が縁切りできないじゃないですか。この申請書をすね、防災計画平面図と、防災計画が出てます。ご存じだと思いますけれども、ここに図面として添付されてます。この防災計画平面図によるとすね、何が防災計画としてされてるか。一つは、水路、U型水路ある、二百何十メートルにわたって、U型水路がある。これは特別委員会でも報告がありましたけど、もう一つ、書いてあるのはすね、官民境界、林道とそれからこの今回の造成場所の間にすね、土嚢2段積み、土嚢ですよ、土嚢。この土嚢2段積みにはすね、バリケードしたもの、これが防災計画ですよ。土嚢を積むというのはすね、そこらの河川が氾濫しそうだから家が浸水せんようにすね、応急的に土嚢を積むという程度のものじゃないですか。これがすね、防災計画なんですよ。確かにね、ちょっとした土砂崩れでちょっと土砂が流れるというおそれなんかに対してはすね、この土嚢2段積みバリケード、この境界43メートルにわたってこれが置かれることになってますよ。だけど、ちょっとした土砂ぐらいのもんですね、今言ったように、不適切な管理によって盛土が不安定になってすね、このテールアルメの林道をすね、圧力かけた時にはすね、もちませんよ。どういう見解であるか、ちょっとお尋ねします。

○議長（久留島）建設部長。

○建設部長（久保田）ちょっと考え方に誤解があると思います。特別委員会でもお話をさせていただきましたが、上からの盛土をテールアルメで支える、そういう構造にはなっておりません。テールアルメには、上からの盛土を全部それで持たすという構造にはなっていないということを、そのときお話ししたと思います。30度ラインいうのを覚えてますかね。そのとき今の図面のところに30度ラインというのを、確かご説明させていただいたと思います。土そのものが安定する角度は30度ライン。だから、その30度ライ

ンの中に盛土が収まっていますから、基本的には安定であるという考え方をしますが、そうは言うても、町は、やはり土石流とか危険溪流とか、そういったところを盛土する訳ですから、そうは言うても、盛土全体の安定について、もう一度、県の方で、その辺は、詳細にやってもらえませんかという、お願いをさせてもろうと。で、うちの方からも、それを業者さんの方にですね、やってくれませんかというてお願いをしています。それは、今の基準外のことになります。今のその当時の基準では、そこまではやらなくていいということで、県の方は、そのときの基準で、一応妥当であるという判断をしております。ですから、何回も言いますが、テールアルメで上からの盛土を抑えつける、それでとめるんじやという構造にはなっていないのを理解ください。

○議長（久留島） 下岡議員。

○4番（下岡） 私が言うのはですね、今部長が言うのは、ね、ちゃんと適切にですね、管理されたときの話ですよ。ちゃんと適切に、30度のこのラインというのはね。確かに、部長が言われるようにですね、適切に管理されればそうでしょう。盛土が一つの固まりになってですね、この角度で、ね、保護されるから、圧力がかからんかもしれんと。東北大震災なんかでもですね、想定外想定外というけれども、想定というのはですね、ちゃんときちんと適切に管理されるという前提で、宅地造成法はそういう前提でもって審査してるからです。今言ったように、適切に管理されなければですね、この水路つくったって、木の葉で埋まってしまってますね、全く役に立たないという事になる可能性もある訳ですよ。ね。だから私たちはこだわる訳ですよ、これが資材置場なのか、土砂を捨てるのが目的なのか、土砂を捨てるんであったら、何回も言ってますけれども、適切に管理されんだろうと。捨てたものをですね、将来にわたってずっとだれが管理するかという話ですよ。だから水路をつくってもですね、機能しないとなる可能性がある。そうしたときには水が盛土の中に染み込むでしょう。不安定化すると。例えばね、3か月前にね、建設課長ご存じだと思うけれども、町道137号線、ここにおいてですね、直径、四、五十センチぐらい、深さが二、三十センチぐらいですかね。コンクリが突然崩落してこのぐらいの穴が開いた、いうことがある訳ですよ。これは全く想定外。町道管理者としてはね。この原因は、建設課長、なんだと思います。現場、見られたと思いますけれども、

○議長（久留島） 建設課長。

○建設課長（木村） 今議員さんがおっしゃられます箇所につきましては、おそらく長年の

間にそのアスファルトの下にあった砂が移動して、そこに空壁ができて下がったものと考えられます。

○議長（久留島）下岡議員。

○4番（下岡）今の箇所というのはですね、ちょうど真下をその真下をですね、農業用水の水路がとられてるんですよ。農業用水の水路が、ね。私は、だからそれと関係があると思ってますよ。道路が突然ですね、三、四十センチ、砂がどこへ行くんですか。アスファルトの下が。相当な量の、体積のものがですね、当然蒸発する訳ないんで、それはどっかに行ったんですよ。これはどういうことで、どうなったかは知りませんが、農業用水路と関係してると。今回の林道の下はですね、既設の水路があって、これは殺されないでですね、透水管をつけて、それを水に流すためにですね、使われる訳ですよ。ね、だから全くね、これが安全かどうかということとは言えないと思うんですね。そういうような事例なんかを参考にすると。それを今言うように、宅造で適正に管理される前提でもってですね、やると。法律的にはそうなってるかもしれませんが、現実的にはですね、そういう可能性がある訳ですよ。だから、そういった疑問なんかに対して、きちっとですね、今、建設部長が言われたような説明なら、説明をですね、地元にはされないで、地元の心配というのは、あらゆることを心配する訳ですから。それでも町として説明をするつもりがないということによろしいんです。

○議長（久留島）建設部長。

○建設部長（久保田）この件に関しては、前回も話しましたがやはり処分をされておるのは広島県、で、実際にされるのはその業者ということでございますので、まずは、そちらの方が対応すべき問題であるという具合に考えております。

○議長（久留島）下岡議員。

○4番（下岡）もちろん県に対してもですね、県が許可した訳ですから、県は、説明すべきだというて今言ってます。1回ね、地元説明会やったんです。11月22日に、業者さんだけで。そのときに、地元の方からはですね、当然業者に対するいろんな質問、例えば工事やるに際して、大型ダンプがですね、通学路を通過してからどうだこうだとかですね、いろんなことも出たけれどもね、8月20日に広島市であれだけの土砂災害を出しておきながら、この土石流危険溪流にですね、許可を出した、その理由をきちっと説明してくれと。将来にわたって確実に、土砂災害に対する安全性が担保されるのか。地元が一番それを心配してる訳ですよ。今県が言ってるのはですね、法に基づいて、適切に

判断したものでございますと、それだけです。だから、法に規定したことしか判断してないんです。今言ったように、将来にわたって適切に管理される前提で。じゃあ適切に管理されなかったらどうすんだと言ったら、県はですね、それは区長が、海田町が、責任をもって管理監督するんだと、言っとる訳ですよ。納得できます、部長。納得できます。納得できないでしょう。それと同じことが、地元住民も、町に対しても思っている訳ですよ。そういうんだったら町がちゃんとやってくれるんかと。県も町も責任回避してですね、お互いが責任をなすり合ってたらですね、災害が起きたときには、地元がばかを見るだけじゃないかと、なる訳ですよ。今の状態では、全く責任をお互いがですね、許可したのは県じゃけえ県じゃと。むこうは町道を管理しとるのは町じゃけえ、町が責任持って将来にわたって監督すると。この責任の押しつけ合いですよ。今、工事はですね、本来なら 12 月の中旬あたりから、向こうの山崩してこっちには土砂を持ってくるといふ計画に入る予定でしたけども、いろいろ事情があって工事はストップしてますけれども、まだ、当然、再開するにあたってはですね、その続きの説明会をしたいと思いますけれども、とてもじゃないけどね、今のこの状況の中でですね、地元が納得するというのは難しい。まあそうなったときに、どうなるか、私にも予測がつきませんけれども。それとですね、あと林道の問題、昨日の町長の施政方針の中でもですね、林道や急傾斜地について適切に管理してまいりますという施政方針があった訳なんですけれども、この林道についてですね、ここの場所だけじゃなくて、町内全域の林道についてですね、公図登記がされてないし、民地のままですね、林道が通っていると。はよういうたら、その土地をですね、林道がピン트가勝手に通っておる状態もあるところもある訳ですよ。それであるとか、寄付を大半受けてるんだと思うんですけれども、受けたときには、測量をやってやってる訳じゃないから、筆単位で周りのところも含めてですね、寄付を受けてる訳ですよ、昭和 58 年なんかで。今回みたいな事態になるとですね、3筆、交換すると、この、ここでもやはり同じように、今の造成主が所有している私有地を林道が通っている部分があるから、換地か何かのあれをするんだと思うんですけれども、もともとね、その、今回換地する町有地、これは寄付によってですね、町が取得してる訳ですよ。それを、ある、当然、町に所有権が移ってますから、町がどうしよう、処分しようとするんだとすればそれは勝手ですけれども、もともと林道にする予定で寄付した土地をですよ、今回みたいにですね、宅地造成に使われるという事はですね、もっと 58 年に寄付された方からみたら、これは何なんだと。現在ではですね、今

の造成地の一部になつとるじゃないかと、わしが寄付したところが、という話ですよ。法的には責任はないかもしれないけれども、道義的にはですね、問題があると思いますよ。どういう見解ですか。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（木村）まずこちらの林道整備にあたりましては、本線部分、4メートルで整備をしておりますけれども、その本線部分については買収をさしていただいております。それ以外の、カーブとか道路法面の分については、ご寄付をいただいているという箇所もございます。今回交換する部分については、前所有者さんのときから買収をさせていただくという箇所になっておりまして、新所有者さんとお話をさせていただいた結果、今のような形、交換という形を望まれておりますので、町といたしましても買収にかわる交換ということで考えております。

○議長（久留島）下岡議員。

○4番（下岡）今の説明では、昭和58年のときには買収したというて、今説明されました。違いますよ。登記で見たら、58年にですね、分筆した元の地番というのはですね、寄付を受けてるんですよ。買収してませんよ。ここにね、登記簿の謄本のコピーがありますよ。後でご覧になります。58年10月30日か何日かにですね、寄附を受けたと、元地番、出てます。買収したもんじゃないですよ。だから今私が言ったようにですね、寄附を受けたものをですね、今事業用地になつとると。それは換地かなんかでですね、なったかもしれないけれども、こういうやり方というのは不誠実じゃないです。だからですね、ほかのところについても、早くですね、こういうケースが発生する可能性があるから、ほかの林道の部分についてもですね、ちゃんと登記上の処理をするべきじゃないです。そりゃあ測量やってですね、ここの部分が登記するとなったら金かかりますよ。登記は官だから、ただかもしれないけれども、測量やるとしたら測量代かかりますけれども、そういうことというのはやっぱりですね、きちっと処理していかないと、町長の施政方針にあるようにですね、林道の適正管理にはつながらないかと思っておりますけれども、見解をお尋ねします。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（木村）はい、これまでも何度か議員ご指摘の未登記の処理というのを実施してまいりましたが、町長答弁にもございますように、民々で境界の不調等ございまして、その解消に至らない箇所が確かにございます。今後につきましては、今回のように

所有者が変わる等の機会を捉えてですね、処理をしまいたいと考えております。

○議長（久留島）下岡議員。

○4番（下岡）今ね、今回みたいなケースが、捉まえてやるとかの問題じゃないでしょう。積極的にですね、これやらんと、まずいんじゃないです。今、登記の部分がね、少し残ってるようなニュアンスで建設課長言いますけれども、この林道の大半がそうなんじゃないです。私が見るところでは。公図を見るとね、少なくとも今回のこの現場の前後についてはですね、相当範囲でですね、公図がのってませんよ、林道が。大丈夫です。じゃ、議長、ちょっとね、資料請求しますよ。今の林道の公図関係、どうなってるか。未登記部分について、わかるような資料、ちょっと皆さんにお諮りしてください。動議。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）ただいまの下岡議員の林道の状況の緊急動議について、資料請求してもよろしいですか。じゃ起立をお願いします、賛成の方の。

（賛成者起立）

○議長（久留島）着席してください。

○4番（下岡）じゃあこの件についてはですね、その資料があった段階でまた説明いただくということで、よろしくをお願いします。

○議長（久留島）資料請求をお願いします。今資料請求ですか、直ちにです。執行部すぐできますか。暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~

午後3時07分 休憩

午後3時10分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。下岡議員にお尋ねするんですが、今資料請求されたんですが、これは、資料請求した後の説明は、本議会中でなくてもよろしいですか。下岡議員。

○4番（下岡）これについてはですね、特に緊急性がございませんから、きちっと納得をするだけの資料を準備していただいてですね、例えば、別の機会、全員協議会等ですね、やっていただくということで、私の方は、このあと一般質問で結論出すということにこだわっている訳ではございません。

○議長（久留島）はい、分かりました。執行部、それでよろしいですか。はい、ではその

ように決めます。資料請求をお願いしますね。

(「動議」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島) 崎本議員。

○13番(崎本) 今、私は下岡さんの意見にあれですよ、下岡さんの意見じゃなしに、これは緊急な課題じゃから、資料提供をお願いした場合であってね、それはいつでもええというようなあれじゃったら、さっきの動議は撤回しますよ。緊急の場合じゃから今の現場の分でも土地を交換された時に、なぜ登記ができとらんか、そういうところがあるから、緊急質疑を出したんですよ。緊急質疑で資料請求を出したんですよ。いつでもええような資料提供は、私は動議はできませんよ。下岡議員は。

○議長(久留島) その登記の付いて資料をみて説明をしてほしいと言われるんですよ。で、資料が直ちにできないので、議会中では無理だと思って聞いたんですが。本人は議会中でなくてもよろしい言うんですが。下岡議員。

○4番(下岡) もちろんですね、今回すぐ準備できるんならすぐ準備してください。ただ、今議長が言われるように、すぐには準備できないと執行部が言われるからですね、準備でき次第ということで、その程度ですよ、例えばこの議会で準備できるんですか。

○議長(久留島) はい、副町長。

○副町長(三宅) 17日までには不可能だと思います。

○議長(久留島) 議会終了までは不可能だと言っておられるのですが。17日までは不可能だと。佐中議員。

○15番(佐中) 議会運営上ね、一般質問ですから、一般質問を続行してください。資料の請求は後ほどでいい言うんじゃから、こちらの意見を聞かんでも、一般質問許可しとるんでしょうが。議会運営上、一般質問が優先しますから、それを議事進行してください。

○議長(久留島) 一般質問を続行します。下岡議員。

○4番(下岡) 次の、工事業者の指導についての質問ですけども、1点目の、町発注についてのご指摘や相談等を受けたことはございますという答弁なんですけれども、一般的にそういう要望等を受けたことがあるということですよ、それについて、受けた結果ですよ、悪質だというような判断をするというようなものがあるんじゃないかと思うんですけど、相談を受けたことについてですよ、そういうものはございません。

○議長(久留島) 上下水道課長。

○上下水道課長（龍岩）ただ今の質問は、排水設備の接続工事における悪質ということで、答弁させていただきます。現在は、公共水道に接続する場合には、業者さんと所有者さんの相談の上、契約の上、工事をしてもらうようになっております。そういう中で、事前見積もりを取るときにちょっと高いけどなというようなご相談は、受けたことはあります。

○議長（久留島）下岡議員。

○4番（下岡）もちろん接続するときには業者さんと家庭、一般家庭、接続される方の中で契約してやられるということなんですけれども、一般家庭の方というのはですね、ほとんどそういう接続した経験というのは当然ない訳ですよ。知識がないんですよ。だから、業者はそこにつけ込んでですね、やる訳ですよ。ある、ほかの業者さんにお聞きしたら、ケースではですね、例えば、浄化槽を廃止して公共下水道につなぐときに、浄化槽にですね、適切に、本来適切な処理というのはですね、中の汚泥などを抜き取ってですね、そこに穴を開けてですよ、それで、砂なんかで、きちっとですね、しめながらやっていくんですが、本来のやり方だと。だけど、ガラをですね、ぼーんと詰め込んだだけで終わってるようなケースがあると。そういうケースなんかではですね、マンホールがマンホールじゃない、合併浄化槽の部分がですね、陥没するだとかというようなケースも実際にあるというようなことを指摘する、町内の下水道工事業者もいらっしゃる訳ですよ。だから、そういうことをですね、きちっと見逃さないように、町はですね、管理していかないと、悪質なケースにおいてはですね、町内一般ご家庭が食べ物にされるというおそれがあるということで、やってる、お聞きしてる訳で、一般的に、指摘や接続業者の対応に相談を受けたということではなくて、悪質と思われるケースというのは過去の程度あったんです。

○議長（久留島）上下水道課長。

○上下水道課長（龍岩）はい、先ほどのガラを埋めるという事例でございますが、ちょっと私は、今日この場で初めてお聞きをした訳でございます。

○議長（久留島）下岡議員。

○4番（下岡）私も業者さんじゃないから、確認してる訳じゃないけども、ほかの業者さんはそういうケースがあるということを言ってる訳ですから、隠れたところですね、そういうことが行われてるんでしょうから、しっかり町はですね、そういう悪質な業者、工事についても、例えば、今回の今の具体的な時間外についてもですね、もっと言わし

ていただくと、近隣の方がですね、5時までの工事になってるのに、6時頃までやっておると業者言ったら、この工事儲からんけどやっとするんじやと、いうて言ったと。毎日のようにやっとなると、近隣の方が注意してもですね、聞いてくれんと。なんとかしてくれと私のところへ来られるから建設部へ電話をしてですね、で、やっとなると、で、翌日も同じように繰り返しとると。で、建設部の方から指導してもらったと、ね。そのあとで、先週の火曜日、建設産業委員会があって、そのあとの先週の火曜日でもですね、その工事やってる現場監督が私のところへ来てですね、ちょっと工事のしまりが悪いけえ、もうちょっとやらしてもらいたいんじやけど、工事をですね、切りのええところまでやらしてもらいたいんじやけどどうじゃろうかいうて、相談に来る訳ですよ。これなんか、明らかにですね、時間を守らにやいけんという感覚がないんですよ。だれかがね、ええいうたら、やるつもりなんですよ。こういうことというのは、やっぱり厳しくね、指導しないから町もなめられてるんですよ、はっきり言ったら。指導してもね、だれかがええいうたら、ほんならやろうかと。そういう事例があるから、きちっと厳しく指導してくださいということを申し上げております。それやっただけです。

○議長（久留島）上下水道課長。

○上下水道課長（龍岩）はい、今ご指摘のとおり、今後厳しく対応してまいりたいと思います。

○4番（下岡）終わります。

○議長（久留島）9番、西田議員。

○9番（西田）9番、西田です。大きく2点ほど質問いたします。まず第1点目、浸水対策をについて質問いたします。地球温暖化により、最近、巨大台風の発生や頻繁に起こる局地的豪雨は、その回数を増し浸水への対策は待ったなしの状態です。本町は平成26年3月に防災会議において、海田町地域防災計画の震災対策と基本風水害対策の修正を行ったところです。また、浸水対策では、水路整備と急激な増水に対応する貯留槽の埋設など、順次整備し、排水ポンプの強化も予定されています。平成26年6月定例会で質問したところ、尾崎川を下流に持つ雨水中幹線への接続整備を進めるとともに、尾崎川の整備については、広島県がポンプの能力アップと河床掘削など、河川改修の計画を示しているという答弁でありましたが、実際には、2度も浸水が発生しました。実態から見て遅れを感じています。一方、進まない尾崎川の整備も平成27年度から河川改修計画が実施に向け、進み始めました。新たなポンプ設置のための用地に関しても、防衛

省との交渉が進展しているということです。このことを踏まえ、浸水対策について、次の質問をいたします。1点目、急激な増水に対応するボックスカルバートによる貯留槽の埋設や水路の効率化など、順次整備と排水ポンプの増強などを予定されていますが、国信地区、曾田地区、尾崎川流域の浸水箇所とその具体的対策はどのようになっていますか、お伺いいたします。2点目、広島県は尾崎川の河川改修計画を進め始める中、本町も並行して雨水中幹線の接続整備を進めてはどうか、お伺いいたします。次、3点目、浸水対策の整備により改善される能力及びその効果とスケジュールはどのようになっているか、お伺いします。次に、大きく2点目、東広島バイパスの交通量増加に対応をについて質問いたします。国道2号線のバイパスとして、東広島バイパスは平成26年3月29日に、中野インターから瀬野西インター間が開通し、広島南道路は、平成26年3月23日に吉島インターから西部商工センターインター間が開通しました。残る東西の結束分は、海田町内で、まだ高架がされず県道矢野海田線による片側1車線の暫定利用となっています。しかし、陳情などの成果もあり、この区間も、やっと高架事業に着手されました。だが、高架の完成時期が見えていません。現状は、東西の整備に伴い、県道矢野海田線での交通量は、走量が1.5倍に増加し、大型車が2倍強と大幅に増えています。高架の工事進む中、交通量増加に伴う安全確保はもとより、騒音や振動などの問題が山積しています。このような問題を危惧し、平成25年9月と12月の定例会において課題を指摘しました。さらに、平成26年6月定例会では、道路開通状況に伴う状況悪化を踏まえ質問を行ったところ、答弁では、交差点での防護柵は可能な箇所から設置する。路面表示などは、関係者の意見を伺い、設置を進める。騒音振動に対しては、住民の要望や苦情に耳を傾け、道路管理者の県と連携し対応する。また引き続き高架を国に要望する、ということでした。現在は、東広島バイパスの橋脚工事に入り道路の切り回し工事や、工事壁を設置するなど、交通量における見通しがとても悪い状況になっています。交通量とともに大型車の通行が大幅に増えたことを考え、事故防止や騒音、振動の対策などの観点から、次の質問をいたします。1点目、答弁による交差点の防護柵は可能な箇所から設置する、路面表示などは、関係者に意見を伺い、設置を進める、とありましたが、具体的対策はどのようになっていますか、お伺いいたします。2点目、住民の要望や苦情に耳を傾け、道路管理者の県と連携し対応するとありますが、交通の安全や騒音、振動などの問題に、どのように対応していますか。また、関係所管との連携や改善策はどのようになっていますか、お伺いいたします。3点目、引き続き高架を

国に要望するとありますが、高架の完成時期はいつごろですか。また、早期完成に向けて、取り組みはどのようにされていますか、お伺いします。次、4点目、広島南道路の高架も早期に必要なと考えますが、この広島南道路は海田町分です、実現に向けて具体的にどのような取り組みをされていますか。以上、大きく2点質問いたします。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）西田議員の質問に答弁をいたします。まず浸水についての質問でございますが、1点目については、国信地区と曾田地区の複数箇所で浸水してることは把握をしております。まずは竹貞第一ポンプ場の周辺改修や、貯留管新設、既設水路改修などで対応してまいります。また、尾崎川流域については、現在、県の方で、排水ポンプの能力向上等に向けた整備が進められております。2点目については、新設される東広島バイパス高架の橋脚との調整を図りながら進めてまいります。3点目については、雨水整備計画は、おおむね7年に1回発生すると想定される浸水被害を防ぐことができる計画になっております。竹貞地区のスケジュールについては、平成21年度に流路工と調整池を施工し、平成28年度に竹貞第1ポンプの据え替えを行う予定でございます。竹貞第2ポンプの整備については、それらの整備後の冠水状況等を見ながら、施工時期を検討していきたいと考えております。また、尾崎川流域については、尾崎川河川整備計画の中でも、おおむね30年に1回発生すると想定される浸水被害を防ぐことができるようになるとされております。スケジュールについては、平成28年度の事業着手を目途として努力されていると伺っております。続きまして、東広島バイパスの交通量の増加に対応についての質問でございますが、1点目については、道路管理者である県と協議した結果、東広島バイパスの工事が大きく進捗し始めたために、交差点の一時改良工事等を考慮すると、防護柵の設置が難しい状況になっていると伺っております。また、路面表示につきましては、県の方で設置をしていただいております。2点目については、住民の方から要望や苦情を受けた場合、速やかに道路管理者である県に、対策を講じるよう依頼をしております。今後も国や県などと連携して対応してまいりたいと考えております。また、改善策につきましては、国や県などにおいて検討していると伺っておりますが、町といたしましてもできる限り協力してまいりたいと考えております。3点目、4点目については、国からは、高架の完成時期を示されておられません、早期の完成に向けて積極的予算要求を行い、本年度も国の補正予算で6億円の予算措置がされております。町といたしましても建設促進期成同盟会を通じ、要望を初め、さまざまな機会を

捉えて、国土交通省などに要望してまいりたいと考えております。

○議長（久留島）西田議員。

○9番（西田）それでは浸水対策をに關しての再質問をいたします。この尾崎川のポンプ設置の経緯を少し説明さしていただきます。昭和11年にですね、排水ポンプの設置が行われております。それから、昭和43年に樋門改修が行われております。それから昭和50年、堀川ポンプ、海田町が管理しております堀川ポンプが設置しております。それから、昭和58年、59年、60年に向けて、3回、に分けてポンプの設置が行われております。3.83立米、1秒間にですね、それが初年度。2年目も同じく3.83立米、それから、3回目で1.34で、合計9立米、ポンプ能力のあるポンプが設置されました。その後、ずーっと経緯を見ていきますと、浸水が随分起きております。床下が昭和60年以降、平成14年の間、13回、床上は6回、それから、JRの呉線が止まったのが3回、それから呉道路31号線が止まったのが1回、このような形で随分水害が起きております。それで、広島県も平成14年11月に、これに対応するために、2級河川、尾崎川水系河川整備計画というのをこのような形で出されております。この中では、今言ったような内容で、目標が29トン、毎秒28トンですごめんなさい。28トン毎秒のポンプアップをまず計画されております。それから、同じく尾崎川の河川修理、仮称ですよ。その改修も計画がなされております。計画だけでずっと進んできた経緯がございます。これらに關して、浸水が昨年随分起きてきておりますし、そういった意味から、浸水対策をしていただきたい。県は、この動きが現実にこの27年度予算に計上されております。尾崎川ポンプに關する、2月の十何日じゃったですかね、ホームページで確認したところ、計上されてきています。だから広島県も前向きに、尾崎川に關しての整備を進めてきてる。となると、海田町においてもそれと並行して、雨水整備を進めていかないと、県ができて、その次に海田町が汚水整備に入ると、住民が浸水の被害を受ける期間が長くなってしまいます。できれば、県の動きに合わせて、海田町の雨水整備も並行していただければ、浸水対策が、防げるのではないかというふうに思いますが、今の動きを今説明さしていただいたんですが、それらの動きの中で、もっと積極的にですね、整備を進めていく実態は確認されてると。まず、実態から聞きましょう。浸水が起きてる実態、特に尾崎川流域に於いての浸水が起きている実態は、確認がとれておりますか。

○議長（久留島）上下水道課長。

○上下水道課長（龍岩）はい、確認できております。

○議長（久留島）西田議員。

○9番（西田）いつという事は、私も昨年度浸水が起こったときに写真を撮って執行部の方にも提供したと思いますが、そのように現実には起きてきてる訳です。となると、やっぱり広島県の動きに合わせながら同調しながら、この工事を進めるというのは非常に大事なことだと思うんです。住民さんも安心できると思いますが、そういった意味から、この計画をもっと、速度を上げるお考えはどうでしょうか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）尾崎川関連の方だけで申しますと、尾崎川関連で整備を進めようと思っておりましたのが、中雨水幹線へ向けての幹線水路になりますが、これ、町長答弁でも申し上げておりますけども、東広部分の高架工事が緊急に行われておりますので、その間、中雨水へ向けて幹線の接続というのがやりますと、東広部分で工事をダブってやると、そうすると、通行とかそういうことに影響が出てまいるといいますんで、町長答弁で申しておりますように、東広の高架が一定に済んだところで、この幹線の接続はせざるを得なくなったと、このように思っております。そのため議員がおっしゃるように、ポンプの増強とあわせての幹線整備というのは、現段階では難しいものと思っております。それから、全体のスケジュールで申しました場合に、竹貞ポンプに影響してくる部分については、これは尾崎川のポンプとは影響はございませんので、ここは従来どおりの計画で進めてまいりたいと、そのように思っております。

○議長（久留島）西田議員。

○9番（西田）今尾崎川ポンプとの同調を図るのが非常に難しいとこういう答弁があったんですが、現実にはですね、宅地開発が随分進んできておる訳ですよ。先ほどの前の議員の方の説明の中でもあったと思いますが、そういった宅地開発が進むということは、今のように、局地的豪雨に基づく雨水の増量に対応する、それプラス宅地開発を進めば、もっと早いスピードで中雨水幹線に向けて、水量が増してくるとこういうことが考えられるんですね。宅地が随分、今までですね、田畑で受けていたものが、受けられない現状が、今、海田町に発生しつつある訳ですよ。そういったことを考えたときに、これは、先ほどの話ではですね、バイパスができないから雨水幹線つなげない、で尾崎川ポンプができるまでって言ったら、それと並行はできない。そうすると、その区間、期間ですね、その期間は浸水をずっと見ておれというような話ですよ。ほいで、開発がどんどん進めばそれらが全部出てきますよ、出てきたときに皆どこが受けるかいうたら、少し

改善されてきていますが、海田中学校の裏側の方ですね、ここらの問題も大分改善はできてきておりますが、その周辺に向けても、浸水が起きてくる可能性は考えられるんですよ。今はですね、蟹原地区の方に、浸水が随分発生しておりますが、それがまたこの尾崎川流域全体で広がってくるような現状が想定できるんですが、そこらを、早くしてくださいという意味で、私は今回質問を出ささせていただいてるんですが、そういった観点からですね、今言ったように、宅地造成が進んでどんどん急激的に増えてきますよという、そういった観点から、この雨水対策をどうしようかということ、その答弁をいただきたいんですが。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）尾崎川流域だけでいきますと、いわゆる尾崎川に沿った地域については、当然、ポンプの増強、これはもともとの尾崎川の問題に加えて、中雨水幹線から一度に水が来ると、これをどのように改良するかという部分は、現段階ではまず県のポンプ増強という、それから河川掘床、これが一番必要だと。ほんとの応急処置にしかありませんけども、その止水壁をつくったりとかしました。これは本当に応急措置でしか過ぎませんで、抜本的措置が必要、これは進んでいくと思います。問題は、その尾崎川へいつている中雨水幹線からの、さらに枝管になろうかと思うんですが、中雨水幹線ができたことによって、相当浸水区域、改善できたと思っております。残ってるところへつなぐということで計画が来ておりますが、この部分については申し訳ありませんが、やはりピアを立てるのと、もう一度あの中雨水につけるための工事、これを同時並行で、東広島バイパスのところであるというのは非常に難しいと思います。ですから、少しでも早くピアを全部立てていただいて、下の道路形状がはっきりした段階で、最終的には県道海田矢野線の最終形をつくる、その工事とあわせたような形で解決していくしか、それをしなければ、西田議員の2番目の質問に出てきます、その道路の方の安全対策という面でも影響が出てくると思います。そうになりましたら、現段階でユアーズの東海田店の周辺あたりが相当の雨量になった場合は、浸水したりとかいうのが出ておりますがこれの解決というところと、この今の東広島バイパスの工事ということを考えたときには、現段階で浸水対策は、まず竹貞地区のポンプ場のところへさせていただきまして、片一方のおっしゃいました尾崎川流域も中雨水幹線に流入するところの部分につきましては、まずは、東広島バイパスの高架化の見通しを待った上で行いたいと、そのように考えております。

○議長（久留島）西田議員。

○9番（西田）優先順位で、今の尾崎川流域は2番手になる、候補として上がってというような説明があったんですが、現実にはですね、宅地開発が進んで、尾崎川の中雨水幹線に向けての水量が増えてきていると、これが見受けられるんですよ。今回のレジャー農園の話の中、マンションができると何とかいううわさがあるみたいですが、そういった畑にしても全部宅地化されると、当然、雨水整備されますから、宅地が受ける家屋が受ける部分は、全部時間的に非常に短いうちに全部流れてしまう訳ですよ。それは、集中してしまうような現状が伺えるんですよ。今の三迫団地の上の方もどちら側に流されるかということ、当然、こっちの方に尾崎川流域の方、または寺迫に関しても、当然、今は尾崎川流域の方へ流れてきています。宅地化が進めば進むほど、この問題は厄介になってくるんですよ。だから、優先順位は言われるのは分かります。予算が、限られた予算ですということも私も理解できます。で、そこらをですね、やっぱりきちっと精査しながら、なおかつ、前回も質問させていただいたように、雨水のネットワークも非常にまずい状況にあると思うんですよ。これもちょっと調べてみたら、国土交通省の浸水対策の分で調べてみますとですね、管渠を設けたり、ポンプなどはいいいですが、それから貯留管ですね、貯留槽、こういったものを設けるような、具体的なハードの提案がいっぱい出てきておりますが、これらに関して、もし実施設計ができないんなら、それらに対するきちっとした、どういうんですかね、ハード設計ですか、そこらはどうでしょうか。ご決定いただけたでしょうか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）もちろん申し上げます。予算面ではないんです。あそこの東広バイパスの現在の工事区域、結局、中雨水幹線が現在の高架事業の工事箇所には流れていますので、高架工事と中雨水幹線の改良工事を同時に行うことができません。ですから、高架工事の最終決定を待って、どのような形で接続するか、そこからでない設計とかそういうのもできませんので、並行してとかというところが、しかねます。まずは、ですから、私どもとしてすべきことは、高架工事を1日も早い形で終わらせて、今度はそういった雨水幹線、それから今から第2番目の質問で出てまいるとは思いますけども、その下の部分の県道の安全・安心、そのためには、まずは高架の工事を終わらせることが重要だということでございます。

○議長（久留島）西田議員。

○9番(西田) 順番を変えればよかったんかも分かりませんが、具体を聞いてみましょう。

中雨水幹線の一番スタート地点ですね、ここに関しての接続はできないのでしょうか。

中雨水幹線のスタート地点ですね、要するにランプ橋を下りてきたところ。その接続は今、実質できないんですか。それをお伺いしましょう。

○議長(久留島) 副町長。

○副町長(三宅) 高架工事と同時にできるかということは、非常に難しいというふうに思っております。

○議長(久留島) 西田議員。

○9番(西田) ということは、東広バイパスの高架工事との調整は1年半ぐらい前に質問をさしていただいたときに、中雨水幹線に関しての整備はできてる、橋脚には影響はありませんよというような答弁だったというふうに理解しているんですが、そこの今の答弁の整合性はどのようになっていますか。

○議長(久留島) 副町長。

○副町長(三宅) あの時点で、言っておりました中雨水につきましては、幹線の部分について、ほぼ完了という形の中で、逆に、中雨水幹線のあることを前提に高架を建てられるということで、逆に言えば、こんなに早くできるとは、いや、月日が経つとは思ってませんでしたから、その間に接続という、今おっしゃいました質問時期が、あの高架が進めるといふときとの時間的な関係で、その前でのご質問でございましたから、あのあと、今もう次々と補正予算がついて、さらに早まるとかという感じで、ピアがいつどこへ立つのかというのが、国土交通省の方でもまだ何基分また付けれるというだけで、どこをどうつけるかというところが決まってません。ということで、工事の取り回しといいますか、そのいつの時点で工事するか、高架と問題はなくても、工事時期が高架をつけるときにその横をやるというと、下も止め、こっちは止めないといけないこっちは止めないといけないとなって、その部分が、現段階でわからないと。ですから、接続できないとかそういうのではなしに、工事する時期というのが、どういうんですかね、取り回しができないという、そういう意味です。ですから、これを解決するのは、高架がどういう形で全部ができ終わって、しかもその上がどうくるという工事過程が全部わかれば、今度はこちらの工事の取り回しがかかれるという形になろうかと思えます。

○議長(久留島) 西田議員。

○9番(西田) それでは今の問題は置いときまして、2番目の東広バイパスの方からお聞

きしましょう。東広バイパスの予算、これも広島県の予算計上、平成 27 年度当初予算主要事業の内容、土木局が出しておりますが、2月補正、経済対策を含むというようになっております。その中にですね、その他の主な事業箇所というので、社会資本未来プランという短期集中戦略の推進という、この中に、広域的交流連携基盤の強化の中にですね、直轄道路という形になっておりますが、2号線、東広島安芸バイパスに関して予算計上はもう出てきております。だから、この東広バイパスはですね、随時進んでくるというふうに思います。で、今の部分、実際に工事されてる部分は、26年度の経済対策におけるは費用で賄われてるんだと思いますが、こういう形で随時できてきているので、これはお聞きしますが、もう一度お聞きしますが、いつ頃できるんか。ここをですね、やはり一番に聞きたいんですが、どうでしょうか。

○議長（久留島）都市整備課長。

○都市整備課長（近森）これは国の方も予算の方が未定なので、未定という回答しか返ってきておりません。

○議長（久留島）西田議員。

○9番（西田）予算が未定というのは、何を見て言われとるのかよくわからないんですが。計上はされてきてるんですよ。それが、満額かどうかはそりゃ分かりませんよそりゃ。満額かどうか分かりませんが、未定という表現がちょっと理解できないんですよ。計上されてますよ、現実には。その分量がどうか、こう説明されるんだったら理解できますがね、その点いかがですか。

○議長（久留島）都市整備課長。

○都市整備課長（近森）すいません、これは予算のつき具合といいますか、加算といいますか、そういう意味でありますので、すいません、申し訳ございません。

○議長（久留島）西田議員。

○9番（西田）となると、そういった事があるのならば当然早くしないといけないという感覚になりますよね。これは、執行部の方も私も同じですよ、早くしてもらいたい。これは共有しとると思うんですよ。だから早くするために、じゃあどう努力されてますか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）町長が直接国土交通省へ参って、本省それから整備局、それから国道事務所というところへの陳情活動も行っておりますし、期成同盟会を通じても行っているところです。成果としては、26年度の予算プラスさらに26年度の補正予算がつきまし

たし、今後は、27年度の本予算でどれだけ箇所付けで付けてもらえるかだというふうに思っていますから、またタイミングを見て執行部としても陳情活動を行いたいと思っております。

○議長（久留島）西田議員。

○9番（西田）期成同盟会に関しては東広バイパスと安芸バイパスに関しての期成同盟会だと思いますので、今一番問題になっているのは、海田の部分ですよ。海田部分。これは南道路がつながれて瀬野領域もつながれたら、一番落ち込んでる平面道路を使っているのは海田町域分だけです。ほいで当然これが上がっておれば問題なかったんですよ。逆に言うと。それが現実には平面道路を使われている現状があった訳ですよ。それにも、かかわらず、両サイドがつながれたもんで、交通量がいきなり増えてきた。これ説明させてもらったとおりですよ。今大型車も随分増えています。1.23ぐらいあるんですね。これは調査の結果、間違いない数字ですから、現在はどうか分かりませんよ。現在も少し増えているような感じがします。だから、ここがね、落ち込んだ状態をつくった、これはなったんですから仕方ないですが、責任を追及する必要も私はないと思いますが、早くするいう努力をですね、切り換えて進めていかないと、これいつまでたってもこのJRの高架の問題も含めて一緒ですよ。JRの高架、今の2号線のアンダー、それと、東広バイパスのアンダー、2号線のアンダーは別としても、東広バイパスのアンダーなんてこれ仮設じゃないですか。呉線が上がってから、あれフラットになる。逆に上に行くという計画になってると思うんですよ。そういったことを全て含めると、総合的に、町長良く言われる、総合的に考えたときには一番に行動を起こさないといけないのは、そこじゃないですか。海田部分が下に下がっている。なおかつ見てください。2号線のアンダーは4車線ですよ。東広バイパスのアンダーは片側1車線ですよ。あれだけの量がいきなり絞られて、あのアンダーに向けて全部流れていく。この現状はもう随分前からわかってるしそれを危惧しているから、私は何回も質問してきてるんですよ。だから、もう少しそこをですね、やっぱり力を入れて、力入れるという観点から、町長、どうですか。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）確かに海田町の大正交差点を含め、東広島バイパスの問題が一番最後になったような感触を持っております。私も、当初からずっと毎年ですね、期成同盟会で東広島バイパス、西バイパス、または54号バイパスと期成同盟会を各地につくって、い

ろんな陳情をしておりますが、とにかく海田がどんだん遅れるんじゃないかということで危惧をしながら、廿日市なんか後から考えたものですね、商工センターを越えて今の向こうの方へずっと行っとるんじゃないかと。何回も言って、しまいには腹が立つからやめてくれと、せんのなら。なら家でも建つというぐらいですね、きついことも述べました。国道事務所所長も、ほとんど2年ぐらいで代って、次から次に国の方から来られる。あなたらは変わっても我々は変われんと、とにかく早くやってくれいうて、かなり厳しいことを言うております。そういうことから、いきましてね、とにかく一番遅れとるのがこの地区ですよ。そういうことはね、行く度に、国土交通事務所、整備局、そして、また国の国土交通省の道路関係とかですね、高架の問題も含めて、陳情を重ねておりますので、改めてですね、動き出したということの一つの起爆剤としてですね、是非早くやっていただくようお願いに行きたいと、こういうように思っております。

○議長（久留島）西田議員。

○9番（西田）気持ちはよく分かりました。で、この海田町を挟む両サイド、広島市分ですよ。これは今町長さんが言われたように、南道路の分に関しては、高速3号ですよ。この分に関しては3年ぐらいであつという間につないでしまったんですよ。大きなスケールをもった市においてはそれが実施できた。となると海田町のように小さなところはどのような行動をしていかんといけないかというのは、いろいろ具体的に言われましたが、やっぱりそこらをうまく結束しながら、やっぱり陳情活動も含めてですが、それはやっていかない限り、今の現状を打破できませんよ、いつまでたっても。これが打破できなかつたら、前の問題の浸水対策も打破できないんですよ。長い期間ほいじゃあ、浸かってもいいのかいう話ですから。だから全部つながっているんです。JRの高架事業までつながってますよ。もしJRの呉線が高架になればですね、2号線が、アンダー部分がフラットになる。今のズームズームスタジアムのところの。蟹屋のアンダーと同じような現状が、フラットになってしまうんです。

景観が随分代りますよ。まちづくりも全然変わっていますよ、そりゃ。町長さんがいつも言われる、安心・安全なまちづくりということを考えるなら、このようにもうちょっと大きなやっぱりまちづくりに成果が上がってくると思います。で、東広バイパスアンダーだって、これも上へ上がってしまえば、呉線が上がってしまえば踏切が亡くなってしまえば、これも全部それにつながる訳ですよ。だから、やっぱりこれが全部ですね、リンク、つながってる現状がある。それらを含めてやっぱりバイパスの陳情も

しないといけない、いろんな形でですね、方策を練っていかないといけない。それからそれに、現状、動かなくなっている雨水対策、浸水対策もこのバイパスが進まないと動かないというような答弁だったんですから、それをやはり早く進めていただきたいんですよ。だから、その点を聞くのと、もうひとつ、大事なポイントがですね、いつできるんか、東広バイパスの完成時期がいつできるのか。これ非常に大きな問題で、で住民さんの苦情が随分出てきております。それらを踏まえて、この時期というのはどのような形で、なんとかして調査できないんでしょうか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）順序が逆になりますが、まず時期というのは、どれだけ国の予算が付くかと、毎年付くかということですから、これについては現段階でいつとは言えません。逆に言いますと、よその例でいきますと、集中的についた場合には2、3年でできているケースもありますから、是非そうなるように、執行部と議会一緒になって国の方へ働きかけてまいりたいと、是非ご協力をお願いしたいと思います。

○議長（久留島）西田議員。

○9番（西田）ほいじゃ、もっと具体的な、住民さんの苦情の件をちょっと言わせてもらいたいんですが、東広バイパスで住民さんからいろんな苦情が出てきてると思いますが、県へ直に行っているか町へ行っとるか分かりませんが、現状としてどのような形の苦情が何件ぐらい現状起きてるかどうか、その確認をしたいと思います。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（木村）はい、本県の方に直接行かれている件数についてはちょっと把握はできませんけれども、海田町の方に寄せられた意見としましては3件ございました。今年度ですね。それらにつきましてはすぐに県のほうに連絡をとりまして、県の方の対応をどのようにされたかということまで、町の方にご報告いただくことにしております。

○議長（久留島）西田議員。

○9番（西田）ここの答弁の中にもありましたが、要するに県と海田町ともうひとつは警察が出てきてませんが、そういった意味の連携を取っていかないと安全対策も町づくりの安全対策もできませんので、その点は、具体的にですね、12月の時点でいろんな説明がございました。それらを受けて、どのような形でどういう時期に何回ぐらい、その調整をされたのかどうか、お伺いします。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（木村）この度、急きょ国土交通省の方が橋脚を建てるということになりました。その工事関連に伴って、広島国道工事事務所が現場に入ってまいりました。平面部の交通については県の方が維持管理を実施するんですが、工事との関連もあるので、国、県、町の方で、今後連携を図っていくという事にはなっておりますが、今ご質問の、具体的なそういう調整会議等をですね、今までは実施しておりません。

○議長（久留島）西田議員。

○9番（西田）それじゃあ、今から実施する予定はどうでしょうか。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（木村）まだ具体的な日程のほうは連絡をいただいておりますが、先日、県の方から、三者の協議会等を立ち上げたいという打診のほうは受けております。

○9番（西田）終わります。

○議長（久留島）本日の議事日程は終了する見込みがございません。したがって、会議規則第23条の規定により、これにて延会といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、本日は、これにて延会とすることと決めます。なお、明日も午前9時から本会議を開会いたしますので、ご参集ください。本日はご苦労さまでございました。

午後4時03分 延会